

第六次寝屋川市総合計画

第2期寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川
～イノベーションの創出～

2021年度 ▶ 2027年度

「新たな価値を創り、選ばれるまち」 を目指して



寝屋川市は、昭和 26 年 5 月 3 日に市制を施行し、本年、70 周年という大きな節目を迎える中、平成 30 年度から策定を進めてきた新たな総合計画が令和 3 年度からスタートします。

これまで本市は、高度経済成長期に多数の若い世代の皆様が新住民として本市へお越しいただき、急激な人口増加を背景に、大阪の衛星都市として飛躍的な発展を遂げてまいりました。

その後、平成 7 年をピークに人口は減少に転じ、また、人口急増期に転入された若い世代の皆様がシルバー世代となられることで、高齢化の進行による影響は、近隣の自治体以上に重要かつ喫緊の課題となっています。

将来にわたって福祉や教育、産業などの行政サービスを維持し、更に充実していくためには、子育て世代を中心とした若い世代の皆様が本市を選んでいただき、人口の年齢構成のリバランスを図っていかねばなりません。

また、本格的な高齢化と高度な情報化社会を見据え、市民の皆様への利便性をより高めていくため、公共施設やサービスの在り方を再検討し、市民サービスの提供を公共交通機関の結節点である駅周辺に集約していく「市民サービスのターミナル化」を進めていく必要があります。

こうした課題に対応するため、「第六次総合計画」では、社会の仕組みや課題の本質を捉えた寝屋川水準の施策を展開し、新たな「価値」を創出することで社会のスタンダードを作り上げ、市内外の多くの皆様が本市を選んでいただけるまちの実現を目指すこととしております。

市民の皆様との協働の下、本計画を着実に推進し、目指す将来像の実現に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

市民の皆様におかれましては、今後とも、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たりまして、多大なるお力添えを頂きました総合計画審議会委員、市議会議員の皆様、並びに多くの貴重な御意見を頂きました市民の皆様が心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

寝屋川市長 広瀬慶輔

目次

計画策定に当たって



第1章 計画策定の趣旨

- 第1節 計画策定の目的 2
- 第2節 計画の概要 3



第2章 社会潮流

- 第1節 人口減少と構造の変化 10
- 第2節 分野別社会潮流 14

基本構想



第1章 将来像 20



第2章 寝屋川市の未来の姿（ランドデザイン） 21



第3章 計画推進の基本姿勢 26



第4章 まちづくりの方向性

- 第1節 戦略的なまちづくり 29
- 第2節 施策分類ごとの方向性 31



第5章 将来人口及び都市構造とまちづくりの考え方 43



第6章 総合計画を軸とした行財政運営の推進 46

戦略プラン

計画の体系	50
戦略プランの見方	52

1 訴求力のある施策



ファクターⅠ 子どもに最善を尽くす

- ① 安心して子どもを産み、育てる環境づくり 54
- ② 寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」 56
- ③ 子どもを全力で守り抜く 58



ファクターⅡ 誰もが住みたくなるまちをつくる

- ④ ポテンシャルをフル活用した都市基盤整備 60
- ⑤ 将来を見据えた公共施設の集約・複合化 62
- ⑥ 働く場の創出と多様な人材の育成・確保 64



ファクターⅢ 命を全力で守り、豊かなくらしを実現する

- ⑦ 災害から命を守るための対策 66
- ⑧ 防犯力向上による体感治安の改善 68
- ⑨ 健康寿命の延伸 70

2 生活を支える施策



- ⑩ 人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくり 72
- ⑪ 誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり 74
- ⑫ 衛生的で快適な生活の確保 76
- ⑬ 環境を守り、日頃のくらしを良好に 78

3 くらしの質を高める施策



- ⑭ 学びによる市民文化の向上と発展 80
- ⑮ 豊かな自然があるくらし 82
- ⑯ 地域づくり・きずなづくり 84
- ⑰ 市民ニーズを捉えた行政サービスの充実 86
- ⑱ 市民ニーズの把握・情報発信力の強化 88
- ⑲ 未来へつなぐ行財政運営 90

● 財政収支計画 94

● 資料 101



計画策定に当たって



第1章 計画策定の趣旨



第2章 社会潮流





第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

寝屋川市では、平成23年に第五次総合計画を策定し、市の目指すべき将来像の実現に向けてまちづくりを進めてきました。

この間、人口減少・少子高齢化の進行は現実的なものとなり、今後、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）、さらには、高齢者人口がピークとなることを見込まれる令和22年（2040年）頃の状況は、経済の低迷や市財政状況の悪化など、一層厳しさを増すことが見込まれます。

加えて、相次ぐ自然災害の発生、経済・社会のグローバル化の進展、情報通信技術等の急速な進歩など本市を取り巻く環境は大きく変動しています。

また、本市は、平成31年4月に中核市へ移行し、行政運営における権能や裁量を拡充し、より市民ニーズを反映したきめ細かな行政サービスと特色あるまちづくりを推進しています。

令和3年度に市制施行70周年の節目を迎える中、こうした本市を取り巻く大きな転換期を、更なるステージアップの好機と捉え、「みんなのまち基本条例」の市民がまちづくりの主役であるという基本理念に基づき、本市に住みたい、住み続けたいと感じてもらえる「選ばれるまちづくり」を強力に推進していくため、まちづくり及び市政運営の指針となる第六次寝屋川市総合計画を策定します。





第2節 計画の概要

1 第六次総合計画の特徴

寝屋川市の人口は、高度経済成長期に急激に増加し、平成7年の約26万人をピークとして減少局面に入り、令和2年4月の住民基本台帳人口は231,189人となっています。特に留意すべきは、本市の生産年齢人口に対する老年人口の割合であり、平成27年（2015年）国勢調査人口においては、老年人口1人を支える生産年齢人口は2.1人（大阪府全体2.7人）となっていました。国立社会保障・人口問題研究所による推計（平成30年3月）では、令和22年（2040年）には1.2人（大阪府全体1.8人）まで減少すると予測されています。

加えて、本市の小・中学校を始めとする公共建築物や道路・上下水道などのインフラ資産の多くは、高度経済成長期の人口急増に伴う行政ニーズの拡大に対応するため、昭和40年代から昭和60年代にかけて集中的に整備を進めてきました。今後、これらの施設等の老朽化が進み、更新や大規模改修の時期を迎えることとなります。

これから先、人口減少・少子高齢化の進行により、市税収入が減少する一方で、医療や介護等の社会保障関連経費の増加が見込まれ、さらには、公共施設等の更新、改修等に多額の経費が必要となることから、本市の財政環境はより厳しい状況となることは必至です。

これまで以上に自治体間競争が激化する中において、将来にわたって現在の行政サービスを維持し、更に充実していくためには、市内外の多くの人に本市が選ばれ、人口の年齢構成のリバランスを図ることで、まちの持続可能性を高めていく必要があります。

また、社会情勢や行財政環境の大きな変化が見込まれる中、行政だけで地域課題に対応することは困難となっています。市民や地域団体、事業者など地域で生活する全ての人々と議会並びに行政がそれぞれの役割と責務を果たしながら、住みたい、住み続けたいと感じる魅力あるまちへと進化し続けていかなければなりません。

こうした極めて厳しい課題に対応していくためには、これからのおおむね10年の取組が極めて重要となります。第六次総合計画は、福祉や教育、産業など各分野の行政サービスを総合的かつ確実に実施することを基本として、将来にわたって必要なサービスを維持、向上させ続けるために、人口減少・少子高齢化の進行などの課題に対し、本市一丸となって積極果敢に立ち向かい、未来志向で今実施すべき政策を寝屋川水準（※P28参照）で立案する「**成長戦略型の総合計画**」として策定します。

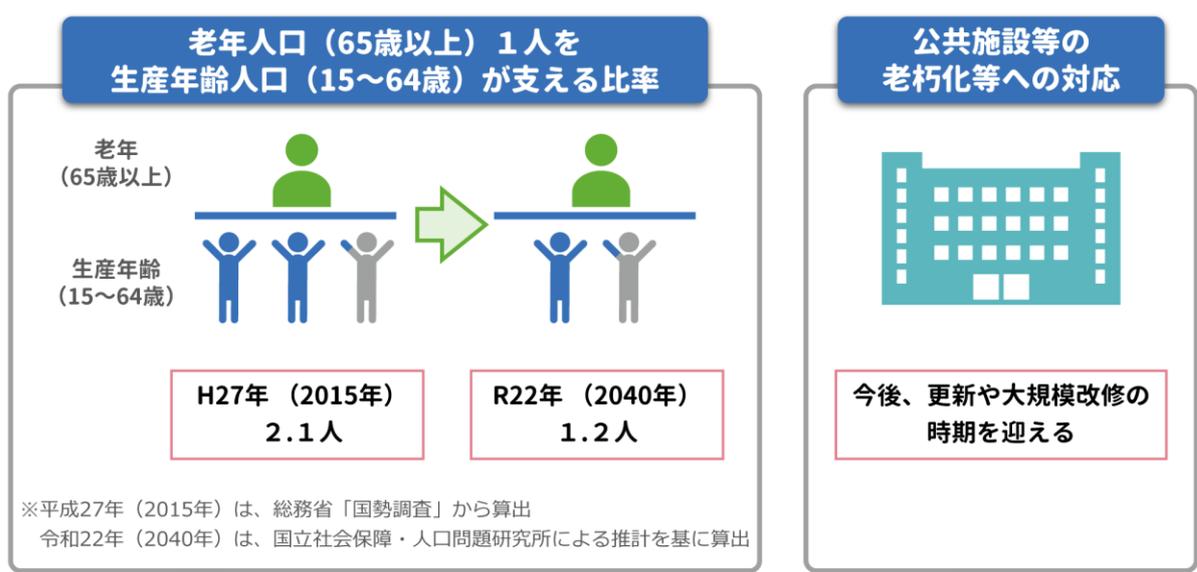




計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



【市財政への影響】
 歳入：市税収入↓
 歳出：社会保障関連経費↑ 施設等更新・改修費↑

将来にわたって現在の行政サービスを維持、充実するためには、「**人口の年齢構成のリバランス**」が必要

行政だけで地域課題に対応することは困難であり、地域で生活する全ての人々と議会並びに行政が、それぞれの役割と責務を果たしながら、**魅力あるまちへと進化し続けることが必要**

第六次総合計画の特徴

福祉や教育、産業など各分野の行政サービスを総合的かつ確実に実施することを基本として、
 未来志向で今実施すべき政策を寝屋川水準で立案する
「成長戦略型の総合計画」として策定





2 計画の位置付け

1 まちづくりの指針

まちづくりを進めていくに当たり、本市で暮らし、働き、学ぶ市民はもちろんのこと、市外から新住民となる将来市民も含め、行政と共有すべき指針となるものです。

2 市政運営の指針

全市民のくらしの豊かさを更に高め、人口減少・少子高齢化の進行への対策を図るための市政運営の指針となるものです。

3 総合計画と総合戦略の統合

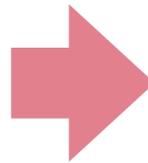
本市では、人口減少対策を戦略的に実施するため、平成27年度から令和2年度までの6年間に計画期間として、第1期市まち・ひと・しごと創生総合戦略（市総合戦略）に基づく事業に取り組んできました。

一方で、総合計画と市総合戦略は、アプローチの視点は異なるものの、いずれも共通の将来都市像を実現するための計画であることを踏まえ、令和3年度からの第2期市総合戦略については総合計画と統合し、より明確で効率的・効果的な事業推進を図ることとします。

これまで（令和2年度まで）

第五次総合計画

第1期市総合戦略



令和3年度から

第六次総合計画

第2期市総合戦略

総合計画と市総合戦略を統合



4 SDGs達成への貢献

SDGsとは、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、社会が抱える問題を解決し、世界全体で令和12年(2030年)を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットで構成されています。SDGsの根幹にある「持続可能な開発」とは、「将来世代のニーズを損なわずに、現代世代のニーズを満たす開発」のことをいい、SDGsの推進は、本市の「あるべき・目指すべき未来」の実現と同じ方向を示すものであることから、総合計画で示す施策・事業の推進を通じて、市民や地域団体、事業者などの多様なステークホルダーとの連携を図り、SDGs達成に積極的に貢献します。

また、国の「SDGsアクションプラン2020」において、SDGsを原動力とした地方創生を推進するとされていることを踏まえ、社会、経済、環境の側面から統合的に取組を進めるSDGsの考え方を活用し、持続可能なまちづくりの推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





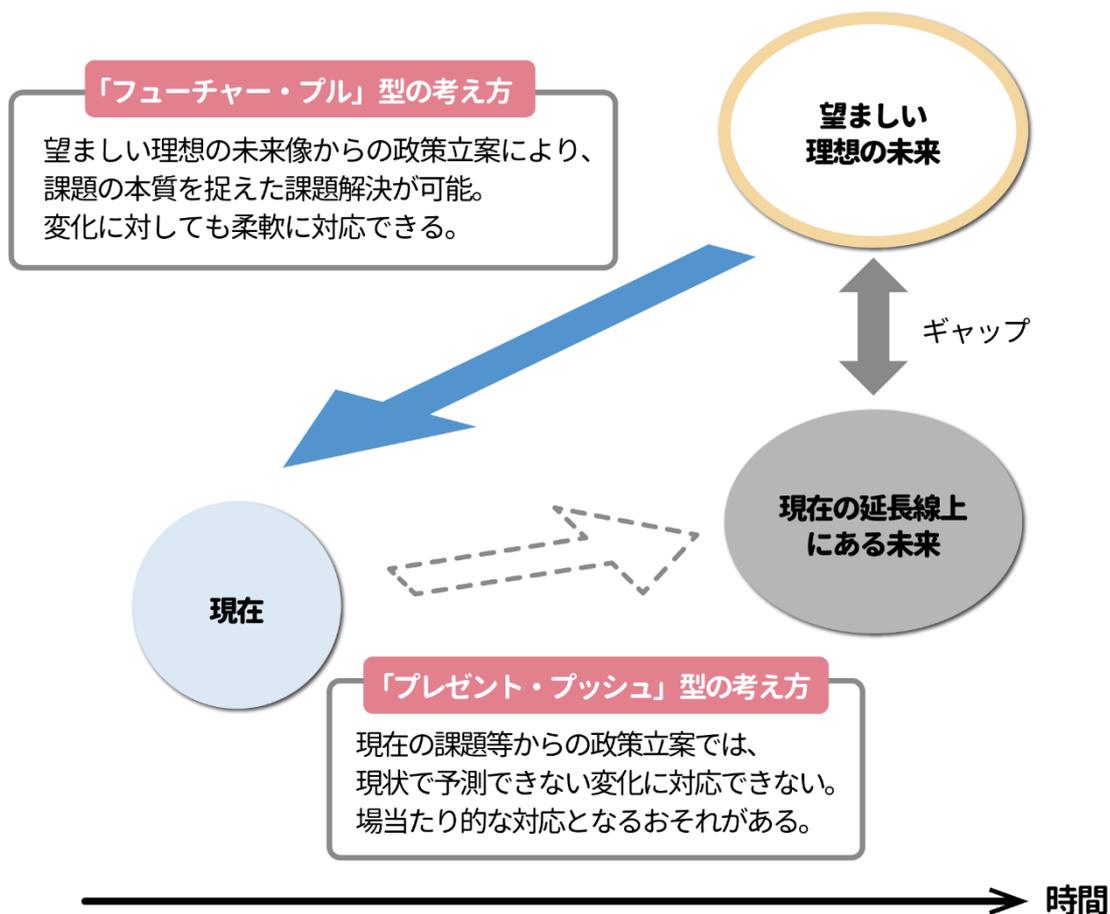
3 「フューチャー・プル」型による策定

今後、更なる人口減少・少子高齢化が進行する中、多発する自然災害への対応や地球規模での環境問題の深刻化、加えて、AIやRPA等の情報通信技術の進歩、普及など、社会経済状況は大きく変化し、そのスピードは非常に早くなっています。

これまで以上に先が読みにくく、状況の変化が見込まれる中において、これまでのような現状を捉え、今ある課題を解決するという現在からの発想である『プレゼント・プッシュ (Present Push)』型の考え方では、時代の変化に対応することはできません。

総合計画の策定に当たっては、現状における市民ニーズや課題をしっかりと踏まえた上で、おおむね10年先の本市の未来の姿を描き、その未来像から発想する『フューチャー・プル (Future Pull)』型の考え方に基づき、施策・事業の在り方を検討することとします。

これにより、明確な将来像に向かって着実に取組を推進することができるとともに、時代の変化に対して柔軟に軌道修正することが可能となります。



4 計画の構成と期間

① 構成

基本戦略

基本戦略は、将来の目指すべきまちづくりの方向性（基本構想）と、それを実現するための施策（戦略プラン）を示すものです。

- **基本構想**

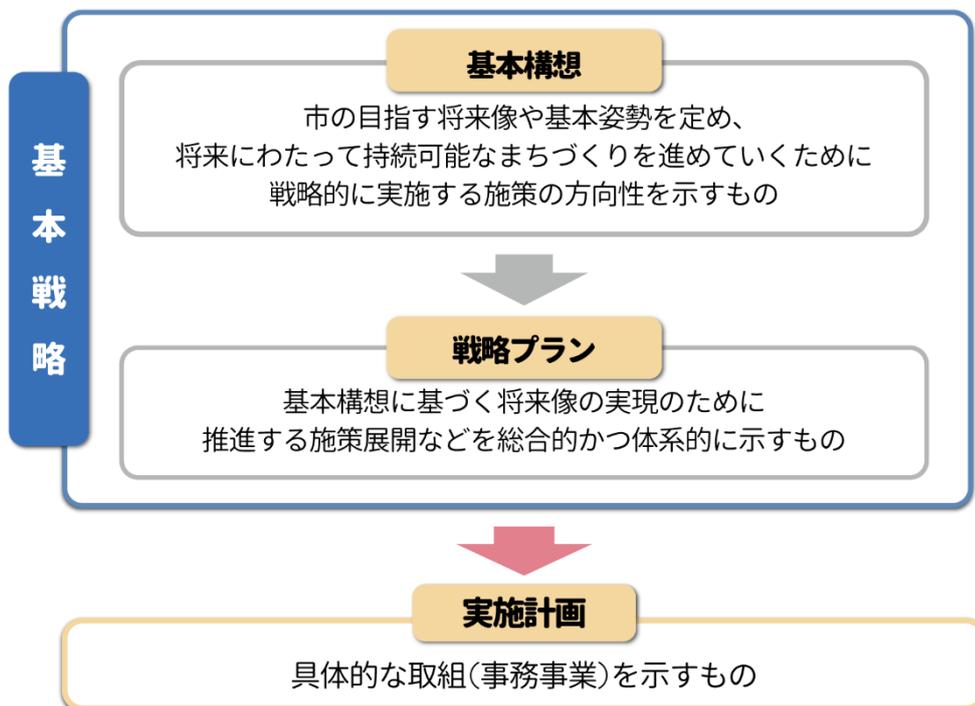
基本構想は、市の目指す将来像や基本姿勢を定めるとともに、社会情勢の変化や課題に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくために、戦略的に実施する施策の方向性を示すものです。

- **戦略プラン**

戦略プランは、基本構想に基づく将来像を実現するため、分野ごとの「現状の延長線上にある未来<課題>」と「あるべき・目指すべき未来<ビジョン>」を整理し、課題とビジョンのギャップを埋めるために推進する「施策の展開」などを総合的かつ体系的に示すものです。

実施計画

実施計画は、基本戦略に基づいて実施していく具体的な取組（事務事業）を示すものです。



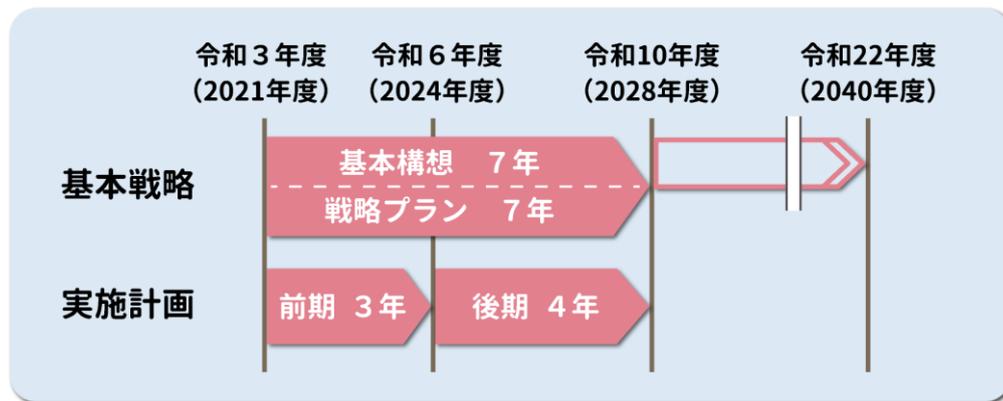


② 期間

総合計画は、初年度を令和3年度（2021年度）、目標年度を令和9年度（2027年度）とし、計画期間を7年とします。

基本戦略は7年間とし、実施計画は、基本戦略の7年間を見据えつつ、社会経済状況の変化等に的確に対応するため、前期3年間、後期4年間の計画とします。

また、実施計画については、新たに取り組む事業等を含めて、必要に応じて見直しを行います。



計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





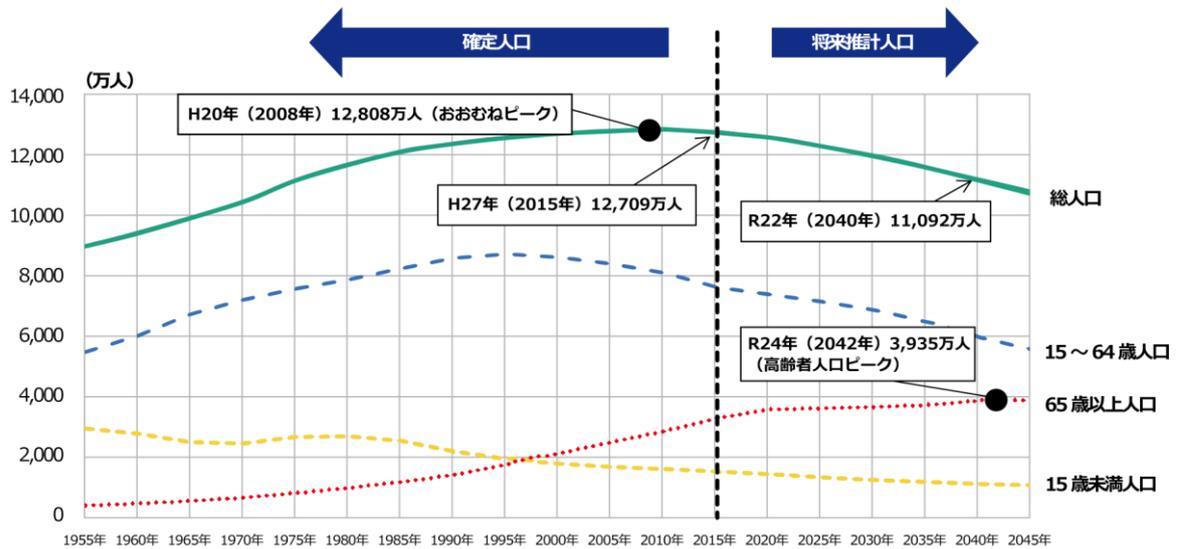
第2章 社会潮流

第1節 人口減少と構造の変化

1 国全体の状況

我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークとして、今後、加速度的に減少することが見込まれています。令和22年（2040年）頃には毎年90万人程度の人口が減少する一方で、団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）となり、令和24年（2042年）には高齢者数が3,935万人に達し、ピークを迎えることが予測されています。また、高齢化率は平成27年（2015年）26.6%から令和22年（2040年）35.3%に増加することが予測されています。

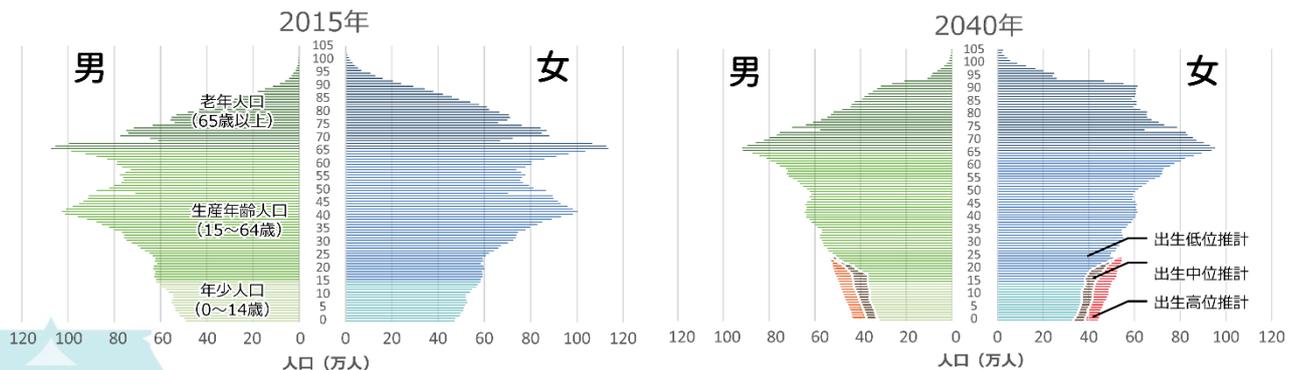
■ 日本の総人口・年齢3区分別人口の推移と見通し



※確定人口は、総務省「国勢調査」による。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」における出生中位（死亡中位）の仮定による。

■ 人口ピラミッドの変化



国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」



2 寝屋川市の現況

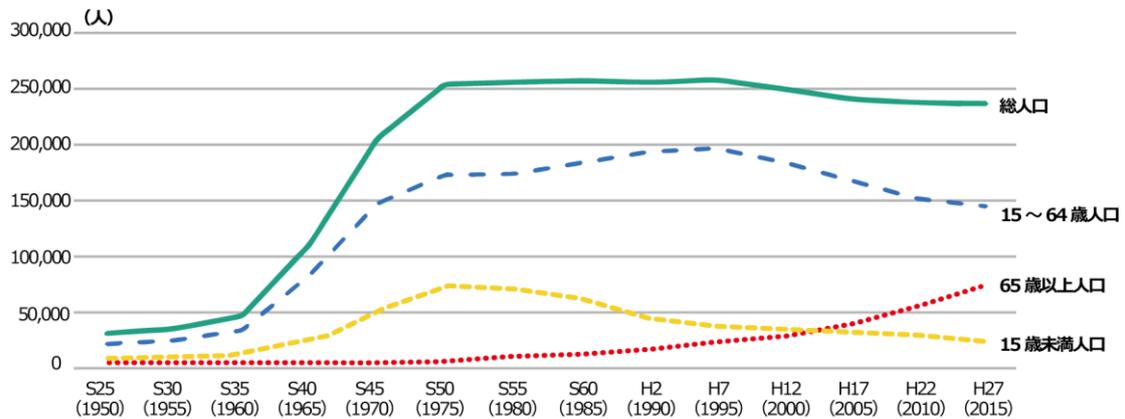
1 総人口

市制施行時（昭和26年）に約3万5千人であった人口は、高度経済成長期を経て、昭和50年（1975年）には25万人を超え、この時の人口増加率は日本一（人口10万人以上の市での順位）を記録しました。

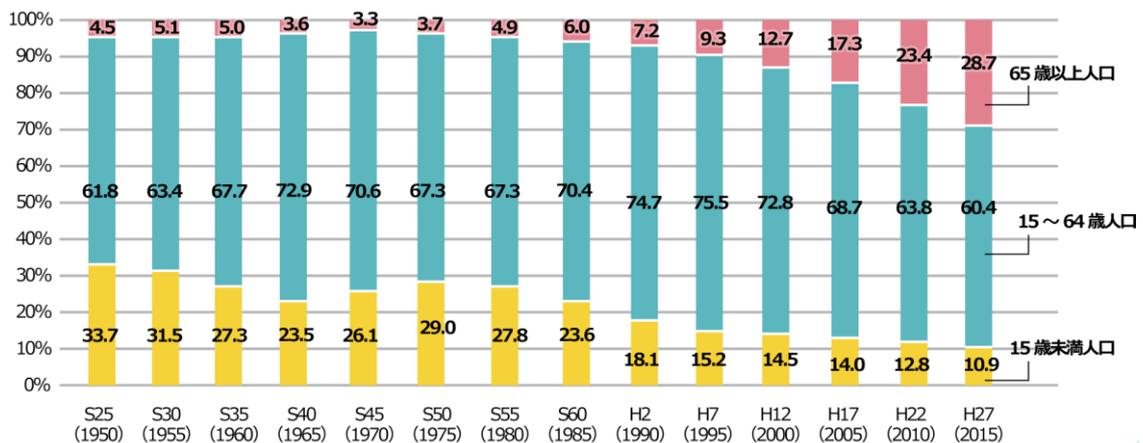
その後、平成7年（1995年）の約26万人をピークとして減少に転じ、平成27年（2015年）で237,518人となっています。令和2年（2020年）4月の住民基本台帳人口は231,189人で、減少傾向が続いています。

また、年齢3区分別人口は、15歳未満人口（年少人口）及び15～64歳人口（生産年齢人口）ともに減少傾向にある一方、65歳以上人口（老年人口）は増加傾向にあります。総人口に占める65歳以上人口（老年人口）の割合も平成27年（2015年）で28.7%となっており、少子高齢化が確実に進み、超高齢社会を迎えています。

■ 総人口・年齢3区分別人口の推移



■ 年齢3区分別人口割合の推移



総務省「国勢調査」

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



② 自然動態（出生・死亡）

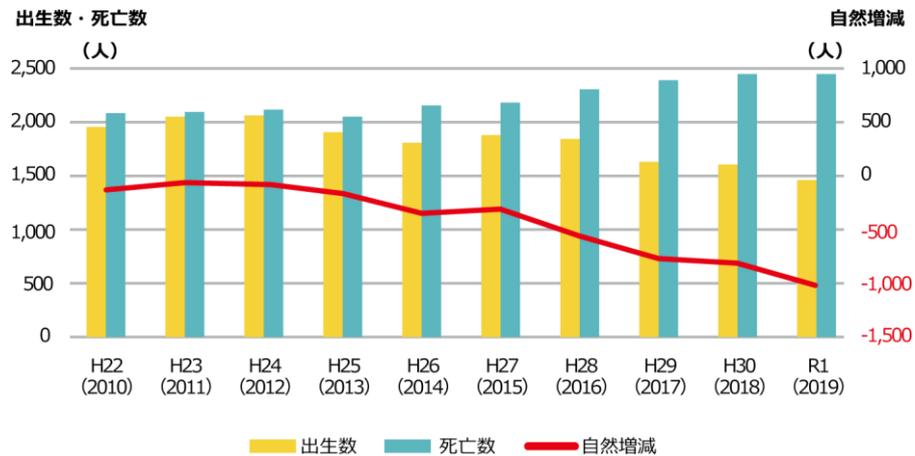
令和元年（2019年）の出生数は1,451人、死亡数は2,450人で、自然動態は999人の自然減となっています。

高齢化の進行等から死亡数は増加傾向となっています。

出生数は、平成23年（2011年）、平成24年（2012年）に2,000人を上回ったものの、以降は減少傾向にあり、近年は約1,600人程度で推移しています。

その結果、自然動態は平成22年（2010年）以降、自然減が続いています。

■ 出生数、死亡数、自然増減の推移



寝屋川市統計書

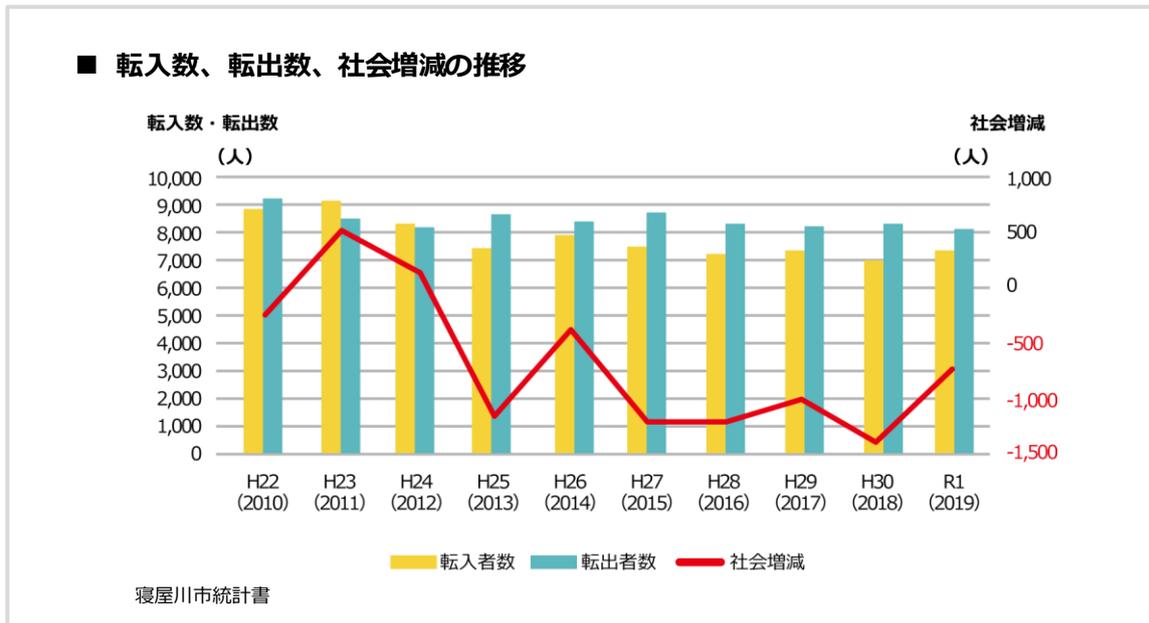




③ 社会動態（転入・転出）

令和元年（2019年）の転入数は7,409人、転出数は8,135人で、社会動態は726人の社会減となっています。

再開発事業等のまちづくりの推進等に伴い、平成23年（2011年）、平成24年（2012年）は転入超過となったものの、平成25年（2013年）以降は7年連続で転出超過（社会減）が続く状況となっています。



④ 現状分析

本市は、昭和35年（1960年）頃から昭和50年（1975年）頃にかけて急激に人口が増加する中で、大阪都市圏のベッドタウンとして発展してきました。

こうした本市特有の人口変動を背景として、当時の子育て世代が一斉にシルバー世代となることで、高齢化率は年々大きくなっています。今後、その傾向は更に大きくなるものと考えられます。

人口構造の変化は、子育て、教育、介護における担い手不足などの制度運用面での課題に加え、市税収入の減少や医療費の増大、更新時期を迎える公共施設等の対応などに伴う財政面での課題が大きくなることなど、このまま何も対応策を講じなければ、これまでのようなサービスの提供を維持し続けることが困難となるおそれがあり、これらの課題に危機感を持ち、時機を逸することなく対応を図っていく必要があります。





第2節 分野別社会潮流

ここでは、総合計画策定に当たって踏まえるべき社会潮流を整理します。

1 ライフスタイルや価値観の多様化と地域コミュニティの希薄化

都市化の進展や核家族化、就労形態の変化などにより、人々のライフスタイルの多様化が進むとともに、一人ひとりの個性を尊重する傾向が強まる中で、社会的つながりを担ってきた自治会の加入率の低下傾向が見られており、世代間の交流や地域とのつながりの希薄化が進み、地域活動への参加の停滞が懸念されるとともに、社会全体の活力の低下につながるおそれがあります。

一方で、地域福祉や防犯、災害時の支援活動などにおいては、地域住民の交流と連帯による地域コミュニティの果たす役割が極めて重要です。

地域活動を維持するためには、若者を始め、シルバー世代等を含めたあらゆる世代の自主的な活動への参加を促進することに加え、地域団体、特定非営利活動法人（NPO法人）などの連携がより一層重要となります。

2 安全・安心に対する意識の高まり

近年、局地的な大雨や勢力の強い台風、大規模な地震などの自然災害が多発しており、防災面で安全・安心に対する意識は高まっているものの、「自助」の意識をこれまで以上に高めることが重要です。南海トラフ巨大地震が今後30年以内に70%から80%の確率で発生すると予測されており、災害に備えた更なる体制整備が必要となっています。

また、子どもや女性を狙った性犯罪やシルバー世代が被害者となりやすい特殊詐欺等の犯罪、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を始めとした新たな感染症や食中毒といった人の健康に影響を及ぼす事象（健康危機事象）など、人々の暮らしを脅かす事案が発生しており、安全で安心して暮らせる社会の実現が求められています。





3 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴う 「新たな日常」の実現

世界各地で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、我が国においても感染が拡大し、社会経済活動に大きな影響を与えています。

こうした中、感染拡大の防止対策を講じつつ、経済活動を維持するため、日々の生活スタイルの変容や働き方の変革などが推進されています。テレワークやキャッシュレス化、行政手続・サービスのオンライン化等の環境整備が広がりを見せており、「新たな日常」に対応した社会の実現が求められています。

4 経済情勢と雇用を取り巻く動向

我が国の経済情勢は、内閣府の第19回景気動向指数研究会によると、長期にわたる景気拡張局面が終わり、後退局面に転じているとされています。また、予期せぬ新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な拡大を受け、今後の先行きは見通しが立たず、長期的な視野で経済動向を注視していく必要があります。

また、雇用情勢においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大で失業者の増加、特に非正規雇用労働者の雇用不安が高まっていることに加えて、若年者の非正規雇用への対策とともに、結婚や出産後も女性が働き続けられる環境づくりとしての待機児童対策やシルバー世代等の雇用促進など、全世代を通じた安定した雇用環境の確保が課題となっています。

さらには、平成31年4月から外国人材の受入れを拡大しており、受入れ環境の整備が求められています。

5 持続可能な社会の実現に向けた対応

人口や経済の東京圏への一極集中が加速する中、地方では、地域課題を解決することで人口減少に歯止めをかけ、持続可能な社会づくりを目指し、子育て支援、教育、雇用などの施策を充実する「地方創生」の取組が進んでいます。

他方、今後予測される超高齢社会の進行による社会保障関連経費の増大や更新時期を迎える公共施設等の維持管理及び建て替えなどに伴う財政需要の増加などが懸念されています。





また、都市部においては、高度経済成長期に、文化住宅などの木造賃貸住宅が数多く建設され、狭い道路を含む密集市街地が形成されました。こうした地域においては、密集住宅地区の住環境整備を推進しているものの、木造住宅の老朽化が更に進み、災害時等に大きな被害が生じるおそれがあります。

このような状況を踏まえ、快適な住環境の整備と防災機能の向上を図るとともに、コンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通ネットワークを形成し、地域の魅力を向上させることが求められています。

6 情報通信技術の進歩がもたらす社会変革

近年、爆発的に普及しているスマートフォンを始めとする情報通信機器は、その多重的な機能と利便性から、SNS等を通じた情報発信に加え、ショッピング、バンキング等の消費活動におけるキャッシュレス化の推進など、人々のくらしや社会経済の仕組みに急速に浸透し、大きな影響を及ぼしています。

また、既に実用化が進んでいるIoT、AI、RPA等の技術が、更に進歩することにより、令和22年(2040年)頃には、産業や経済、生活の様々な場面で、人とICTが共存する社会が到来することが予測されており、今後、想定される労働力不足を補完するための手段の一つとして期待されています。

7 環境問題への対応

温室効果ガスによる地球温暖化やマイクロプラスチックによる海洋汚染など、環境負荷の増大や生態系の破壊など、地球規模で環境問題が深刻化しています。特に、地球温暖化の防止に向けて、世界全体で温室効果ガスの削減への取組が進められています。

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会から適量生産、適量消費そして廃棄物削減や再資源化等を通じた循環型社会への転換、再生可能エネルギーの活用など、自然と共生する社会の構築に向けた取組を更に進めていく必要があります。





8 地方行政の在り方に関する動向

今後の地方行政の在り方等について、第32次地方制度調査会の答申では、2040年頃にかけて顕在化する人口構造の変化やインフラの老朽化等の様々な課題に加え、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のリスク等に対応していくためには、人口増加や従来技術等を前提とした現在の社会システムをデザインし直す好機と捉え、Society5.0の到来を始めとする新たな技術を基盤として、組織や地域の枠を越えて多様な主体が連携し合うネットワーク型社会を構築していくことが重要であるとされています。

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





基本構想

令和3年度（2021年度）～令和9年度（2027年度）



第1章
将来像



第2章
寝屋川市の未来の姿
(ランドデザイン)



第3章
計画推進の基本姿勢



第4章
まちづくりの方向性



第5章
将来人口及び都市構造と
まちづくりの考え方



第6章
総合計画を軸とした
行財政運営の推進





第1章 将来像

まちづくりに関わる全ての人々が、寝屋川市の将来像を共有し、共にこの計画の確実な実現を図るため、市の将来像を次のように定めます。

新たな価値を創り、 選ばれるまち 寝屋川 ～イノベーションの創出～

人口減少・少子高齢化が進行する中、グローバル化の進展や情報通信技術の進歩など、将来を予測することが極めて難しい時代を迎えています。

こうした変化に対して、受動的な姿勢で待ち構えていては、より大きな変化に対応することはできません。未来を見据え、市民が真に求めるニーズを的確に捉える中で、自ら新たな行政サービスを創造し、社会の変化や課題に柔軟かつ的確に対応していかなければなりません。

また、持続的により良い地域社会を築いていくためには、行政、議会はもとより、市民・地域団体・事業者が知恵と力を出し合いながら、地域課題の解決を図っていく必要があります。

寝屋川市の新たな未来を切り拓くため、市民一人ひとりの力を結集し、従来の枠組みにとらわれない本市ならではの価値を創出することで、市民及び市外からの新住民に選ばれるまちを目指します。

市民が未来に希望を持ち、本市に愛着と誇りをもって暮らし、働き、学ぶことを基本として、市内外から本市に住みたい、住み続けたいと感じてもらえる「選ばれるまちづくり」を進めます。





第2章 寝屋川市の未来の姿（グランドデザイン）

目指す将来像を具体的にイメージし、これを実現するための効果的な施策を立案するため、おおむね10年後の寝屋川市の姿（グランドデザイン）を描きます。

1 全体像

社会情勢は、人口の減少と少子高齢化が進行するとともに、情報通信技術の進歩等により、生活スタイルや価値観が変化しています。この間、本市は、子育て世代に対して積極的にアプローチを行い、寝屋川水準による新たな価値を創り出すことにより、社会の変化に柔軟かつ適切に対応しています。その結果、誰もが安全で安心して質の高い暮らしを実現しており、「寝屋川市に住みたい、住み続けたい」と感じる魅力が高まり、近隣のみならず全国の多くの人から「選ばれるまち」となっています。

2 ひとの姿

① 子どもたちが健やかに成長している

本市で生まれ育つ子どもたちを、保護者はもちろんのこと地域全体で見守る環境が整っており、地域の中で子どもたちが育つことで、社会性やコミュニケーション力などのスキルを自然と身に付けることにつながっています。

学校では、ディベート教育などによる「考える力」をベースとした「寝屋川方式の学習法」による教育を受け、社会で強く生き抜くための力を身につけた子どもたちが青年になり、厳しさを増す社会の中で活躍しています。こうした姿を次代の子どもたちが見ることで、更に学習意欲が上がる「学びの好循環」を生み出しています。

本市独自の小・中学校におけるいじめ防止の取組により、いじめをしない、させない、許さないといった意識が広く醸成されており、また、警察、関係機関、地域全体で虐待を予防し、子どもたちが健やかに成長できる環境が整い、命と尊厳が確実に守られています。



② 現役世代がワーク・ライフ・バランスのとれた生活スタイルを実現している

現役世代の人たちが、地域で職を得て、経済的に安定するとともに、子育てや地域活動といった生活面も充実し、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活スタイルを実現しています。

子育て世代においては、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を受けることができます。希望すれば全ての子どもが保育施設を利用でき、安心して働くことができる環境が整っています。

また、地域全体で子育てを応援する意識が醸成されており、多くの人が楽しみながら、子育てをすることができます。

③ シルバー世代が健康で生きがいを持って暮らしている

市民の健康意識が高まり、生活習慣の改善が図られることで、心も体も元気なシルバー世代の健康寿命が延伸しています。

在宅医療と介護の連携が進み、住み慣れた地域で生涯にわたって充実した、質の高い生活を送ることができます。

④ 支援を必要とする人々が地域で安心して生活している

障害のある人を始め、支援を必要とする人々の尊厳や権利が守られるとともに、地域社会で見守り、支え合うことができおり、誰もが地域の中で安心して暮らすことができます。

また、生活に困る状況にある人などが、一人ひとりの状況に合った支援を受け、自立した生活を送ることができます。





3 くらしの姿

① 情報通信技術の進歩により生活スタイルが変化している

情報通信技術の進歩により、市民の生活スタイルは大きく変化しています。

身の回りの様々なモノがインターネットに接続されるIoT化が進み、日々の生活はより便利で快適になっています。

本市の行政サービスにおいても、手続きや相談の際には、これまでは窓口へ直接出向く必要が多くありましたが、ICTやAIなどの活用により、様々な場所や場面から手続きや相談などを済ませることが可能となっています。その他、医療、福祉、教育、防災、防犯など様々な分野で、情報通信技術を活用した質の高い行政サービスを提供しています。

② 「市民が主役」のまちづくりが深化している

人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢が変化する中であっても、「市民が主役」のまちづくりを基本として、市民・議会・行政のそれぞれが役割と責務を果たしながら、まちづくりに取り組んでいます。

地域では、自治会、民生委員児童委員協議会、校区福祉委員会など、それぞれの地域の特色を活かした活動が活発に行われています。また、福祉、防犯、災害時の対応等においても、地域協働協議会などの活動を通じて地域全体で支え合い、助け合う力が醸成されており、安全で安心して暮らせるまちの強化が図られています。

また、大学等と地域の連携が様々な分野で更に進み、多様な主体が参画する協働のまちづくりが展開されています。

③ 地域産業の持続的成長とチャレンジできる環境が整っている

地域産業においては、商業・工業・農業などの分野を越えた連携が進み、新たな価値の創造に向けた取組が積極的に行われており、持続的に成長することができています。

また、市内で起業にチャレンジできる環境が整っており、新たなサービス等を提供する事業者が増加しています。

こうした地域産業の発展により、市内で「働く場」が生まれ、職住近接のライフスタイルを実現することができています。



4 まちの姿

① 地域の強みやポテンシャルを活用したまちづくりが進んでいる

市内の京阪沿線、JR学研都市線沿線の2つの鉄道軸の駅周辺を中心として、それぞれの地域の強みやポテンシャルを有効に活用したまちづくりが進んでいます。

京阪沿線エリアは、幹線道路の拡幅、駅・線路の高架化やまちのリノベーションが進み、都市の成熟度、洗練度が更に高まっています。

JR学研都市線沿線エリアは、施設一体型小中一貫校が建設され、広範なランドデザインの中で存在感を示すとともに、新たなまちのランドマークとなっています。

② 安全で魅力的な市街地が形成されている

生活利便施設などが充実するとともに、交通利便性の向上を図るための交通手段が市域全体で利用でき、充実した交通網が整備されるなど、質の高い住環境が形成されています。

密集住宅地区の解消や空き家のリノベーション等の利活用が進み、地域の価値やコミュニティ、安全性が向上するなど、誰もが住みよい安全で魅力的な市街地が形成されています。

③ 公共施設等の最適配置が進展している

市民の利用頻度の高い行政サービスや手続を提供する業務の駅周辺への集約が進むとともに、地域コミュニティの促進など身近で利用できる施設が引き続き確保されています。

また、老朽化が進む建築物の安全の確保と長寿命化対策が計画的に進められており、コストの抑制と平準化が図られるとともに、適切な維持管理が実施されています。





寝屋川市の未来の姿

～選ばれるまち 寝屋川～

全体像

「寝屋川市に住みたい、住み続けたい」と感じる魅力が高まり、近隣のみならず全国の多くの人から「選ばれるまち」となっています。

ひと

- **子どもたち**が健やかに成長している
- **現役世代**がワーク・ライフ・バランスのとれた生活スタイルを実現している
- **シルバー世代**が健康で生きがいを持って暮らしている
- **支援を必要とする人々**が地域で安心して生活している

くらし

- **情報通信技術の進歩**により生活スタイルが変化している
- 「**市民が主役**」のまちづくりが深化している
- **地域産業**の持続的成長とチャレンジできる環境が整っている

まち

- **地域の強みやポテンシャル**を活用したまちづくりが進んでいる
- **安全で魅力的な市街地**が形成されている
- **公共施設等の最適配置**が進展している



第3章 計画推進の基本姿勢

今後、人口減少・少子高齢化が更に進行し、寝屋川市の社会経済情勢や行財政を取り巻く環境は、これまでに経験したことのない厳しい時代の転換期を迎えます。特に、高齢化の進行が顕著である本市においては、このまま対策を取らなければ、介護や障害者支援といった福祉の充実や、文化や生涯学習などのくらしの質を高めるための取組を維持、向上させ続けることができなくなる可能性があります。

こうした福祉的な施策やくらしの質を高める施策は、市民が心穏やかに安心して日常生活を過ごすために欠かすことのできない、行政サービスの基礎となる重要な施策です。これらの施策を将来にわたって持続的に実施し続けるためには、人口の減少と少子高齢化の進行に対して、戦略的かつ計画的に人口の年齢構成のリバランスを図っていかねばなりません。これからのおおむね10年は、寝屋川市の未来を決定付ける重要な期間となります。

ここでは、市の将来像の実現を目指し、新たな発想で果敢に挑戦していくための基本的な姿勢を示します。

1 「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」へ （「選択と集中」の加速）

人口減少・少子高齢化の進行は、市税収入の減少、社会保障関連経費の増加などの行財政の硬直化をもたらし、また、働き手不足によるまちの活力の低下が更なる行財政運営の悪化を招く、といった負のスパイラル（悪循環）に陥ることが懸念されます。

行財政運営上の負のスパイラルを回避するため、福祉的な施策やくらしの質を高める施策を確実に実施することを基本とした上で、子育て世代を誘引する施策・事業への経営資源の重点化（選択と集中）を加速することで、人口の年齢構成のリバランスを図り、税の涵養、働き手の確保など正のスパイラル（好循環）を生み出します。

これにより、将来にわたって持続的に行政サービスを提供できる行財政基盤の確立を目指します。



2 ポテンシャルを最大限に活かし、更に伸ばす

将来にわたって発展し続けていくためには、本市が有するポテンシャルを最大限に発揮し、総動員で活用する必要があります。

本市の主なポテンシャルとしては、

- ・ 京阪沿線、JR学研都市線沿線の2つの鉄道軸と4つの駅の存在
- ・ 国道1号、170号、第二京阪道路等の主要幹線道路が整備されており、大阪・京都の都心部へのアクセス性の高さを活かした「ひと」や「もの」が活発に行き交う道路網の存在
- ・ 中核市60市中、市域面積が最も小さく（令和2年4月1日現在）、高い効率性・機動性
- ・ 地域協働協議会や自治会、民生委員児童委員協議会、校区福祉委員会などの地域課題を地域で解決するコミュニティの存在

など、様々なポテンシャルがあります。これらのポテンシャルを有効に活用し、それぞれを更に伸ばすことで、他にはないまちの魅力づくりを進めます。

3 市民参画によるまちづくりの深化

本市では、自治会や民生委員児童委員協議会、校区福祉委員会を始め、多様な団体や組織が積極的にまちづくりに参画しています。また、地域コミュニティの総合的な活性化を図り、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、地域協働協議会が市内全小学校区で設立されています。

今後、人口減少・少子高齢化が進む中、行財政のダウンサイジングは避けることができません。加えて、市民ニーズや価値観の多様化・複雑化が一層進み、行政だけで地域課題にきめ細かく対応することは、極めて困難となることが想定されます。

市民や地域団体、事業者など本市に関わる多様な人たちが「まちづくりの主役」となり、「みんなのまち基本条例」に基づく市民・議会・行政の役割と責務を果たしながら、地域課題を地域で解決する協働のまちづくりを引き続き推進します。



4 寝屋川水準の政策立案（本質を捉えたオンリーワンの取組）

今後、本市を取り巻く環境が一層厳しさを増す中において、これまでの従来型の常識や他の自治体との横並びで対応しては、激化する自治体間競争に勝ち残ることはできません。市民ニーズを的確に把握し、独自性や独創性があり、課題の本質を捉えた「寝屋川水準」の政策を立案することにより、市民の生活をより豊かにし、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進めるとともに、新住民を誘引する訴求力を高めます。



第4章 まちづくりの方向性

第1節 戦略的なまちづくり

今後、全国的に人口の減少と少子高齢化が加速度的に進むことは避けることのできない事実です。これから先も、誰もが地域で健やかに安心して生活できる環境を、持続的に確保するためには、まちの将来像である「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川」を実現し、市民に住み続けてもらうとともに、子育て世代を中心とした新住民を本市に誘引し、人口の年齢構成のリバランスを図っていく必要があります。

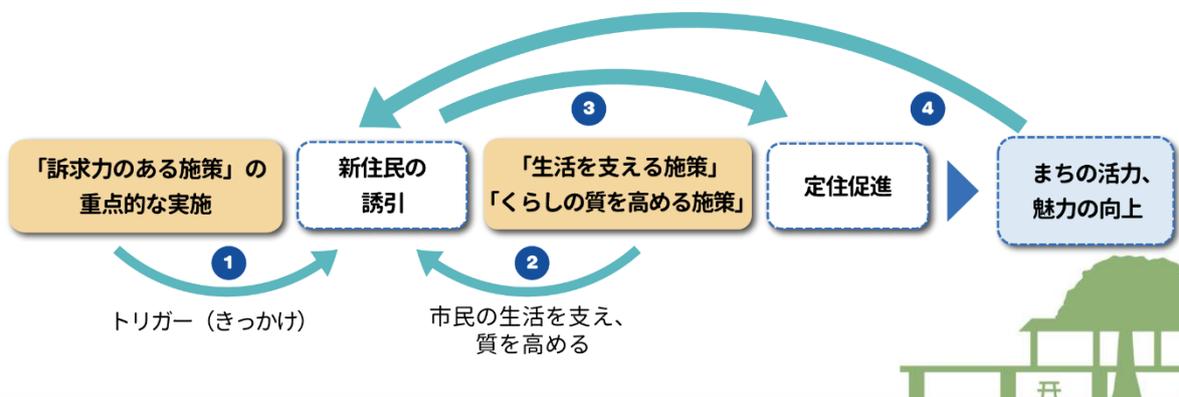
これを実現するために、第六次総合計画においては、市が実施する施策を「訴求力のある施策」「生活を支える施策」「くらしの質を高める施策」に分類し、各施策が目指す目的を明確にした上で、それぞれの施策が役割を確実に果たすことで、メリハリの効いたまちづくりを推進します。

各施策分類の内容については、以下の表のとおりです。

■ 施策の分類基準

分類	内容
訴求力のある施策	市民の定住を促進するとともに、市外からの新住民を誘引する訴求力が特に高いと見込まれる施策
生活を支える施策	施策の実施が無ければ、市民が通常の生活を維持することが困難となる生活の基盤を支える施策
くらしの質を高める施策	くらしに潤いを与え、質の向上が図られる施策

「訴求力のある施策」が新住民を誘引するためのトリガー（きっかけ）となり、「生活を支える施策」「くらしの質を高める施策」が新住民を含めた市民の生活を支え、質を高めることで、定住を促進します。これにより、まちの活力、魅力が向上し、更なる新住民を誘引することにつながります。こうした好循環を生み出すことで、将来像の確実な実現を目指します。



また、より対外的訴求力の高い「寝屋川水準」の政策を立案するためには、市政運営において求められる「先を見る力」「寄り添う力」「発信する力」「稼ぐ力」の4つの力を最大限に働かせる必要があります。この4つの力を発揮し、高めることで、他の自治体にはない本市独自の魅力の向上を図り、近隣のみならず全国の多くの人から「選ばれるまち」を目指します。

求められる『4つの力』

先を見る力

現状の延長線で政策の在り方を考えるのではなく、市の将来の望ましい姿からの逆算で考える「フューチャー・プル」型での政策立案を行い、新たな市の未来を切り拓く力

寄り添う力

市民の声をしっかりと聴き、ニーズを的確に捉え、徹底した市民ファーストの視点による質の高い行政サービスを提供する力

発信する力

市の将来ビジョンや方向性について積極的に発信し、市内外の多くの人に本市に住みたい、住み続けたいまちであると理解してもらう発信力

稼ぐ力

子育て世代の誘引などによって税源の涵養を図るとともに、本市が有するあらゆる経営資源やポテンシャルを最大限に活用し、独自財源の涵養を図る力



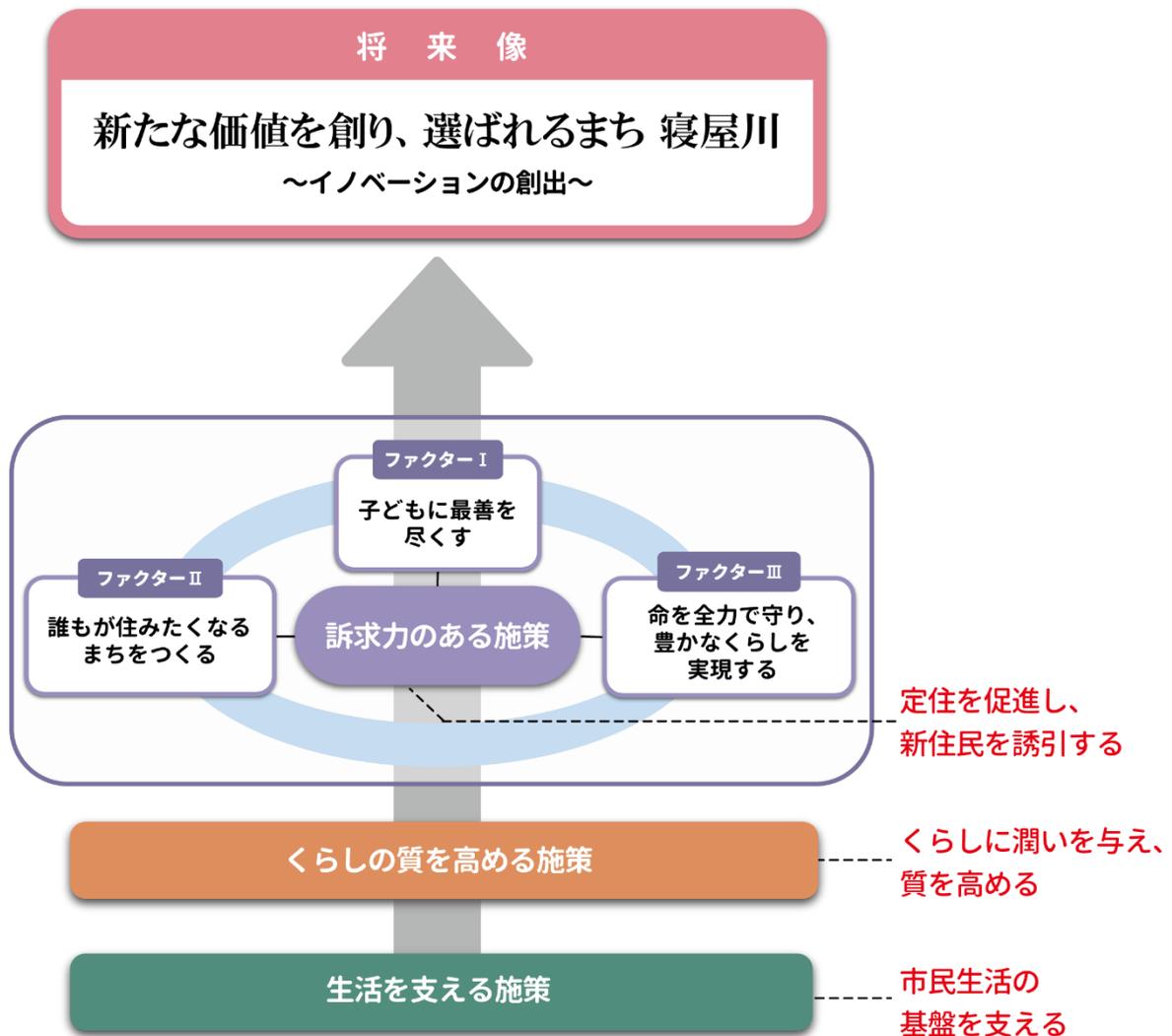


第2節 施策分類ごとの方向性

本節では、「訴求力のある施策」「生活を支える施策」「くらしの質を高める施策」の方向性を示します。

将来にわたり、市民が求める行政サービスを維持、向上させ続けるために、「生活を支える施策」や「くらしの質を高める施策」を確実に実施することを基本として、市民の定住促進と新住民を誘引する訴求力を生み出す「訴求力のある施策」に、より重点を置いたまちづくりを進めます。

施策の推進に当たっては、これまで以上に地域と行政が対等の立場で責任を担い、共通した目標に向けて取組を進める市民参画のまちづくりが不可欠です。市民一人ひとりの力を結集し、市民と行政が一体となって、将来像の実現を目指します。

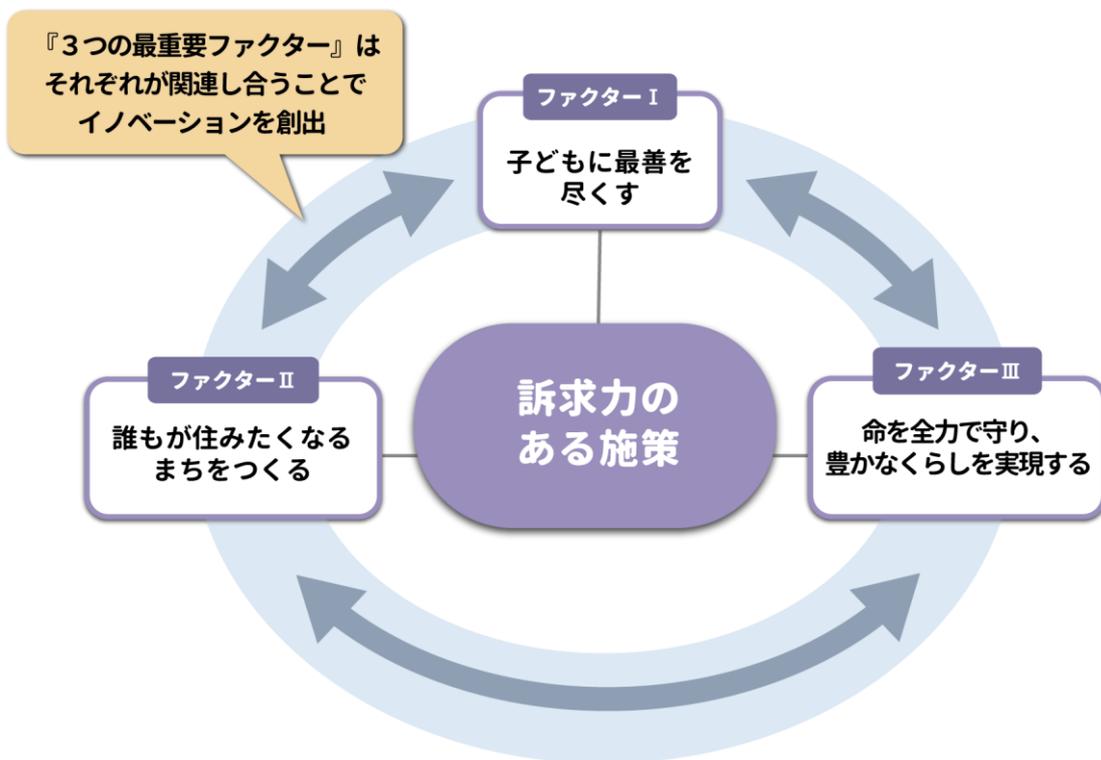


1 「訴求力のある施策」の方向性

人口の減少と少子高齢化の進行に積極果敢に立ち向かい、定住を促進するとともに、子育て世代を寝屋川市に誘引し、人口の年齢構成のリバランスを図ることに全力を尽くします。

子育て世代の誘引に特に効果的であると見込まれるファクターを3つに絞り、この「3つの最重要ファクター」を基本とした施策展開を図ります。

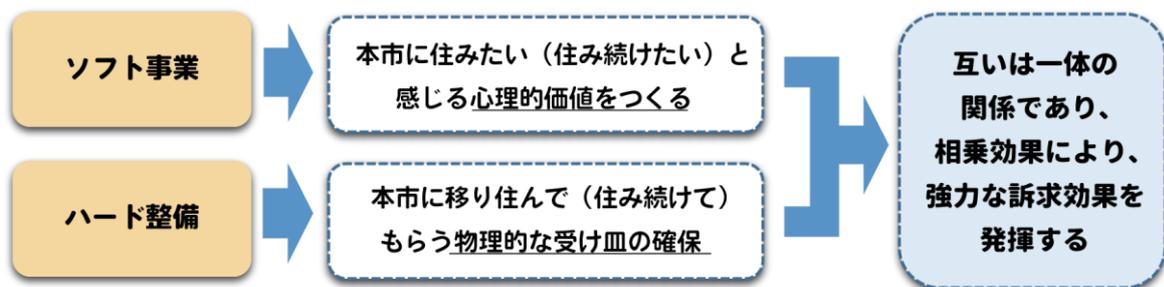
子育て世代を誘引するための 『3つの最重要ファクター』





「3つの最重要ファクター」は、それぞれの施策が訴求力を有していますが、施策ごとで目的を達成するのではなく、各施策が同じ目的に向かって関連し合っ
て取り組み、相乗効果を生み出すことで、より強力な訴求力を発揮します。

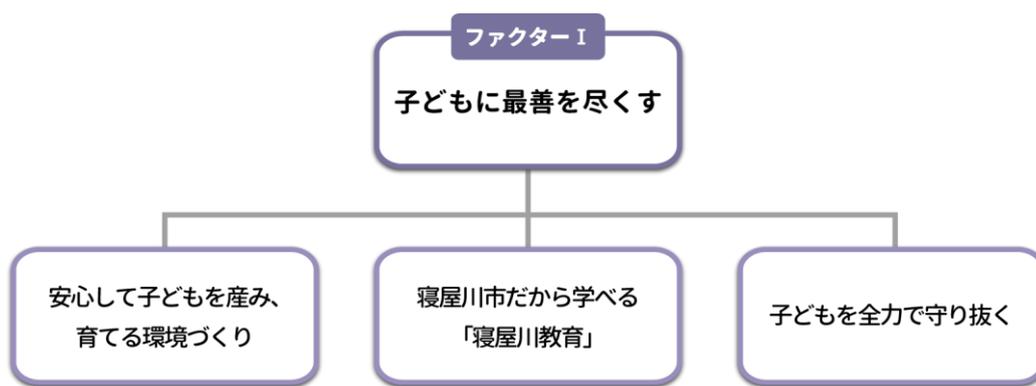
特に、それぞれのファクターに係る【ソフト事業】と【ハード整備】の関係に
あっては、【ソフト事業】の実施により、本市に住みたい、住み続けたいという心
理的価値を醸成し、【ハード整備】によって移り住む受け皿を用意する、その結果、
強力な訴求力を生み出す、といった一体の関係であることを十分に意識し、効果
的な施策の立案を進めます。



ファクターⅠ 子どもに最善を尽くす

子どもは社会の希望であり、未来を創るかけがえのない存在です。次代を担う子どもたちが将来に夢を抱ける社会づくりは現代の我々の責務です。切れ目のない子育て支援を充実するとともに、子どもたちの健やかな成長を支え、力強く生き抜く力を育みます。

子育て世代を誘引するための 『3つの最重要ファクター』



① 安心して子どもを産み、育てる環境づくり

妊娠期から子育て期まで、喜びを感じながら楽しんで子育てができるよう、切れ目のない支援の充実を図ります。寝屋川市で子どもを産み、育てたいと感じてもらえる環境づくりを進めます。

② 寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」

本市独自の「寝屋川教育」の推進により、子どもたちの「考える力」や「寝屋川方式の学習法」の定着などによる学力、体力の着実な向上を図るとともに、社会で強く生き抜くための力を育みます。

また、市民ニーズに寄り添った、寝屋川市だから学ぶことができる特色ある「寝屋川教育」を推進します。



③ 子どもを全力で守り抜く

寝屋川方式の「教育的アプローチ」(学校・教育委員会)、「行政的アプローチ」(市長部局「監察課」)、「法的アプローチ」(外部機関)の3段階アプローチによるいじめ対策を着実に実施し、いじめをしない、させない、許さないといった意識の醸成を図ります。

また、市、警察、関係機関、地域全体が連携し、迅速、的確な対応を行うことにより、虐待から子どもの命と尊厳を守るとともに、子どもたちが安全で安心して過ごせる環境づくりなどを進めます。

計画策定に当たって

基本構想

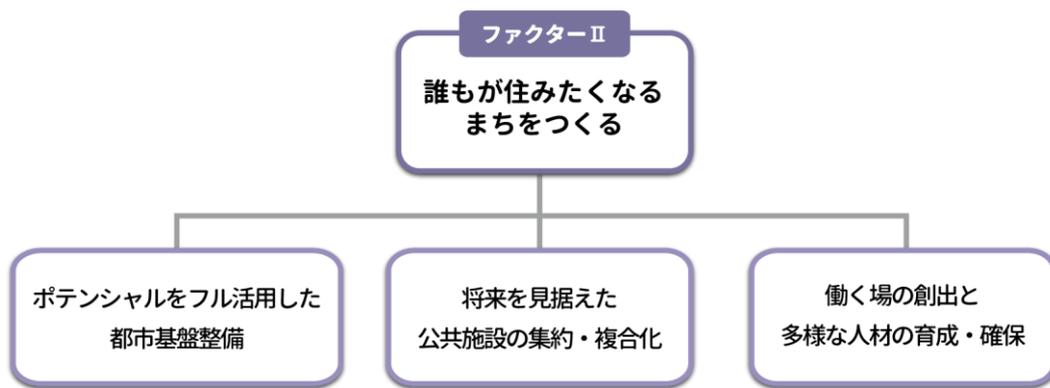
戦略プラン



ファクターⅡ 誰もが住みたくなるまちをつくる

本市は大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、河川や公園などの自然にも囲まれた良好な住環境が整っています。こうした本市のまちの特徴を踏まえた上で、快適かつ安全に暮らすことのできる都市基盤整備を進め、市内外から魅力を感じてもらえるまちづくりを推進します。

子育て世代を誘引するための
『3つの最重要ファクター』



① ポテンシャルをフル活用した都市基盤整備

本市には京阪沿線、JR学研都市線沿線の2つの鉄道軸があります。駅周辺を中心として、それぞれの地域の強みを活かしたまちづくりを計画的に進めます。

京阪沿線については、幹線道路の拡幅や駅・線路の高架化を推進するとともに、老朽住宅の除却や空き家の利活用等を図るなど、まちのリノベーションを進めることで都市の成熟度、洗練度を更に高めます。

また、JR学研都市線沿線においては、第二京阪道路、寝屋川公園という広大かつ優良な府営公園や生駒山系の山並みが迫る緑豊かな環境などのポテンシャルを有効に活用し、新住民を誘引するための新たな都市ブランドの創出に取り組みます。



② 将来を見据えた公共施設の集約・複合化

公共施設の老朽化の進行や超高齢社会の到来に加え、ICTを活用したオンラインサービスなど行政サービスの高度化が進むことを考慮し、現行の市役所機能が分散した公共施設配置の見直しを進め、駅周辺への市民サービスのターミナル化を図るなど、将来を見据えた公共施設の集約・複合化を推進します。

③ 働く場の創出と多様な人材の育成・確保

地域産業の創出、育成支援を推進し、地域経済の活性化が図られることにより、雇用の創出と機会の増加を図り、定住人口の増加に資する雇用の受け皿を確保します。

女性、若者、シルバー世代等の雇用機会の拡大と人材育成を推進します。

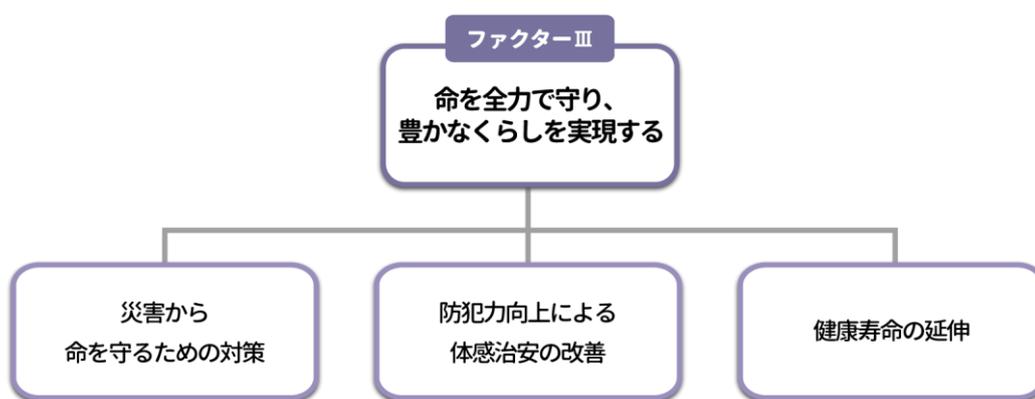


ファクターⅢ 命を全力で守り、豊かなくらしを実現する

安全で安心した生活を実現することは、市民共通の願いであり、未来へ希望を持ち、豊かで潤いのある生活を営む上での基盤となるものです。

誰もが安全で安心して暮らせるよう、行政の責任と地域の支え合いの下、市民の命と生活を確実に守るまちづくりを進めます。

子育て世代を誘引するための『3つの最重要ファクター』



① 災害から命を守るための対策

災害時にも被害を最小限に抑えるため、地域防災力の向上を図るとともに、道路・橋・上下水道などの整備、強靱化や建築物の耐震化など災害に強いまちづくりを進めます。また、避難所における良好な生活環境を確保し、市民の命を守るための対策を推進します。

② 防犯力向上による体感治安の改善

犯罪の発生を未然に防ぐため、市民、警察を始めとした関係団体等との連携を強化し、地域が一体となって犯罪のないまちづくりを進めるとともに、犯罪が減少していることの積極的な情報発信などを通じ、市民の体感治安の改善を図ります。



③ 健康寿命の延伸

市民の生涯にわたる健康づくりを支援するとともに、市民一人ひとりの健康意識の高揚、生活習慣の改善を図ることなどにより、生活習慣病の発症や重症化を予防するなど、健康寿命の延伸に向けた取組を進めます。

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



2 「生活を支える施策」の方向性



① 人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくり

市民一人ひとりの平和に対する関心や理解の醸成を図る取組など、全ての市民が安心して平和に暮らせる環境づくりを進めます。また、人権が尊重され、性別や年齢などにかかわらず、誰もが、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取組を推進します。

② 誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり

市民の誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるよう、シルバー世代や障害者を始め、援助を必要とする人が必要ときに支援を受けることができる、きめ細かな支援体制の充実を図ります。

③ 衛生的で快適な生活の確保

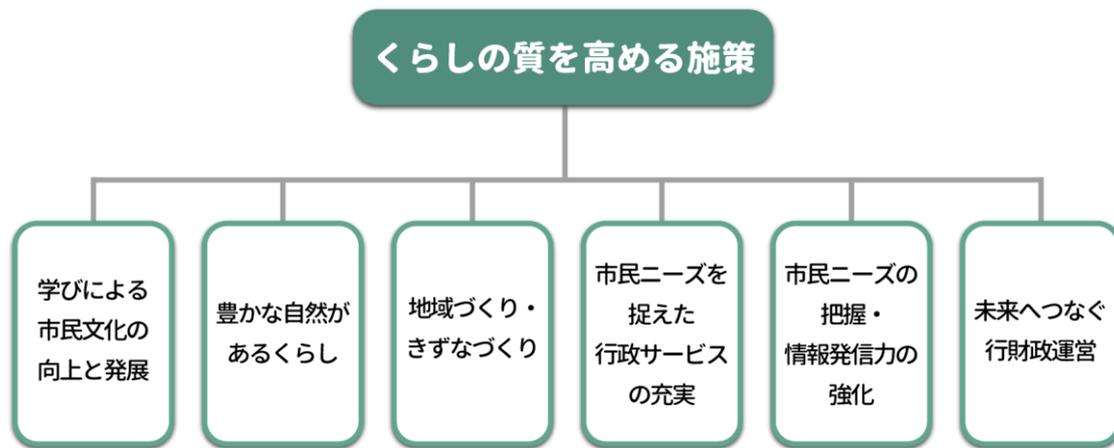
市民がいつでも安心して医療を受けることができるよう、医療提供体制の確保など、地域保健の充実を図ります。また、感染症の予防、拡大防止に関する取組や生活衛生に関する取組など、安全で快適な生活環境づくりを進めます。

④ 環境を守り、日頃の暮らしを良好に

市民一人ひとりのごみ減量、リサイクルなどに対する意識の向上を図るとともに、ごみの適正処理、地球温暖化対策や公害防止に関する取組などを通じ、環境に配慮した住みよいまちづくりを推進します。



3 「くらしの質を高める施策」の方向性



① 学びによる市民文化の向上と発展

人とのつながりを育み、生涯にわたって自分らしく生きがいを持って、心豊かに生活を送ることができるよう、文化芸術に触れることができる機会の充実に努めるとともに、スポーツ、生涯学習などに親しむことができる環境づくりを進めます。

② 豊かな自然があるくらし

市名の由来にもなっている一級河川「寝屋川」を始め、自然の恵みを次代へ引き継ぐため、自然環境と共生するまちづくりを推進します。また、水辺環境の整備、保全を通じ、市民が水と触れ合う場の充実に努めます。

③ 地域づくり・きずなづくり

住み慣れた地域で、誰もが互いに助け合い、協力しながら心豊かに暮らせるよう、地域活動の担い手の育成・確保や地域ニーズに対応した特色ある地域づくりなど、自主的な地域コミュニティ活動への支援を通じ、地域コミュニティの活性化を推進します。



④ 市民ニーズを捉えた行政サービスの充実

窓口改革などの取組により、行政手続における市民の利便性の向上や迅速化を図るとともに、市民が来庁することなく手続ができる環境を整備するなど、行政サービスの充実に向けた取組を推進します。

⑤ 市民ニーズの把握・情報発信力の強化

市民ニーズを迅速かつ的確に把握するとともに、情報の多角的な分析等を通じ、対外的訴求力の高い施策立案につなげます。また、ターゲット層や目的を明確化し、社会性やタイミング、ビジュアルを意識した情報発信を行うことで、市内外における市のイメージの向上を図るとともに、即時性や拡散性、双方向性などの媒体の特性を活かし、効果的に市民に情報を届けます。

⑥ 未来へつなぐ行財政運営

市民ファーストの意識を高めた質の高い行政サービスを提供するため、限られた予算、人員等を有効に活用し、簡素で効率的な行政システムの構築と財政基盤の確立、強化を図り、持続可能な行財政運営を推進します。



第5章 将来人口及び都市構造とまちづくりの考え方

1 将来人口

寝屋川市の将来人口については、平成30年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和22年（2040年）には約18万人程度まで減少することが予測されています。

本市では、平成28年2月に策定した「人口ビジョン」において、『令和22年（2040年）の目標人口を20万人』として、この間、出生数の増加及び転出数の抑制の推進、並びに長期的な定住環境の整備を進めてきました。

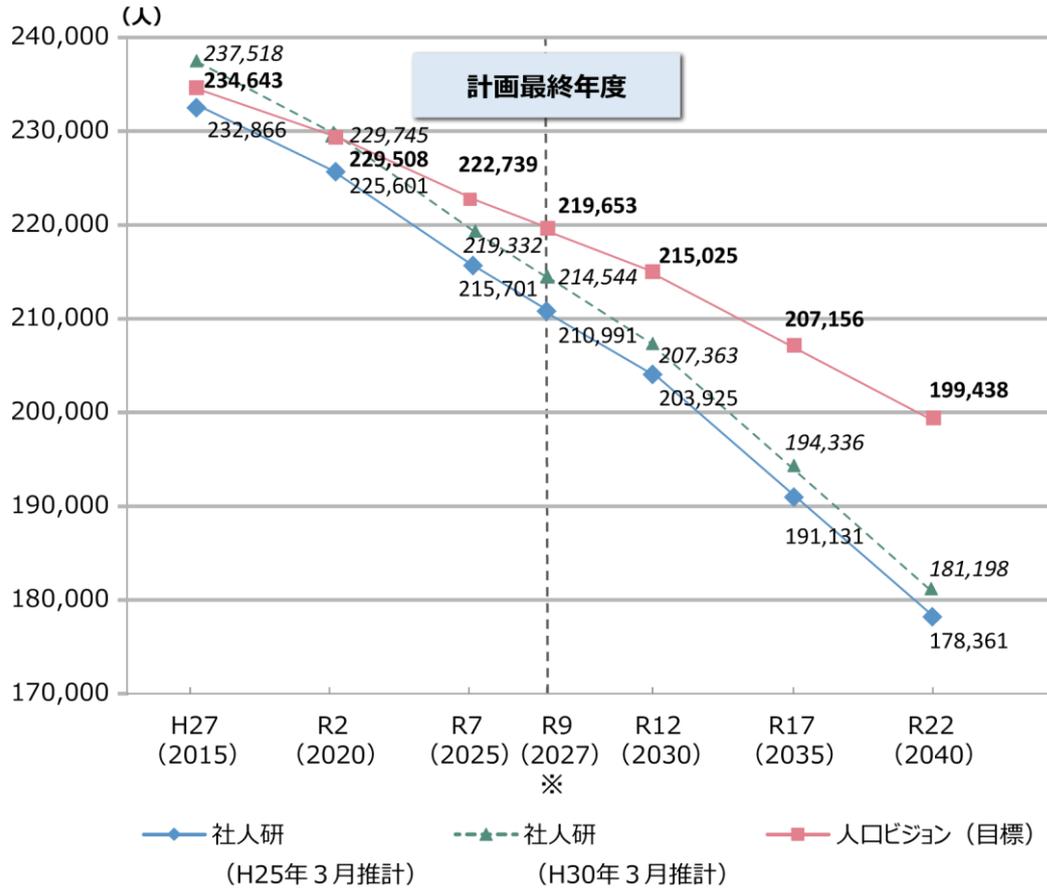
これらの取組の推進等により、平成30年3月の国立社会保障・人口問題研究所の推計人口は、その5年前の平成25年3月の推計と比較して、総人口の減少はやや緩やかになっています。その一方で、総人口に占める65歳以上人口（老年人口）の割合は、令和22年（2040年）時点で、平成25年3月推計では40.5%であったものが、平成30年3月推計は41.5%と1.0ポイント上昇する結果となっています。

引き続き、人口減少対策の取組を進めることはもちろんのこと、人口の年齢構成のリバランスを図るための子育て世代を本市に誘引する「訴求力のある施策」を積極的に推進していかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、第六次総合計画の目標年次である令和9年度（2027年度）の将来人口を「人口ビジョン」による推計人口から「22万人」と想定した上で、第六次総合計画の着実な推進を図ることにより、人口減少対策及び人口の年齢構成のリバランスの実現を図ります。



■ 寝屋川市の将来推計人口



※令和9年度は令和7年度と令和12年度の推計値から比例配分して算定

■ 寝屋川市の総人口に占める65歳以上人口（老年人口）の割合の推計

	H27年 (2015)	R2年 (2020)	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R17年 (2035)	R22年 (2040)
社人研 (H25年3月推計)	29.2%	31.9%	32.9%	34.3%	36.8%	40.5%
社人研 (H30年3月推計)	28.7%	32.1%	33.3%	34.8%	37.3%	41.5%
人口ビジョン (目標)	28.5%	30.5%	30.8%	31.4%	33.1%	35.7%



2 都市構造とまちづくりの考え方

これまで、第五次総合計画では市内の4つの鉄道駅を都市の核として、「都市計画マスタープラン」では4駅周辺を都市の拠点（都市核）として、また、「立地適正化計画」では4駅周辺とそれを取り巻く生活圏域を都市機能誘導区域として位置付け、計画的にまちづくりを進めてきました。

4つの鉄道駅を中心としてきたこの間のまちづくりの基本的な考え方を踏まえると、本市の都市構造は、市域を走る鉄道沿線を一つのエリアとして、大きく2つに大別することができます。

まず、市域中央を縦断する京阪沿線は、昭和40年代の高度経済成長期における急激な人口増加に対応するため、京阪沿線を中心に住宅開発が進められ、商業施設などが集積する高度な都市機能を構築してきました。今後は、このエリアにおける家屋等の老朽化に対する適正管理を促し、空き家の増加などに適切に対応していかなければなりません。また、密集住宅地区の整備や都市計画道路の整備のほか、京阪本線連続立体交差事業を着実に進めていく必要があります。

他方、JR学研都市線周辺においては、広大かつ自然に囲まれた寝屋川公園があり、沿線と並行して走る第二京阪道路の開通や大規模商業施設の出店により、都市機能が格段に向上するなど、更なる住宅地、商業地等の都市的な土地利用が可能な状況にあり、高いポテンシャルを秘めたエリアであると言えます。

このような本市特有の都市構造を踏まえ、京阪沿線とJR学研都市線沿線を軸とした各地域の強みを活かした戦略的なまちづくりを進め、子育て世代の誘引による人口の年齢構成のリバランスを図るとともに、市民や企業にとって魅力的で利便性の高い市街地の形成を進めます。



第6章 総合計画を軸とした行財政運営の推進

1 「寝屋川市の働き方改革」の推進

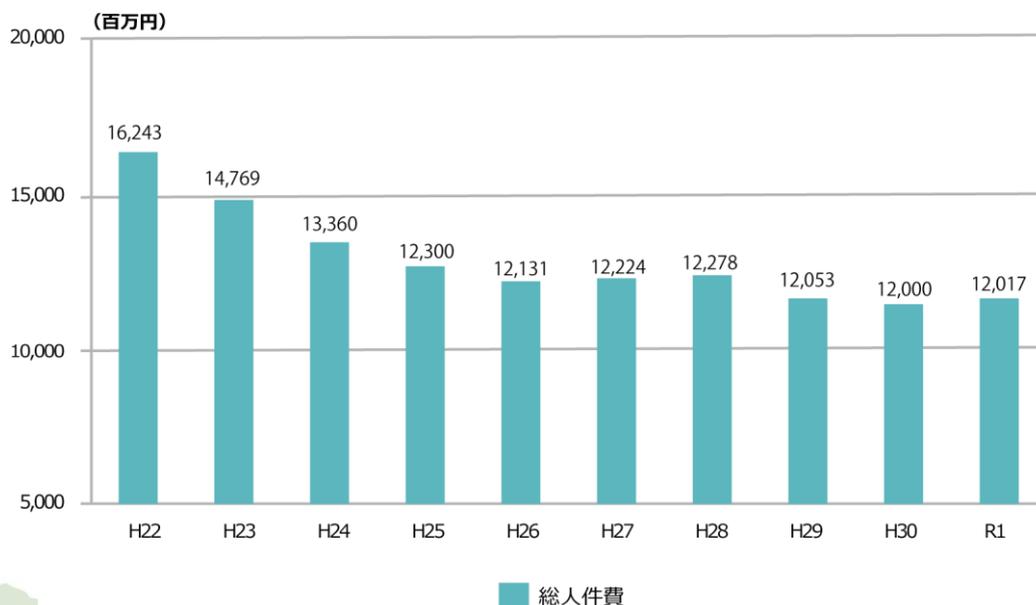
寝屋川市の職員数については、平成31年4月からの中核市移行に伴う行政権能の拡充に対応するため、近年、職員数の増加が見られるものの、これまで積極的な行財政改革を推進し、定員適正化の取組を計画的に進める中で、着実に職員数の縮減を図ってきました。

一方で、今後の少子高齢化に伴う行政サービスの担い手の減少や働き方改革関連法を踏まえた長時間勤務の是正などに加え、社会変化にも柔軟に対応するため、市職員の働き方のイノベーションによる生産性の向上を図り、職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスと多様な働き方を実現し、もって将来にわたって質の高いサービスを安定して提供できる組織体制を確保することが必要です。

これを踏まえ、本市では、【望まない残業を無くす】【総人件費をコントロールした人員の増】【職員の柔軟な働き方の実現】【市民サービスの充実】の4つの目標の実現を目指す本市独自の取組として、「寝屋川市の働き方改革」を推進しています。

今後も、本改革の推進を基本として、AIやRPA等の情報通信技術の活用・導入による職員の働き方及び組織体制の在り方を考慮する中で、総合計画で示すまちづくりを実現するための計画的な人事・職員管理を進めます。

■ 寝屋川市総人件費の推移（全会計）



※総人件費には、非常勤職員、アルバイト職員に係る経費を含む。



2 財政運営について

本市の令和元年度普通会計決算は、不断に行財政改革を推進するとともに将来負担の軽減を図るための市債残高抑制による公債費の縮減を図ったことなどにより、実質収支額は約18億6,301万円、単年度収支額は約2億402万円と、いずれも16年連続の黒字を確保したところです。

今後、人口減少・少子高齢化の進行により、市税収入が減少する一方で、社会保障関連経費の増加が見込まれ、さらには、老朽化が進む公共施設等の更新需要の増大など、より厳しい財政運営を強いられることが必至であり、これまで以上に計画的な財政運営を進めていかなければなりません。

このため、毎年度の予算の編成に当たっては、総合計画で示すまちづくりを実現するために必要となる施策・事業への予算の選択と集中を加速し、将来にわたって持続可能な財政運営の確立を目指します。





戦略プラン

令和3年度（2021年度）～令和9年度（2027年度）

1 訴求力のある施策



ファクターⅠ
子どもに最善を尽くす



ファクターⅡ
誰もが住みたくなる
まちをつくる



ファクターⅢ
命を全力で守り、
豊かな暮らしを実現する



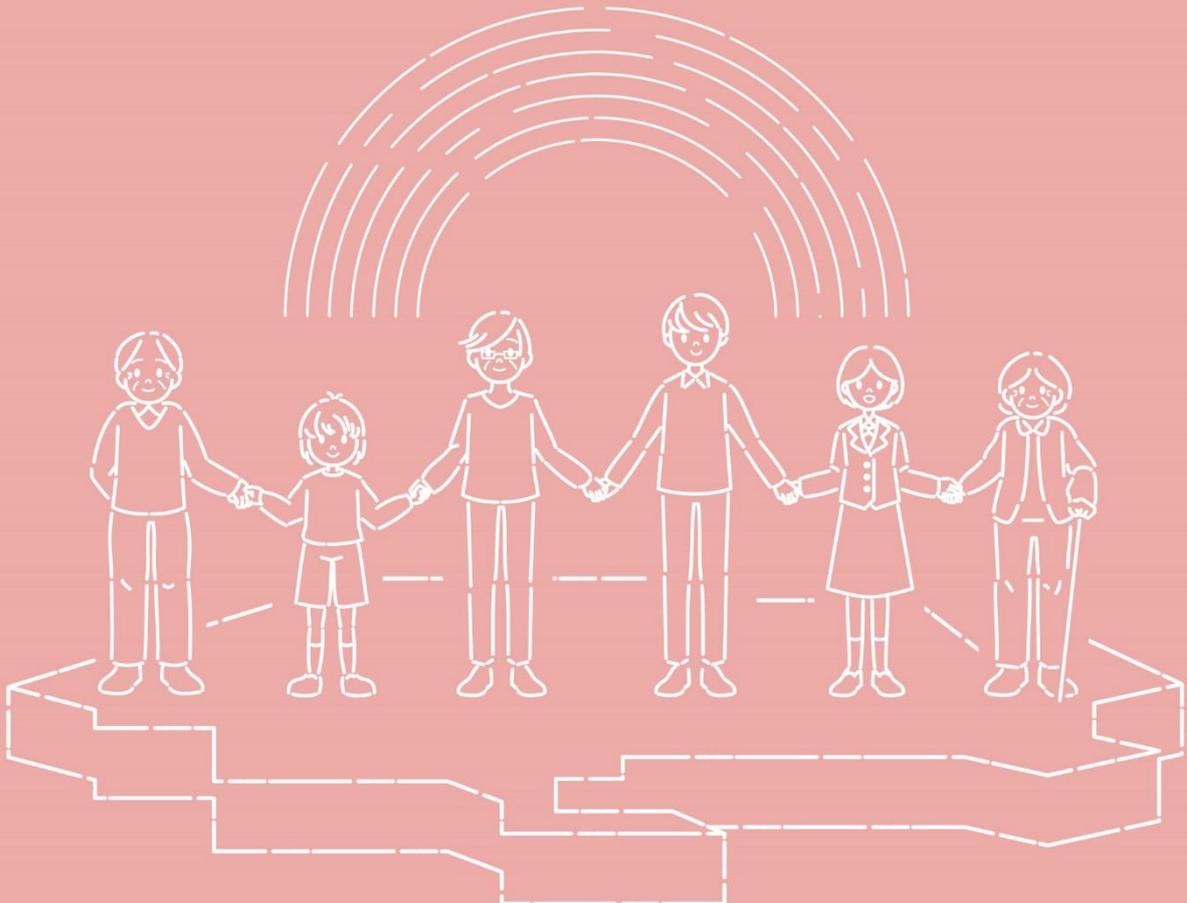
2

生活を支える施策



3

くらしの質を高める施策



計画の体系

将来像

新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川

イノベーションの創出

施策分類

まちづくりの方向

1. 訴求力のある
施策

2. 生活を支える
施策

3. 暮らしの質を
高める施策

3つの最重要 ファクター

ファクターⅠ

子どもに最善を尽くす

ファクターⅡ

誰もが住みたくなる
まちをつくる

ファクターⅢ

命を全力で守り、
豊かな暮らしを
実現する

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン

戦略プラン 施策

①	安心して子どもを産み、育てる環境づくり
②	寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」
③	子どもを全力で守り抜く
④	ポテンシャルをフル活用した都市基盤整備
⑤	将来を見据えた公共施設の集約・複合化
⑥	働く場の創出と多様な人材の育成・確保
⑦	災害から命を守るための対策
⑧	防犯力向上による体感治安の改善
⑨	健康寿命の延伸
⑩	人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくり
⑪	誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり
⑫	衛生的で快適な生活の確保
⑬	環境を守り、日頃のくらしを良好に
⑭	学びによる市民文化の向上と発展
⑮	豊かな自然があるくらし
⑯	地域づくり・きずなづくり
⑰	市民ニーズを捉えた行政サービスの充実
⑱	市民ニーズの把握・情報発信力の強化
⑲	未来へつなぐ行財政運営

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン

戦略プランの見方

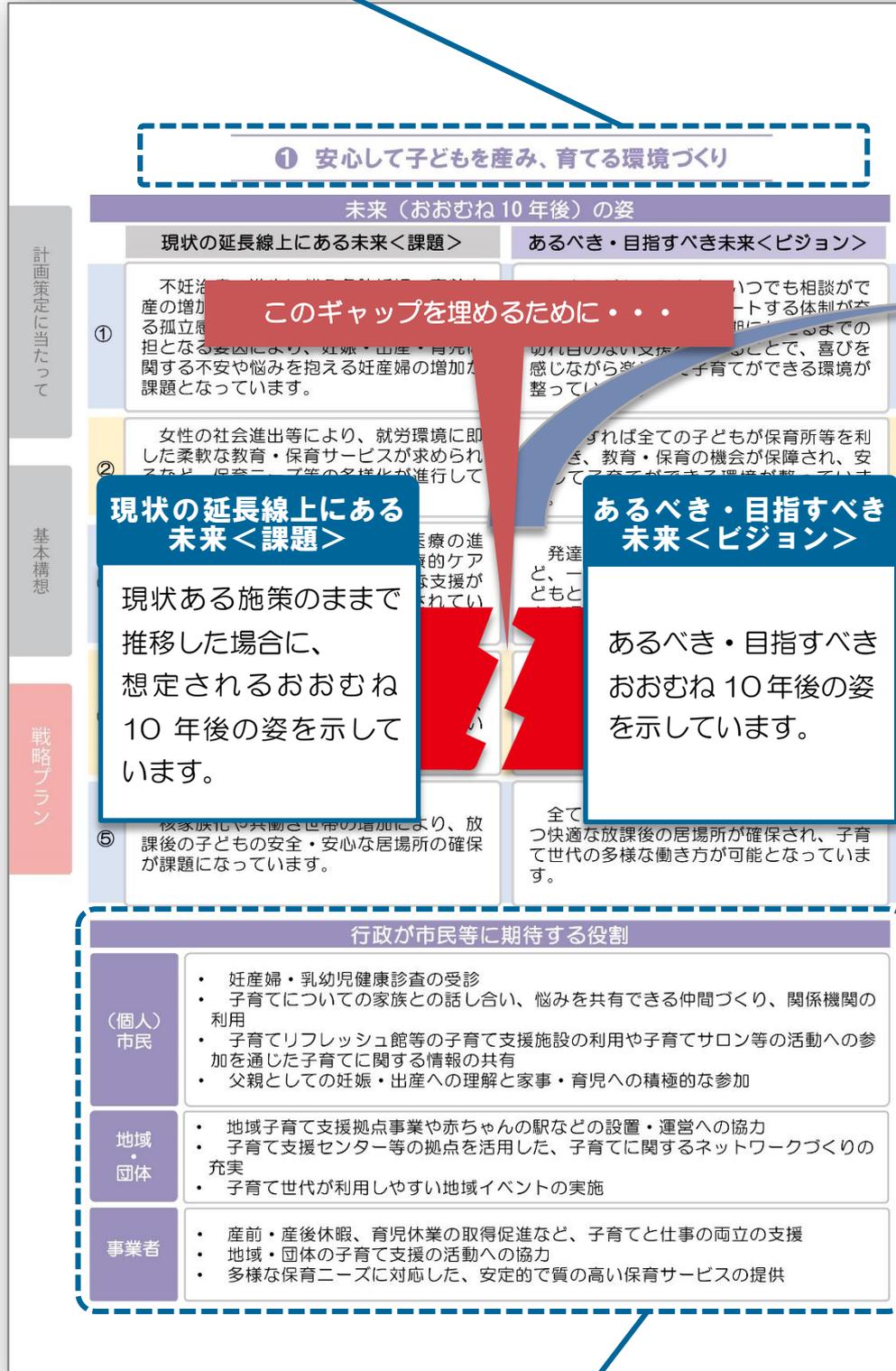
施策の名称

まちの将来像を実現するために実施する施策の名称です。

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



行政が市民等に期待する役割

まちづくりにおける目標、方向性及び課題に対し、その達成や解決に向けて、行政が（個人）市民、地域・団体、事業者それぞれに期待する役割を示しています。

関連するSDGs目標

施策と関連するSDGsの17のゴールを示しています。

関連するSDGs目標

＜課題＞を踏まえ、＜ビジョン＞を実現するための 施策の展開

子どもと母親の健康づくり

妊娠前から、それぞれの時期に応じた支援施策の情報提供を行い、利用を促進することにより、母子双方の健康保持と子育ての負担や不安、孤立感の軽減を図るとともに、保健師・助産師等の専門職による支援を実施するなど、子どもと母親の健康づくりを推進します。

ニーズに対応した教育・保育サービスの提供

就学前の子どもに質の高い教育を実施し、子育て世代のニーズや子育て環境の変化に即した教育・保育の量と多様な教育・保育サービスを提供します。

＜課題＞を踏まえ、＜ビジョン＞を実現するための 施策の展開

＜課題＞と＜ビジョン＞のギャップを埋めるために取り組んでいかなければならない施策の方向性を示しています。

放課後児童の安全・安心な居場所の確保

留守家庭児童会など子どもが主体的に遊びや生活ができる場における、子どもの状況や発達段階を踏まえた育成支援を充実させるとともに、共働き世帯等が安心して子育てと仕事を両立できる環境を推進します。

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン

施策指標

施策の達成状況を測る代表的な指標を設定し、

- 令和元年度の実績値
- 令和5年度の間目標値
- 令和9年度の目標値

を示しています。

施策指標			
指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
通年保育所等利用待機児童数	0人	0人 (※1)	0人 (※1)
出生数に係る想定数と実数との差 (※2)	— 〔出生数〕 〔1,451人〕	25人 〔想定出生数〕 〔1,187人〕	41人 〔想定出生数〕 〔971人〕

※1 待機児童を生じさせないことを指標としているため、「0人」を目標値とします。
 ※2 出生数に係る想定数：出生数の過去5年間（平成27年度～令和元年度）の平均減少率を、前年度の出生数に乗じて算定した数値

関連する個別計画

- 第2期子ども・子育て支援事業計画
- 障害児福祉計画（第2期計画）
- 教育大綱
- 教育大綱実施計画
- 社会教育推進計画

関連する個別計画

施策に関連する個別計画（ビジョン、方針、指針を含む。）を示しています。
 （令和3年4月1日現在）



① 安心して子どもを産み、育てる環境づくり

未来（おおむね10年後）の姿

	現状の延長線上にある未来<課題>	あるべき・目指すべき未来<ビジョン>
①	不妊治療の進歩に伴う多胎妊娠、高齢出産の増加、地域とのつながりの希薄化による孤立感の高まりなどの身体的、精神的負担となる要因により、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みを抱える妊産婦の増加が課題となっています。	妊産婦が必要なときにいつでも相談ができ、心と体の健康をサポートする体制が充実し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を受けることで、喜びを感じながら楽しんで子育てができる環境が整っています。
②	女性の社会進出等により、就労環境に即した柔軟な教育・保育サービスが求められるなど、保育ニーズ等の多様化が進行しています。	希望すれば全ての子どもが保育所等を利用でき、教育・保育の機会が保障され、安心して子育てができる環境が整っています。
③	発達障害のある子どもや小児医療の進歩による救命率の向上に伴う医療的ケアを要する子どもの増加など、多様な支援が必要な子育て家庭の増加が懸念されています。	発達障害や医療的ケアの必要な子どもなど、一人ひとりの様々な状況に応じて、子どもと家族が多様な支援を受けることができる環境が整っています。
④	子育て世代の孤立化が顕著となる中、子育ての不安、悩みを個人で抱え込む家庭や、子育て支援サービスを積極的に利用しない家庭の増加が懸念されています。	地域全体で子育てを応援する意識が醸成され、多くの人を楽しみながら子育てをしており、仕事と子育てを両立したワーク・ライフ・バランスを実現しています。
⑤	核家族化や共働き世帯の増加により、放課後の子どもの安全・安心な居場所の確保が課題となっています。	全ての子どもたちのために安全・安心かつ快適な放課後の居場所が確保され、子育て世代の多様な働き方が可能となっています。

行政が市民等に期待する役割

(個人) 市民	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦・乳幼児健康診査の受診 子育てについての家族との話し合い、悩みを共有できる仲間づくり、関係機関の利用 子育てリフレッシュ館等の子育て支援施設の利用や子育てサロン等の活動への参加を通じた子育てに関する情報の共有 父親としての妊娠・出産への理解と家事・育児への積極的な参加
地域 団体	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点事業や赤ちゃんの駅などの設置・運営への協力 子育て支援センター等の拠点を活用した、子育てに関するネットワークづくりの充実 子育て世代が利用しやすい地域イベントの実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 産前・産後休暇、育児休業の取得促進など、子育てと仕事の両立の支援 地域・団体の子育て支援の活動への協力 多様な保育ニーズに対応した、安定的で質の高い保育サービスの提供



関連する
SDGs目標



〈課題〉を踏まえ、〈ビジョン〉を実現するための 施策の展開

子どもと母親の健康づくり

妊娠早期から、それぞれの時期に応じた支援施策の情報提供を行い、利用を促進することにより、母子の心身の健康保持と子育ての負担や不安、孤立感の軽減を図るとともに、保健師・助産師等の専門職による支援を実施するなど、子どもと母親の健康づくりを推進します。

ニーズに対応した教育・保育サービスの提供

就学前の子どもに質の高い教育・保育を実施し、子育て世代のニーズや子育て環境の変化に即した教育・保育の量と多様な教育・保育サービスを提供します。

一人ひとりの状況に応じた支援を受けることができる環境整備

保育所等における障害児支援の充実、児童発達支援センターとの併行通園の推進、居宅・保育所等への訪問による支援など、一人ひとりの様々な状況に応じた適切な支援を受けることができる環境を整備します。

子育て世代にうれしいサービスの充実

身近な相談・交流の場として利用促進を図るため、子育て支援施設を連携させるなど、子育て世代にうれしい子ども・子育て支援サービスの充実により、子どもを産み、育てたいと感じられる環境づくりを推進します。

放課後児童の安全・安心な居場所の確保

留守家庭児童会など子どもが主体的に遊びや生活ができる場における、子どもの状況や発達段階を踏まえた育成支援を充実させるとともに、共働き世帯等が安心して子育てと仕事を両立できる環境を推進します。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
通年保育所等利用待機児童数	0人	0人 (※1)	0人 (※1)
出生数に係る想定数と実数との差 (※2)	— 〔 出生数 1,451人 〕	25人 〔 想定出生数 1,187人 〕	41人 〔 想定出生数 971人 〕

※1 待機児童を生じさせないことを指標としているため、「0人」を目標値とします。

※2 出生数に係る想定数：

出生数の過去5か年（平成27年度～令和元年度）の平均減少率を、前年度の出生数に乗じて算定した数値

関連する
個別計画

- 第2期子ども・子育て支援事業計画
- 障害児福祉計画（第2期計画）
- 教育大綱
- 教育大綱実施計画
- 社会教育推進計画

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





② 寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」

未来（おおむね10年後）の姿

	現状の延長線上にある未来<課題>	あるべき・目指すべき未来<ビジョン>
①	本市の年少人口は、令和元年と比べて令和12年には約23%減少する見通しであり、少子化等による児童・生徒数の減少により、小規模校が増加するなど学校規模の適正化を図る必要性が高まっています。	市民ニーズに寄り添った、特色ある“寝屋川教育”が確立され、対外的訴求力の高い、選ばれる教育内容・環境づくり等が進んでいます。
②	急速な技術革新やグローバル化の進展により、社会の変化を予測することが困難な状況となっており、あふれる情報の中から正しく取捨選択し、活用していくことが必要な社会となっています。	自らの人生を切り拓き、それぞれの夢に向かって豊かに生きるために必要な「考える力」が身に付くことで、学力や体力が向上し、“生き抜く力”が育まれています。
③	令和元年度時点で築年数が40年以上の学校園施設（校舎、給食場等）は全体の約83%となっており、今後、経年劣化がますます進行し、雨漏り等の事案が発生しており、事後保全的に、外壁改修、屋上防水改修等を実施しているため、財政負担が年々増加しています。	経年劣化対策を講じるとともに、学校園施設の長寿命化対策等施設整備が計画的に進み、児童・生徒の安全性が確保されています。 また、引き続き安全・安心な学校給食の提供が行われています。
④	社会の変化に伴い、新たな教育課題が生じており、教職員が子どもに関わる時間を確保し、効果的な教育活動を行う必要性が高まっています。	教職員の働き方改革が進み、教職員が子どもに関わる時間が確保され、質の高い教育が展開されています。

行政が市民等に期待する役割

(個人) 市民	<ul style="list-style-type: none"> 学校行事やPTA活動への積極的な参加 子どもの健全な生活習慣・環境の整備
地域 ・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> 様々な体験活動や学習機会の提供
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人等の協力・連携による新たな教育課題への調査・研究の推進 事業所への体験学習の受入れなど教育活動への協力 先進技術等の提供など、教育に対するCSR活動の推進





関連する
SDGs目標



<課題>を踏まえ、<ビジョン>を実現するための 施策の展開

魅力あふれる“寝屋川教育”

施設一体型小中一貫校を新たなまちづくりのメインアイコンとして位置付けるとともに、全学的な小中一貫校への移行を推進し、市民ニーズに寄り添った、寝屋川市だから学ぶことができる特色ある“寝屋川教育”の確立を目指します。

“生き抜く力”の育成

ディベート教育や道徳教育等を通じ、情報活用力、コミュニケーション力、他人を思いやる心、豊かな人間性の醸成を図り、「考える力」を育みます。また、「考える力」をベースに、学力や体力を確実に身に付けさせることにより、“生き抜く力”を育みます。

学びを支える環境整備

「公共施設等総合管理計画」に基づく個別計画及び「学校園施設の長寿命化計画」に基づき、中長期的な維持管理及び施設整備に係るトータルコストの縮減、補助金等財源の確保など、財政負担の平準化を図ります。

教職員の働き方改革の推進

子どもと関わる時間を確保し、効果的な教育活動を行うため、教職員の業務の適正化を図り、長時間労働の解消に向けた教職員の働き方改革を推進します。

施策指標

指標名		実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国比(※1)	小学校	1.011	1.017	1.025
	中学校	0.978	0.995	1.015
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の全国比(※2)	小学5年生	51.85	52.00	52.20
	中学2年生	52.95	53.10	53.30

※1 全国平均を「1」とした場合の数値

※2 全国平均を「50」とした場合の数値

関連する
個別計画

- 教育大綱
- 教育大綱実施計画
- 学校園施設の長寿命化計画

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





③ 子どもを全力で守り抜く

未来（おおむね10年後）の姿

	現状の延長線上にある未来<課題>	あるべき・目指すべき未来<ビジョン>
①	SNS等を利用したインターネット上のいじめなど、いじめの複雑化・高度化への対応が課題となっています。	市独自のいじめ対策によって、子どもたちや保護者等のいじめに対する意識が高まるとともに、いじめの未然防止・早期解決を図ることで、段階的にいじめ事案が減少し、子どもたちが安全・安心に過ごせる環境づくりが進んでいます。
②	<ul style="list-style-type: none"> 課題を抱える子どもの背景が複雑化し、虐待に対する適切な対応を行う体制強化が課題となっています。 核家族化や高齢化が更に進み、教育・子育て・学校生活などについて悩みを抱える児童・生徒、保護者等の増加が懸念されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察、関係機関、地域全体で虐待を予防し、子どもの命と尊厳が守られています。 教育相談や不登校児童・生徒の支援を通して、市全体の引きこもり等の問題を未然に防ぐ体制が構築されています。
③	核家族化や地域のつながりの希薄化など社会環境が多様化・複雑化する中で、子育てに悩みを抱える家庭や、引きこもりなど社会とつながりを持ってない青少年が増加するなど、地域の子どもは地域で育てるという気運が低下しています。	学校・家庭・地域の連携により、全ての家庭で子どもが健やかに暮らすことができています。青少年の居場所や活躍の場の充実により、地域や社会で中心的役割を担う青少年が育成されるなど、地域の子どもたちを地域で守り育てる環境が整っています。

行政が市民等に期待する役割

(個人) 市民	<ul style="list-style-type: none"> 保護者としての役割や責任を意識した子育ての実践 大人の振る舞いが子どもに影響を与える可能性があることを踏まえた、他人の人格を尊重する態度・行動 地域の一員として、子育て家庭を見守る意識の向上及び見守り活動など地域活動への積極的な参加
地域 ・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体で子育て家庭を見守り、理解を深めることによる子どもの安全・安心の確保
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの見守り活動への協力 産前・産後休暇、育児休業の取得促進など、子育てと仕事の両立の支援





関連する
SDGs目標



＜課題＞を踏まえ、＜ビジョン＞を実現するための 施策の展開

子どものいじめ対策の推進

寝屋川方式の「教育的アプローチ」(学校・教育委員会)、「行政的アプローチ」(市長部局「監察課」)、「法的アプローチ」(外部機関)の3段階アプローチによるいじめ対策を継続しながら、全児童・生徒へのいじめ通報促進チラシの配布などによる積極的な情報収集やいじめに関する予防教育プログラムの実施など、いじめの未然防止施策を推進します。

子どものセーフティネットの確保

- 市、警察、関係機関、地域等が連携を強化し、子ども及び保護者に対する総合的な支援を実施するなど、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組めます。
- 教育、学校生活等に関する教育相談及び講座の実施や不登校児童・生徒の自立支援を行い、子どもたちが安全で安心して過ごせる環境づくりを進めます。

地域全体で子どもを守る

子育てやしつけに、悩みや不安を抱く家庭を総合的に支援するため、家庭教育サポートチーム事業等による家庭教育支援の強化や学校・家庭・地域の協働の取組を充実します。また、「青少年の居場所」事業を拡充するなど、教育と福祉の連携強化を推進し、全ての子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを推進します。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
いじめ事案への行政的アプローチによる平均対応日数(※1)	29日	21日	13日
児童千人当たりの児童虐待通告件数	5.9件	6.5件(※2)	7.2件(※2)

※1 市長部局による調査・対応により、いじめ行為が止むまでに要した日数

※2 児童虐待の通告を促進することにより、虐待の早期発見・早期対応を図ることを目指すものです。

関連する
個別計画

- 第2期子ども・子育て支援事業計画
- 社会教育推進計画

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





④ ポテンシャルをフル活用した都市基盤整備

未来（おおむね10年後）の姿

	現状の延長線上にある未来<課題>	あるべき・目指すべき未来<ビジョン>
①	京阪沿線エリアにおいて、老朽住宅や空き家が増加し、既存住宅の住み替わりも進んでいません。また、JR学研都市線沿線エリアにおいては、人口集積が進まないなど、人口、年齢構成の変化、都市のスポンジ化が課題となっています。	京阪沿線エリアは、まちのリノベーションが進み、また、JR学研都市線沿線エリアにおいては、寝屋川公園や第二京阪道路を活かしたまちづくりが進み、メインアイコンとして施設一体型小中一貫校が建設されるなど、都市の成熟度・洗練度の高まりにより、地域特性を活かした計画的で魅力的なまちづくりが進んでいます。
②	人口減少・少子高齢化による駅周辺の空き家の増加により、地域コミュニティが低下するとともに、住環境の悪化が課題となっています（平成29年度公表空き家：1,193件）。	空き家の利活用や除却が進み、住環境の保全、地域の活性化が図られています。
③	令和元年度において、地籍調査の実施率は4.5%であり、今後も市内の地籍が明確でないため住環境の整備が進まず、土地が流動化していないことが課題となっています。	土地の境界などが明確になっており、災害時の早期復旧や税の公平性の確保が図られるとともに、不動産取引が活発になること等による人口の流入及び定住が促進されています。
④	狭あい道路が多い地域では、沿道の開発が進んでおらず、緊急車両の通行が困難であるとともに、私道を含む生活道路の整備改善が進んでいないことが課題となっています。	狭あい道路の拡幅整備により地域のまちづくりや住宅開発が進んでいます。また、生活道路の整備や地域との協働による私道の整備が進むことにより、市民の快適な暮らしや安全性が確保されています。
⑤	災害時において、緊急車両の通行や物資の運搬を行うための幹線道路の通行が困難となっています。	都市計画道路の整備により、歩行者、自転車等の安全性の確保とアクセス性の向上が図られているとともに、災害時においても緊急車両の通行帯が確保されています。
⑥	人口減少等により、バスの減便や廃止など、地域公共交通の利用環境の悪化が進み、シルバー世代等の移動が困難又は不便となっています。	地域の公共交通が確保、維持され、利便性の向上を図ることで、誰もが安心して移動できる環境が確保されています。

行政が市民等に期待する役割

（個人） 市民	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を活かしたまちづくりへの参画 所有、管理又は居住する建物の適正な維持管理 公共交通機関の積極的な利用
地域 ・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を活かしたまちづくりへの参画、協力 空き家等の適正管理及び老朽危険建築物等に係る対策への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市が目指すまちづくりへの協力 交通サービスの安全性の確保と市民にとって快適で利用しやすい運行サービスの継続



関連する
SDGs目標



〈課題〉を踏まえ、〈ビジョン〉を実現するための 施策の展開

2つの鉄道軸の相互成長による魅力的なまちづくり

京阪沿線エリア及びJR学研都市線沿線エリアが互いに成長し、市域全体が継続的に発展することを目的とする「2軸化構想」の実現化策を推進するとともに、都市格向上による持続可能な住みよいまちの実現に向けて、市内各駅の中心拠点や生活拠点に都市機能の立地を誘導し、まちの魅力を高め、子育て世代の定住・流入の促進を図ります。

安全で快適な住環境の保全

活用可能な空き家について、市場への流通を促進させ、使用目的のない空き家の増加を抑制させるとともに、空き家所有者に対して適正管理の啓発による危険空き家の解消に努めることで、住環境の保全、地域の活性化を図ります。

地籍の明確化による土地活用の促進

地籍調査を都市計画道路等の事業やまちづくりに併せて行うとともに、地域協働協議会等からの要望に基づき、定住促進につながるよう順次実施します。

生活道路の環境改善

地域と協働し、狭あい道路の拡幅整備や私道を含む生活道路等の整備を行うなど、生活道路の環境改善を図ります。

まちの未来を切り拓く道路整備

都市計画道路対馬江大利線について、交通の利便性と安全性の向上、災害時における延焼遮断帯としての整備を進めます。また、未整備の都市計画道路の早期事業化により、安全性の確保とアクセス性の向上、緊急車両の通行帯の確保を図ります。

生活に寄り添う交通環境の確保

歩行者・自転車の安全を確保するとともに、市民ニーズに応じた交通アクセスの改善やまちの状況などを踏まえ、公共交通サービスの充実と利用促進を図ります。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
空き家流通に係る所有者等同意取得数の累計	令和2年度から 事業実施	90件	190件
地籍調査の実施率	4.5%	6.1%	7.7%

関連する
個別計画

- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画
- 空き家等・老朽危険建築物等対策計画
- 市営住宅長寿命化計画
- 地域公共交通網形成計画



⑤ 将来を見据えた公共施設の集約・複合化

未来（おおむね10年後）の姿

現状の延長線上にある未来<課題>

あるべき・目指すべき未来<ビジョン>

- ①
- 人口減少・高齢化の進行等により、公共施設の利用率や稼働率の低下が進み、適切な施設運営及び管理の継続が困難となることが懸念されています。
 - 行政機能を担う公共施設が市域に分散して配置されているため、高齢化の進行等により、移動困難者等にとって施設利用の不便さが課題となっています。
 - 地域に立地する各公共施設に対する地域住民のニーズの変化及び多様化、並びに老朽化の進行に伴い、施設の魅力や機能が弱まり、市民活動の拠点として地域活性化に寄与、貢献しにくくなることが懸念されています。

- 多様な主体による公共交通サービスが維持、充実され、施設の広域利用が可能となる中で、施設の集約・複合化が進んでいます。
- 本格的な高齢社会及び高度な情報社会に対応するため、駅等の要所への行政機能の集約化が進むとともに、ICTを活用したオンラインサービスなど行政サービスの高度化・簡素化の実現により、施設規模の縮小及び職員の効率配置が可能となっています。
- 地域に立地しているからこそ地域住民の利便性が高まる施設については、機能の充実・強化、適切な改修が進められているとともに、地域内での最適配置が行われており、地域の活性化、市民活動の活発化の拠点となっています。

- ②
- 更新時期を迎える公共施設等の老朽化が進み、改修・更新費用が増大し、財政運営に大きな影響を及ぼすとともに、施設の安全管理及び円滑な施設運営に対するリスクの高まりが課題となっています。

公共施設等の総合的・計画的な管理を行うことにより、適切な維持管理が行われているとともに、財政負担の軽減・平準化が図られることで、円滑な施設運営が進められています。

- ③
- 未利用資産を含めた市有資産の新たな活用が進んでおらず、当該資産の維持管理が課題となっています。

公共施設等の集約・複合化が進み、未利用資産などを利用して新たな市民サービスを提供しています。また、貸付けや売却など積極的な利活用を図り、更なる歳入確保につながっています。

行政が市民等に期待する役割

(個人)
市民

- 公共施設の利用促進、イベント等への積極的な参加

地域
・
団体

- 公共施設を利用した様々な活動の実施による施設を起点とした地域活性化、市民活動の活発化への貢献

事業者

- 市民生活の利便性向上に資する公共交通サービスの充実



関連する
SDGs目標



＜課題＞を踏まえ、＜ビジョン＞を実現するための 施策の展開

公共施設の最適配置の実現

- 各公共施設の立地場所及び機能・用途を検証し、市民ニーズや施設の利用状況等を考慮した上で、集約・複合化も含め公共施設全体の総量抑制、最適配置を図ります。
- 将来の市民サービスの在り方等を見据え、駅周辺に市民が必要とする行政機能を集約する市民サービスのターミナル化を進めるとともに、ICTを活用した行政サービスのデジタル化を進め、対面ではなくオンラインでのサービス提供を可能とすることで市民の利便性向上を図ります。
- 市民サービスの利用者及び地域住民の視点から、駅周辺に集約することが望ましい行政機能と地域にあるべき機能を有する施設の区分を行い、地域に立地することで地域住民の利便性が高まる施設については、地域の活性化、市民活動の拠点となるよう機能の充実、強化を進めるとともに、集約・複合化も含めた地域内での施設の最適配置を行うことで利用率・稼働率の向上を図ります。

計画的な施設管理の推進

計画的な改修・更新に加え、予防保全型の維持管理を進めることで、財政負担の軽減・平準化、施設の長寿命化を図ります。

持てる資産の有効活用

未利用資産の処分及び有効活用を推進するとともに、市有資産の積極的な情報公開を通じ、活用可能な資産の更なる掘り起こしを進めるなど、持てる資産の有効活用を図ります。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
公共施設の延床面積削減率	—	3.0%	5.0%
未利用資産（用地）の利利用率	—	30.0%	50.0%

関連する
個別計画

- 公共施設等総合管理計画
- 市民サービスの『ターミナル化』推進計画

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





⑥ 働く場の創出と多様な人材の育成・確保

未来（おおむね10年後）の姿

現状の延長線上にある未来<課題>

あるべき・目指すべき未来<ビジョン>

①

廃業による法人市民税の異動申告件数は125社（令和元年度）となっており、今後も、事業承継問題や経営悪化などにより、商工農業者の事業継続が困難となり、廃業数が増加するとともに、市内産業の衰退による雇用や消費の市外流出が懸念されています。

市、商工農業者、関係機関等が共通する目的や課題に対し、各分野におけるそれぞれの知識や経験など、各々の強みを活かし、必要に応じて可変的に連携するなど、新たな事業や雇用等を創出する環境が整っています。

②

本市の生産年齢人口は、令和元年度では136,268人と、平成21年度の158,126人から約14%減少しており、今後、働き方改革等を背景に、労働環境として職住近接の動きが進む中、市内経済を支える労働人口の更なる市外への流出が懸念されています。

まちづくりや地域ポテンシャルに呼応して、市外からの企業の流入等が進んでおり、女性、若者、高齢者等の様々な立場の人の雇用の機会が広がるとともに、住みたい、働きたいと感じてもらえる“職住近接”の環境が整っています。

③

求職者の就労に係る多様な条件や意欲と、企業の求人とがうまく結びつかず、雇用機会の損失による労働力の市外流出や慢性的な人手不足が懸念されています。

求職者の世代や多様な条件、意欲に合った企業との円滑な雇用マッチングが図られているとともに、市民生活の“職住近接”が進んでいます。

行政が市民等に期待する役割

(個人)
市民

- ・ 地産地消、市内消費の拡大など産業振興への協力

地域
・
団体

- ・ 産業振興を目的とした事業等の積極的な推進によるまちづくりへの関与と地域貢献

事業者

- ・ 自らの事業の安定・強化への取組
- ・ 人材育成、地域からの雇用の促進及び従業員の福利厚生の充実



関連する
SDGs目標



〈課題〉を踏まえ、〈ビジョン〉を実現するための 施策の展開

商業・工業・農業の振興

市内経済の活性化につながる商業・工業・農業の活動や各分野を越えた交流、取組を支援するとともに、創業や新たな事業を促進し、産業の振興及び雇用の創出を推進します。

魅力ある職住近接環境の創造

2つの鉄道沿線を持つ交通利便性や大阪・京都都心へアクセスしやすい地理的優位性、さらには都市計画道路の整備や区画整理事業等のまちづくり事業の推進による地域ポテンシャルの高まり等を活かした企業誘致などを関係機関と連携して推進し、市内産業の活性化と雇用の創出を図ることで、魅力ある“職住近接”の環境づくりを進めます。

やりたい仕事が見つかる就労支援

求職者の世代や多様な就労条件等のニーズに対応するよう、ハローワークを始め、近隣自治体等の関係機関と連携し、就労相談や面接会などの効果的な就労支援を行います。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
市内小売店舗の合計売場面積	215,246 m ²	216,222 m ²	217,200 m ²
法人の設立等件数(※)	251 件	260 件	270 件

※ 法人等設立(開設)・異動申告書に基づく件数

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



⑦ 災害から命を守るための対策

未来（おおむね10年後）の姿

	現状の延長線上にある未来<課題>	あるべき・目指すべき未来<ビジョン>
①	<ul style="list-style-type: none"> 地震や豪雨による災害が同時に発生する複合災害や新種のウイルス感染症を想定した対策が課題となっています。 降雨や雷など災害気象環境により、防災行政無線等による災害情報や避難情報が全市民に伝わっていない課題があります。 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる災害が発生しても迅速な対応を行うことができる対策が講じられ、市民の命と財産が守られています。 災害や避難の情報が様々な媒体の活用により、住民に伝達できる体制が整っています。
②	高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、消防団や地域住民を始めとする多様な主体が行う防災活動によって確保される地域防災力の低下が懸念されています。	地域住民が日頃から顔の見える関係づくりを行い、災害時には消防団や地域住民が中心となって、被害を最小限に抑え、被災した人を救助する体制が整っています。
③	密集市街地の住宅の建て替えや道路整備が進んでおらず、高経年の建築物や老朽木造住宅が増加し、地震や火災などの災害に対する市街地の安全性が低下しています。	密集市街地の民間建築物の建て替え更新や耐震改修工事、延焼遮断効果の高い道路整備により、まちの耐震化・不燃化が更に進み、地震や火災などの災害に強いまちになっています。
④	旧耐震である昭和56年以前に建設された住宅等が存在していることから、地震災害に対する市街地の安全性が低下しています。	民間建築物の建て替えによる更新や耐震改修工事による建物の耐震化が進み、地震災害に強いまちが形成されています。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した水道管の増加により、大規模災害時には断水が長期化するおそれがあるなど、市民生活に支障を生じる可能性が高くなっています（水道管路の耐震化率：令和元年度 9.9%）。 断水の発生により緊急の水需要に応じるための臨時的給水が必要となり、断水状況の迅速な把握と円滑な応急給水活動が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道管路の耐震化率向上などにより、“水道の強靱化”と“安全な水道の確保”が図られています。 応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制が整備され、給水の早期回復と計画的な応急給水活動を行うことができます。
⑥	気候変動による大規模水害が発生する可能性が高まり、市民生活や経済活動に大きな被害が及ぶことが懸念されています（「寝屋川流域水害対策計画」における貯留施設設置率：令和元年度 82.4%）。	公共や民間団体及び市民等を主体とした災害への事前の備えと連携強化による、ハード・ソフト一体となった“浸水に強いまちづくり”が進んでいます。

行政が市民等に期待する役割

（個人） 市民	<ul style="list-style-type: none"> 食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加 耐震に係る知識の習得、居住又は所有する建築物の耐震化 発災時における初期消火、近隣住民等の安否確認及び負傷者の救助
地域 ・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> 防災団体と連携した防災訓練の実施 避難所の運営の協力 消防団員が地域の防災リーダーとして活躍 発災時における初期消火、避難行動要支援者の安否確認及び負傷者の救助
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 防災体制の整備や防災訓練の実施など、企業防災の推進 災害応急対策や災害復旧に必要な物資、資材などの提供



関連する
SDGs目標



<課題>を踏まえ、<ビジョン>を実現するための 施策の展開

危機管理体制の充実

- ・ 南海トラフ巨大地震、台風、豪雨など市域に甚大な被害をもたらす大規模災害や複合災害などの危機事象に備え、危機管理体制の充実、強化を図るとともに、「地域防災計画」に基づく防災・減災対策を推進します。
- ・ 複合災害や新種ウイルスの発生等に対応した新たな避難や避難所運営の体制を構築します。
- ・ 災害・避難情報が住民の方々に迅速かつ的確に周知できるように、情報伝達の充実、強化を図ります。

地域防災力の強化

- ・ 防災用資機材の充実による防災力の強化を図るとともに、消防団や枚方寝屋川消防組合と連携しながら、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の更なる強化など、地域の自主的な防災活動を促進します。
- ・ 地域活動団体等が作成する「地区防災計画」の作成支援を行うとともに、地域防災力の向上に向け、協力・連携を図ります。

密集住宅地区の解消

老朽建築物の除却や道路整備の実施など、密集住宅地区における災害から命を守るための対策を推進します。

建築物の安全性の確保

民間建築物の建て替えや官民連携して耐震フォーラム等を開催することと併せて、耐震補助制度に加え、枚方寝屋川消防組合が取り組んでいる住宅用火災報知器の設置などの周知・啓発を継続して行うことで、市民意識の更なる向上を図り、倒れない・燃え広がらないまちづくりを進めます。

命の源“水”の確保

- ・ 災害時に給水が特に必要な医療機関への重要給水施設管路を始めとして、基幹管路や小口径管路の更新及び耐震化の加速化により、水道管路の耐震化率向上を図り、災害に強い水道管路網の整備を進めます。
- ・ 応急給水や応急復旧に必要な資機材の充実を図るとともに、給水車やあんしん給水栓、耐震性貯水槽等を活用した応急給水訓練の実施など、災害対応体制の強化を図ります。

浸水に強いまちづくりの推進

民間開発や公共施設等を活用した雨水貯留施設の設置や古川雨水幹線整備事業及び高宮ポンプ場整備事業など、雨水対策を推進するとともに、寝屋川北部地下河川などの整備促進を図ります。また、土のうステーションの活用や浸水対策事業の積極的なPRのほか、災害伝達情報についての確実な情報発信やタイムラインの検証・充実など、市民一人ひとりの行動につながる情報の周知を図ります。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
住宅の耐震化率	82.1%	91.5%	98.0%
水道管路の耐震化率	9.9%	12.8%	16.0%

関連する
個別計画

- ・ 国土強靱化地域計画
- ・ 地域防災計画
- ・ 第二期住宅・建築物耐震改修促進計画
- ・ 水道ビジョン
- ・ 水道ビジョン第4期実施計画
- ・ 第10期施設等整備事業計画
- ・ 寝屋川北部流域関連公共下水道事業計画
- ・ 水路関係施設保全計画
- ・ 下水道ストックマネジメント計画

⑧ 防犯力向上による体感治安の改善

未来（おおむね10年後）の姿

現状の延長線上にある未来<課題>

あるべき・目指すべき未来<ビジョン>

① 市内の刑法犯罪認知件数は、平成26年から令和元年の5年間で51.5%減少しています。更に犯罪を減少させるため防犯カメラ等の設置を進めることで、犯罪抑止効果が向上し、安全は確保されつつあるものの、体感治安の向上が依然として図られていないことが課題となっています。

防犯カメラ等の設置や青色防犯パトロール車の活用が進むとともに、専門家の提案に基づく更なる防犯対策が進み、安全に加え、安心して過ごせるまちの実現が図られています。

② 自主防犯活動を行う地域住民の固定化及び高齢化等により、地域全体での防犯活動意識の低下が懸念されています。

地域住民一人ひとりの防犯意識が高まり、地域全体で自主防犯活動の促進が図られ、防犯力の向上につながっています。

③

- 情報通信技術の進歩や高齢化の進行により、消費者被害の内容が多様化・複雑化するとともに、特殊詐欺や悪質商法などの手口が巧妙化していることから、消費者被害が増加傾向にあり、消費者の安全・安心を確保することが困難となっています。
- シルバー世代を中心に、特殊詐欺による被害の増加が懸念されています。

- 警察等との連携により、多様化・複雑化する特殊詐欺や悪質商法などの消費者被害の内容を正しく理解し、消費者被害に遭わない行動がとれる環境が整っています。
- 警察、郵便局、銀行等との連携により、特殊詐欺への対策が進み、被害の拡大防止につながっています。

行政が市民等に期待する役割

(個人)
市民

- 防犯パトロールや啓発活動などへの積極的な参加による防犯意識の向上
- 特殊詐欺や悪質商法などの消費生活に関する情報収集と知識の習得、正しい知識を持った自立的な消費行動

地域
・
団体

- 防犯協会を始めとする自治会、地域協働協議会及び警察など関係団体との連携による様々な防犯対策の実施
- 消費者に対する必要な知識の啓発と自立した消費行動を促す取組

事業者

- 市が実施する防犯施策等への協力、事業活動における防犯分野の活動への積極的な取組
- 安全な商品の開発、サービスの提供



関連する
SDGs目標



＜課題＞を踏まえ、＜ビジョン＞を実現するための 施策の展開

効果的な防犯施策を通じた体感治安の向上

専門家による市内4駅周辺を含めた犯罪多発地域の調査・研究など、防犯施策を進めるとともに、人的な防犯活動（ソフト面）と併せて、物理的な環境（ハード面）の整備、強化等を行い、犯罪抑止に向けた環境を形成する防犯環境設計を取り入れたまちづくりを推進し、それらの取組の情報発信を行い、体感治安の向上を図ります。

防犯活動の推進

地域の自主防犯活動が活性化されるよう支援するとともに、夜間の時間帯に青色防犯パトロールを実施するなど市独自の防犯活動を継続的に行うことにより、相互の活動効果を高め、犯罪抑止につなげます。

消費生活を支え、守る

- 幅広い世代の消費者に対し、警察等と連携しながら、特殊詐欺や悪質商法などの消費生活に関する啓発活動を強化するとともに、適切な助言等を行う相談業務の強化、自立した消費行動につながる正しい知識の啓発等を行うことにより、消費者被害の未然防止と消費者の自立を促進します。
- 警察、郵便局、銀行等との連携を強化し、市民に対する啓発活動等を行うことにより、特殊詐欺被害の防止を図ります。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
市内の刑法犯罪認知件数	1,762 件	1,300 件	900 件
市内の特殊詐欺被害件数	41 件	33 件	25 件

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



⑨ 健康寿命の延伸

未来（おおむね10年後）の姿

現状の延長線上にある未来<課題>

あるべき・目指すべき未来<ビジョン>

①

健康維持のために生活習慣の改善が必要であると認識しているものの行動に起こさない人や、自分自身の健康や生活習慣の改善に関心を持たない無関心層が依然として多くおり、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療につなげることが困難な状況となっています。

子どもからシルバー世代までそれぞれの世代の市民が自身の健康に関心を持ち、生活習慣の改善や健康診査の受診など、健康づくりのための行動をとることで、市民の健康寿命が延びています。また、自らが望む健康や医療等について考え、周囲の身近な人たちと共有するなど、市民の自発的な健康づくりの意識が向上しています。

②

高齢化が進行し、身体機能の低下や低栄養を起因とする疾病等により、医療や介護を必要とする市民の割合の増加が懸念されています。また、高血圧や糖尿病等の生活習慣病の患者の増加に伴い、重症化した患者の増加が懸念されています。

幅広い世代の市民が正しい生活習慣や食事のとり方について知識を得る機会があり、疾病や低栄養を予防することを支援する場が提供されています。また、生活習慣病ハイリスク者への適切な保健指導を行うことにより、重症化が予防されています。

③

- 市内の救急搬送件数は令和元年度で14,901件であり、高齢化が進行し、脳卒中、心臓発作など緊急を要する疾病を発症する市民の増加が課題となっています。
- 休日診療所に従事する小児科医の確保ができなくなり、初期救急としての小児科診療を市単独で継続することが困難になることが懸念されています。

- 緊急時に必要かつ適切な医療サービスが受けられる体制が整っており、市民が安心して暮らすことができます。
- 休日診療所における小児科診療に従事する医師が確保され、初期救急としての体制が整っています。

行政が市民等に期待する役割

(個人)
市民

- 「自分の健康は自分で守る」という自発的な健康づくりの意識に基づく、生活習慣病等の予防のための各種検診・健診の積極的な受診
- 傷病者に対する応急手当、救急蘇生法を実施するための講習会等の受講

地域
・
団体

- 健康学習の機会の提供など、地域における健康づくりへの取組

事業者

- 「かかりつけ医」「かかりつけ薬局」を持つことを推奨するとともに、患者の病歴や健康状態の日頃からの把握
- 定期健康診断の適切な実施など従業員の健康管理



関連する
SDGs目標



〈課題〉を踏まえ、〈ビジョン〉を実現するための 施策の展開

健康づくりの推進

個別受診勧奨対象者の拡充や行動変容を促す受診促進通知を行うとともに、大型商業施設での出張検診、休日検診日の拡充など受診しやすい環境整備を推進し、特定健診・がん検診を始めとする各種健康診査の受診率の向上に努めます。また、自らが望む健康や医療等について考え、自発的に健康づくりに取り組む市民を増やすため、健康に関する知識の普及と意識の啓発を行います。

生活習慣病の発症・重症化予防の推進

- 健康的な生活習慣を確立するため、青年期・壮年期から食習慣、運動習慣等を学べる健康教室を開催し、生活習慣病の発症予防に努めます。また、特定健診結果のハイリスク者に対しては保健師等による専門的知識に基づいた健康相談・保健指導の体制を充実し、重症化の予防に努めます。
- 身体的な機能低下（フレイル状態）に着目した疾病予防・介護予防の取組として、大学との共同研究のデータ等を活用し、地域の健康課題の分析や対象者の抽出を進めるとともに、地域において高齢者が集う場に保健師等が赴き、健康相談・保健指導を実施する体制を整備します。

医療体制の充実

- ドクターカーの運用時間を見直し、救命救急医療体制の拡充を図るとともに、関係機関と連携し、北河内医療圏域における救急医療体制を確保します。また、救急の現場に居合わせた際に、適切な救命処置を実施できる市民を養成するため、応急手当、救急蘇生法等に関する講習会等を関係機関と連携して実施します。
- 市民にとって身近で利用しやすい救急医療を提供するため、医療機関との連携を強化し、市が運営する休日診療所を安定的に稼働させ、切れ目のない小児救急体制を維持します。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
健康寿命	男 78.61 年 女 83.41 年	男 80.10 年 女 83.73 年	男 80.60 年 女 84.23 年
8020 を達成している市民の割合 (※)	4.9%	6.1%	7.3%

※ 8020：80歳になっても自分の歯を20本以上保っている状態

関連する
個別計画

- 健康増進計画
- 第2期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 第3期特定健康診査等実施計画

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





2. 生活を支える施策

⑩ 人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくり

未来（おおむね10年後）の姿

	現状の延長線上にある未来<課題>	あるべき・目指すべき未来<ビジョン>
①	<p>戦争体験者が減少し、悲惨な戦争の記憶が薄れつつある中、その記憶を風化させることなく恒久平和を次世代に引き継ぐことが課題となっています。</p> <p>また、依然として平和を脅かす様々な事態が起こっているため、平和を希求する意識の高揚と人を慈しむ心の醸成を広げることも新たな課題となっています。</p>	<p>市民一人ひとりが「二度と戦争の惨禍を繰り返さない」という信念のもと、戦争の悲惨さや平和の尊さについて認識を深め、平和で安心して暮らせる環境づくりが推進されています。</p>
②	<p>人権尊重が市民の共通認識になりつつありますが、依然として児童、高齢者、障害者等への虐待や女性への暴力等に加え、近年では、新たにSNS等を利用したインターネット上の誹謗・中傷や性的マイノリティなどの人権問題も発生しており、人権への更なる理解を定着させることが課題となっています。</p>	<p>市民一人ひとりが、性別や年齢、障害の有無などにかかわらず、様々な人権問題について自身にも起こり得る問題として捉え、相互の人権を認め合い、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けた気運が醸成されています。</p>
③	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画意識が浸透する一方、人々の意識や行動、社会慣行等による固定的な性別役割分担意識や性別に基づく様々な差別や偏見が、女性などの社会参画を妨げる大きな要因となっており、その意識や偏見などの解消が課題となっています。 DV（ドメスティック・バイオレンス）被害は、増加傾向にあるため、相談体制の充実が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが性別などにかかわらず、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保され、多様性を認め合う男女共同参画が推進されています。 誰もが対等なパートナーとして、生涯を通じて健康で自立した社会生活を営むことができる環境づくりが推進されています。

行政が市民等に期待する役割

(個人) 市民	<ul style="list-style-type: none"> 人権、非核平和や男女共同参画に対する関心と理解の深化
地域 ・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> 地域での啓発活動や団体間交流などを通じた、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合うまちづくりの推進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する各種研修や啓発等の取組など、誰もが働きやすい職場環境づくりの推進





関連する
SDGs目標



<課題>を踏まえ、<ビジョン>を実現するための 施策の展開

平和の尊さを次世代に引き継ぐ

非核平和都市として、平和な社会づくりを推進するため、非核・平和啓発事業や都市間連携等を通じて、核兵器の廃絶を求めるとともに、市民の平和に対する関心や理解の醸成を図り、「平和の尊さ」を子どもたちや若者を始めとした次世代へと引き継ぎます。

誰もが平等で幸せに生きるまちづくり

人権啓発事業などを通じて、学校、地域、家庭などの日常生活で起こる様々な人権問題について正しい理解と認識を深め、基本的人権に対する意識と自覚を高めることにより、人権尊重の視点に立った社会づくりを推進します。

ダイバーシティの推進

- 性別役割分担意識の解消に向けた啓発事業や政策・方針決定過程における女性の参画などの活躍推進に向けた取組により、誰もが性別や年齢などにかかわらず、その個性と能力が十分に発揮できる環境づくりを推進します。
- DVの根絶に向けた意識啓発を推進するとともに、関係機関等と緊密な連携・協力を図りながら、被害者保護などの支援を行います。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
人権相談で解決した相談者数の割合	73.9%	81.9%	90.0%
審議会などへの女性委員の登用比率	26.6%	32.7%	40.0%

関連する
個別計画

- 第5期ねやがわ男女共同参画プラン

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





2. 生活を支える施策

① 誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり

未来（おおむね10年後）の姿

	現状の延長線上にある未来<課題>	あるべき・目指すべき未来<ビジョン>
①	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化や人口減少などを背景として、地域における支え合いの基盤の弱まりが懸念されています。 高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、生活上の課題は複雑化・複合化しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な主体が協働して地域生活における福祉課題に取り組むことによって、地域の困り事への解決力が向上しています。 地域の力と公的な支援体制が相まって、包括的な相談体制の整備が進んでいます。
②	令和元年度の生活困窮に関する相談件数は1,732件（令和2年3月末現在）となっており、今後、年金だけでは生活できないシルバー世代の単身者の増加や、就労状況等により経済的に困窮する人からの相談の増加が課題となっています。	様々な理由により生活に困っている人が、早期かつ適切な支援を受けることで、地域の中で安心して、自立した生活を送ることができています。
③	現在の高齢者数は68,768人（令和2年3月1日時点）となっており、今後、高齢化の進行により、高齢者のみの世帯や、一人暮らし高齢者が増えることから、生活支援サービスを必要とする人が増加しています。	介護予防の取組や、生活支援サービスが充実することにより、シルバー世代の生活機能の改善が図られるとともに、住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができています。
④	現在の要介護（要支援）認定者数は12,767人（令和2年3月末時点）となっており、今後、高齢化の進行により、認知症などの介護サービスを必要とする人が増えるとともに、在宅医療を始め、様々な支援を必要とする人が増加しています。	援助を必要とする人が、在宅医療と介護の連携によるサービス提供を始め、様々な支援を包括的に、必要なときに受けることができています。
⑤	現在の障害者手帳所持者は14,196人（令和2年3月末時点）となっており、障害の重度化や介護者の高齢化により、支援を必要とする人の増加が課題となっています。	一人ひとりのニーズに対応した障害福祉サービスが適切に提供され、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができています。
⑥	障害のある人の就労の機会や社会参加の場が広がることに伴い、障害の特性を理解した支援の在り方が課題となっています。	社会における障害に対する理解が深まり、就労を始めとした社会参加に必要な支援体制が整っています。

行政が市民等に期待する役割

(個人) 市民	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動への参加 介護予防に関する取組への参加 障害を理由とする差別的な取扱いの防止や障害に応じた必要かつ適切な配慮
地域 ・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> 市民の困り事を手助けする活動、支援が必要な市民に対する地域での見守りや情報提供
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりのニーズに応じた生活や介護などを支援する質の高いサービスの提供 就労体験の場の提供など経済的自立を支援するための取組 障害のある人が安心して社会生活を送るための必要かつ適切な配慮



関連する
SDGs目標



〈課題〉を踏まえ、〈ビジョン〉を実現するための 施策の展開

地域福祉の推進

- ・ 地域住民や民生委員・児童委員、校区福祉委員、ボランティアの活動を支援するなど、市民が互いに支え合い、主体的に地域生活における福祉課題の解決を試みることができる地域づくりを推進します。
- ・ 地域の様々な活動と専門職等とのネットワークづくりを支援し、包括的に相談を受け止める体制の整備を推進します。

自立支援の推進による生活の保障

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談や就労など日常生活や社会生活における自立を支援するとともに、生活保護受給者のレセプトの分析による疾病予防・重症化予防対策や、不正受給対応、他法・他施策の活用に取り組むなど、生活保護の適正化を推進します。

シルバー世代の地域での生活支援

地域支援事業等を実施し、介護予防・重度化防止や、生活支援サービスを提供することにより、生活機能の改善を図るとともに、住み慣れた地域での生活を支援します。

シルバー世代への包括的な支援の提供

地域の拠点である地域包括支援センターを中心にネットワークを構築し、介護サービスだけでなく、多様な主体による様々な支援を包括的に提供します。

障害のある人の自立支援の推進

障害のある人が早期かつ適切な支援を受けられるよう、一人ひとりに寄り添った相談支援を行うとともに、障害福祉サービス、地域生活支援事業を推進します。

障害のある人の社会参加の促進

障害に対する理解促進を図るとともに、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、適切な配慮が徹底されるよう、障害のある人の差別を解消するための取組を推進することにより、障害のある人の社会参加を促進します。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
市民千人当たりの校区福祉委員数	5.95人	6.06人	6.18人
介護予防事業の延べ参加者数	40,375人	46,100人	52,700人

関連する
個別計画

- ・ 第4次地域福祉計画
- ・ 高齢者保健福祉計画
- ・ 障害者長期計画（第3次計画）
- ・ 障害福祉計画（第6期計画）
- ・ 障害児福祉計画（第2期計画）

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



2. 生活を支える施策

⑫ 衛生的で快適な生活の確保

未来（おおむね10年後）の姿

現状の延長線上にある未来<課題>

- ・ 医療需要の増加・多様化など、適切な医療提供体制の確保が課題となっています。
- ① 感染症や食中毒、大規模な自然災害等の健康危機事象発生時において、多数の市民の生命や健康が脅かされるおそれがあります。

- ② 既存の感染症に加え、新たな感染症の危険が高まっており、予防接種の実施及び感染症予防の必要性は更に高まっています。また、国際化が進み、外国との人の往来の増加により、感染症がまん延するリスクが高まっています。

- ③ 生活衛生に関する十分な知識がないことによる食品・環境・動物を起因とする生活衛生上の健康被害の発生が懸念されています。

- ④ 水道水の水質は、年間を通じて変動するため、定期的な水質検査を実施し、水質を把握しなければその異常を発見することができず、水質に関する事故が発生するおそれがあります。
- ・ 人口減少等に伴う水道料金収入の減少及び更新需要の増大が経営を圧迫し、市民の水道料金に係る負担が増えるおそれがあります。

- ⑤ 下水道管渠の老朽化が進み、腐食や破損によって、大雨時における下水の排除に支障が生じるなど、衛生面の確保が課題となっています。また、接続費用の負担や高齢者世帯の未接続などにより、下水道への接続が進まないことが課題となっています。
- ・ 人口減少等に伴う下水道使用料収入の減少及び改築費用等の増大が経営を圧迫し、市民の下水道使用料に係る負担が増えるおそれがあります。

あるべき・目指すべき未来<ビジョン>

- ・ 医療提供体制が確保され、誰もが安心して適切な医療を受けることができます。

- ・ 健康危機管理体制を充実、強化することにより、市民の健康被害を未然に防止するとともに、発生時の健康被害を最小限にとどめることができます。

市民が感染症予防に対する正しい知識を持ち、子どもには定期予防接種を必ず受けさせるなど、感染症のまん延防止が図られています。また、感染症が疑われる場合は、早期に受診することで他者への感染を防ぐことができます。

正しい衛生知識の普及が進むとともに、飲食店等の生活衛生関連施設に重点的に監視指導（立入検査等）が行われていることにより、食中毒等生活衛生分野での健康被害の発生や問題等を防ぐことができます。また、動物の正しい飼い方等の普及啓発により、動物の不適切な飼い方による人への危害等を防ぐことができます。

- ・ 将来にわたり水道水の安全性を確保するために、「水道法」に基づく水質基準項目の検査を的確に実施することで、適切な水道水の状態が確保されています。

- ・ 水道料金収入の減少等による財政収支を見据えた将来の更新投資及び広域連携の推進等により、持続可能な水道事業の経営が確保されています。

- ・ 下水道施設の計画的な更新が行われることにより、適切な下水の排除が確保されるとともに、下水道への接続が進むことにより、衛生的な環境が確保されています。

- ・ 下水道使用料収入の減少等による財政収支と将来の改築費用等を見据えた事業実施により、持続可能な下水道事業の経営が確保されています。

行政が市民等に期待する役割

(個人)
市民

- ・ 感染症の予防のため、各種予防接種を受け、手洗いなどを行うとともに、症状があるときは出勤や登校、不要不急の外出を控えるなどの集団感染の防止
- ・ 貴重な資源である水に対する意識の向上、水源を汚さない適切な排水

地域
・
団体

- ・ 感染症の予防のため、各種予防接種や手洗いなどの勧奨、集団感染発生のリスクを低減する取組の実施

事業者

- ・ 積極的な衛生管理の徹底、感染症の症状を申告した従業員を出勤させない等の対応
- ・ 貴重な資源である水に対する意識の向上、水源を汚さない適切な排水



関連する
SDGs目標



<課題>を踏まえ、<ビジョン>を実現するための 施策の展開

地域保健の充実

- 医療機関等に対して保健所設置市として監視指導を実施するとともに、大阪府と連携して二次医療圏における地域医療構想を推進し、今後需要が見込まれる回復期病床や在宅医療等の医療機能を確保するなど、適切な医療提供体制の確保を図ります。
- 各種マニュアルの整備、実地訓練、研修等を通して、健康危機事象発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を整備するとともに、医療機関等の関係機関との連携を充実、強化します。

感染症の予防と拡大防止の強化

各種定期予防接種を確実に実施するとともに、ワクチン接種の必要性と感染症予防の啓発に取り組みます。また、積極的な疫学調査による新たな感染者の早期発見と発病予防など、感染症のまん延防止の取組を強化します。

良好な生活衛生の維持

飲食店等の生活衛生関連施設への監視指導、水質検査、空気環境測定、食品の収去（抜取り）検査等を実施します。また、「狂犬病予防法」等、動物に関する知識の普及啓発を実施します。

安全・安心な水道水の安定的な供給

- 「水質検査計画」に基づき、毎日・定期・臨時の水質検査を適切に実施します。また、近隣市との水質検査の共同実施の充実など、効率的な実施体制の確保を図ります。
- 中長期的な視点に基づき計画的に事業を実施する中で、経常経費の抑制及び効率的な維持・修繕を推進します。また、大阪広域水道企業団との統合に向けた研究を始め、経営基盤の強化を目指した多様な広域化の取組を推進します。

下水道施設を通じた衛生的な生活の維持・確保

- 下水道施設の計画的かつ効率的な更新を推進するとともに、下水道へ接続されていない世帯への助成制度の周知や水洗化に対する意識の向上に努めるなど、水洗化を促進します。
- 中長期的な視点に基づき計画的に事業を実施する中で、経常経費の抑制及び効率的な維持・修繕を推進します。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
結核り患率（人口10万対）	16.5	14.5	12.5
水洗化率（※）	98.5%	99.3%	100%

※ 下水道処理区域内の人口における水洗便所（浄化槽によるものを除く。）設置済みの人口の割合

関連する
個別計画

- 新型インフルエンザ等対策行動計画
- 食品衛生監視指導計画
- 上下水道事業経営戦略
- 水道ビジョン
- 水道ビジョン第4期実施計画
- 水質検査計画
- 寝屋川北部流域関連公共下水道事業計画
- 下水道ストックマネジメント計画

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



2. 生活を支える施策

⑬ 環境を守り、日頃のくらしを良好に

未来（おおむね10年後）の姿

	現状の延長線上にある未来<課題>	あるべき・目指すべき未来<ビジョン>
①	可燃ごみの中に、手付かずの食品ごみや資源化できる紙ごみが多く含まれているなど、更なるごみの減量及びリサイクルが進まない状況が課題となっています（市民一人・1日当たりのごみ排出量：令和元年度845.1g、リサイクル率：令和元年度21.27%）。	市民一人ひとりや事業者がごみの減量及びリサイクルに取り組む意識が高まり、地域全体での取組により、資源循環型社会の実現に向けたまちづくりが進んでいます。
②	核家族化や高齢化などの進行により、ごみの分別排出や安定的かつ効率的なごみ処理が課題となっています。	市民の生活形態に応じた迅速なごみ収集と継続的な適正処理により、清潔で快適なまちが確保されています。
③	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理が依然として発生しており、生活環境への影響が懸念されています（産業廃棄物不適正処理件数：令和元年度29件）。	産業廃棄物が適正に処理され、良好な生活環境が保全されています。
④	し尿処理施設の老朽化が進行し、設備の劣化や維持管理コストの増加などが課題となっています。	市域で発生するし尿等の迅速な収集と適正処理により、衛生的なまちが確保されています。
⑤	地球温暖化が進み、異常気象による災害発生や自然環境の破壊が懸念されています（寝屋川市域二酸化炭素排出量：平成29年度897,695t-CO ₂ 、排出係数：平成29年度0.418）。	市民一人ひとりが地球温暖化対策に取り組み、地球環境と調和したまちづくりが進んでいます。
⑥	大気・水質・騒音等の公害が依然として発生しており、生活環境への影響が懸念されています（公害に関する苦情件数：令和元年度148件）。	事業者における環境法令に基づく規制遵守の意識が高まり、良好な生活環境が保全されています。

行政が市民等に期待する役割

(個人) 市民	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量、分別排出を目指した、ごみの発生の抑制 地球温暖化対策の重要性についての理解と日常生活の中での節電、太陽光などの自然エネルギーの利用
地域 ・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> 自治会、子ども会等での資源集団回収活動や地域清掃などを始めとした、地域みんなでの美しいまちづくりの推進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の発生抑制や食品ロスの削減に向けた積極的な取組 事業活動における、公害の発生防止、廃棄物の適正処理や地球温暖化対策の取組



関連する
SDGs目標



＜課題＞を踏まえ、＜ビジョン＞を実現するための 施策の展開

ごみの減量とリサイクルの推進

ごみ処理には多額の経費を要しており、地球環境を守る上でも、ごみ減量は大切な取組であることを啓発等を通じて市民・事業者理解していただき、協働でごみの減量とリサイクルを推進します。

円滑で適正なごみ処理の推進

平常時のみならず、災害時にも迅速に対応できるごみの収集運搬体制を確保します。また、処理施設の適切な維持管理により、安定的かつ効率的な施設運営を行います。

産業廃棄物の適正処理の推進

事業者に対する監視・指導を通じて、産業廃棄物の適正処理を推進します。

し尿の適正処理の推進

し尿等処理量が減少傾向にあることを踏まえ、効率的な維持管理によるし尿処理施設の運営を図ります。また、大阪府や近隣市と共同し、効果的なし尿の処理を推進します。

地球環境と調和したまちづくりの推進

地球温暖化などの環境問題に対する取組を啓発することにより、市民・事業者の環境問題への意識を高め、気候変動への適応、環境負荷の低減を図ります。

公害防止対策の推進

環境法令に基づく工場等への規制、指導や大気・水質・騒音等の常時監視を行い、市域の良好な環境を保全します。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
市民一人・1日当たりのごみ排出量	845.1g	800.0g	773.4g
再生利用率(リサイクル率)	21.27%	23.25%	25.48%

関連する
個別計画

- 第3次環境基本計画
- 一般廃棄物処理基本計画
- 一般廃棄物処理実施計画
- 地球温暖化対策地域計画
- 市役所地球温暖化対策実行計画

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



3. 暮らしの質を高める施策

14 学びによる市民文化の向上と発展

未来（おおむね10年後）の姿

	現状の延長線上にある未来<課題>	あるべき・目指すべき未来<ビジョン>
①	<p>少子高齢化の進行によるシルバー世代の増加や社会経済情勢の変化に伴う、市民の価値観の多様化などにより、生涯学習のニーズが多様化するとともに、市民が生涯学習で得た学習成果を地域に還元できる仕組みづくりが課題となっています。</p>	<p>乳幼児からシルバー世代までのあらゆる世代のニーズを捉えた生涯学習メニューや、いつでも、どこでも学習できる機会が提供され、また、公共施設の集約・複合化により、生涯学習施設の利便性も高まり、誰もが生涯にわたって学べる環境が整っています。</p>
②	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動に携わる人の高齢化、後継者不足が更に進行し、文化芸術の継承が課題となっています。 少子高齢化等の社会状況の変化により、文化財の保存・活用、地域の伝統行事の継承がより一層課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 若者からシルバー世代まで、全ての世代が様々な文化芸術に触れる機会が充実するとともに、活動の担い手が育成され、文化芸術が継承されています。 市民が地域の文化財に興味を持ち、文化財に触れることができる環境が整うとともに、伝統行事が次の世代に継承されています。
③	<ul style="list-style-type: none"> 生涯スポーツの多様化により、市民ニーズに応じたスポーツ活動メニューやスポーツ施設の環境整備が課題となっています。 少子高齢化等の進行により、競技スポーツにおける団体や指導者の減少が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたりスポーツに親しむ環境が充実し、健康で心豊かに暮らせるまちを実現しています。 競技スポーツの普及、競技力の向上により、本市出身のトップアスリートが活躍し、市民に夢や希望を与え、まちの健全な社会形成につながっています。
④	<p>少子高齢化の進行や情報通信技術の高度化が急速に進む中で、各世代のニーズに応じた図書の配架や、ICTを活用した新たな図書サービスへの対応が課題となっており、社会変化に対応した図書館機能の充実が求められています。</p>	<p>社会変化に適切に対応した多様なサービス提供とニーズに即した読書環境が整っており、市民が通いやすく利用したくなるような図書館として、一層魅力が向上しています。</p>

行政が市民等に期待する役割

(個人) 市民	<ul style="list-style-type: none"> 学習活動や文化芸術に関連する行事等への積極的な参加 学習活動等により得た知識や情報を活かした活動をするなど、学習成果の地域社会への還元 スポーツ活動を通じた、健康で心豊かな生活の実現
地域 ・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> 団体活動等での地域人材を活用するなどの学習成果を活かせる場の創出、若者からシルバー世代まで、全ての世代が文化芸術活動に触れる機会の提供 文化芸術活動、スポーツ活動の担い手を育成することによる、次の世代への継承
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動における場の提供、文化芸術に関連する行事や活動に対する支援 情報提供やイベントの開催を通じた、地域スポーツ活動の支援

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



関連する
SDGs目標



<課題>を踏まえ、<ビジョン>を実現するための 施策の展開

生涯にわたる多様な学習ニーズへの対応

長寿社会を見据えたシルバー世代への学習機会の提供や現役世代の多様化するニーズへの対応など、あらゆる世代の誰もが快適に安心して学習活動ができるよう、生涯学習に関する情報提供と学習機会の充実に努めるとともに、生涯学習メニューの充実を図ります。また、地域における生涯学習講師の発掘など、人材の養成等の活動支援を行うとともに、公共施設の集約・複合化による公共施設の有効活用により、生涯学習施設の確保に向けた取組を推進します。

文化芸術に触れ、豊かな心と感性の醸成

- ・ 寝屋川文化芸術祭など各種事業を通じて、市民が様々な文化芸術活動に参加できる場を提供するとともに、文化芸術団体の活発な活動を支援します。
- ・ 埋蔵文化財資料館での展示や市指定文化財の公開等により、市民が文化財に触れることができる環境づくりを推進するとともに、地域の伝統行事の継承を図ります。

スポーツを通じたひと・まちづくり

- ・ 市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境を整えるとともに、市民体育館等を計画的に改修し、スポーツ施設の整備とスポーツ環境の充実を図ります。
- ・ スポーツ団体を支援し、活動を促進するとともに、スポーツ指導者の派遣や指導協力体制等の整備・充実と競技スポーツの指導者育成を図ります。

身近で親しめる読書環境・活動の充実

多様な市民の読書ニーズに対応できる総合的な情報拠点として、世代ごとに異なる価値観やライフスタイル等に即した世代別・分野別の蔵書の充実を図るとともに、シルバー世代や障害者向けの拡大読書器や音声読書機の導入など、誰もが利用しやすい読書環境を整備します。また、ICT化への取組など図書館機能の更なる充実を図り、効果的で効率的な図書館運営を行います。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
市民一人当たりの生涯学習活動回数	7.2回	8.1回	8.3回
図書館の市民一人当たりの貸出冊数	3.7冊	4.6冊	5.4冊

関連する
個別計画

- ・ 社会教育推進計画
- ・ 第3次子ども読書活動推進計画

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





3. 暮らしの質を高める施策

⑮ 豊かな自然がある暮らし

未来（おおむね10年後）の姿

	現状の延長線上にある未来<課題>	あるべき・目指すべき未来<ビジョン>
①	市民にとって身近なみどりが不足することで、ヒートアイランド化が進むことによる夏場の気温上昇や熱帯夜の増加などがこれまで以上に課題となっています。	市民にとって身近なみどりの保全や充実及び新たなみどりの創出が図られることにより、みどりあふれる住みやすいまちづくりが進んでいます。
②	地域の特性やニーズに応じた都市公園の整備、維持管理などが進んでいないため、公園を地域資源として十分に活かすことができておらず、公園の魅力や利便性の低下が課題となっています。	市域における都市公園については、地域のニーズに応じた整備、活用が進むことにより、多機能で特色のある、利便性の高い公園となっています。
③	これまで市民との協働により、河川・水路の水辺環境の整備と保全を進めてきましたが、市民活動の担い手の不足等により、新たな水辺空間の創出や維持管理が困難となり、子どもたちが水と触れ合う機会の減少が課題となっています（水辺の整備・保全活動の参加者数：令和元年度4,792人）。	多くの市民が水辺などに親しみを持ち、多様な主体の参画・連携による水辺環境の整備、保全が整うとともに、多くの子どもたちが水と触れ合える環境が充実しています。

行政が市民等に期待する役割

(個人) 市民	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の庭などの身近なみどりの保全、充実 みどりのまちづくり活動、河川・水路を活かしたまちづくり活動などへの参加
地域 ・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> みどりのまちづくり活動、河川・水路を活かしたまちづくり活動などの推進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令を遵守した事業所等の建設や操業による、みどりの創出・保全

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





関連する
SDGs目標



<課題>を踏まえ、<ビジョン>を実現するための 施策の展開

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン

みどりのある都市空間の創出

市民の緑化意識の高揚を図り、都市公園・ちびっこ老人憩いの広場や、公共施設及び民有地の活用などの取組を幅広く展開することにより、市民参画や協働によるみどりあふれる都市空間の創出を推進します。

地域ニーズに応じた協働による公園づくり

災害時に地域の人々が一時避難場所として利用できる機能など、地域のニーズに応じた特色のある公園づくりと併せて、大阪府等との連携も図りながら、他市からも訪れたいくなるようなイベントの開催や管理運営についても、多様な主体との協働等により、戦略的なマネジメントを推進します。

水とのふれあい・豊かな水辺の創造

市民や学校、事業者などと連携し、市民協働による清掃活動や水辺環境の整備と保全を通じて、これまで創りあげてきた親水施設の機能を維持するなど、市民が一層親しめる水辺空間の創出を図ります。また、公園・緑地では夏場に多くの子どもたちが水と触れ合う場として参加できる、集客力のあるイベントを開催します。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
市域面積に対する緑地の割合	14.70%	14.90%	15.10%
みどりに関する団体の活動区域面積(※)	14.2ha	15.4ha	16.6ha

※ みどりに関する団体：公園・緑地等植栽サポーター制度や愛護会制度を利用する団体など

関連する
個別計画

- ・ みどりの基本計画改定版
- ・ 水辺整備基本構想（改定版）





3. 暮らしの質を高める施策

⑩ 地域づくり・きずなづくり

未来（おおむね10年後）の姿

現状の延長線上にある未来<課題>

あるべき・目指すべき未来<ビジョン>

- ① 各種団体における様々な活動が効率的・効果的に行われ、多様化する地域課題の解決が円滑に進められるよう、地域コミュニティ活動に対するきめ細かな支援が求められています。
- ② 地域コミュニティの希薄化や担い手の減少・固定化・高齢化の進行により、現役世代のほか、定年後も生涯現役を希望する人々を、地域活動の担い手として確保する仕組みづくりが課題となっています。

- 自治会・地域協働協議会、民生委員児童委員協議会、校区福祉委員会との連携等により、効率的・効果的に地域活動が展開されており、地域のことは地域で行うことができるコミュニティづくりが進んでいます。
- 新たな活動の担い手が確保され、多くの住民が地域活動に参画し、住み慣れた地域で支え合う環境が整っています。

② 令和元年12月末時点の外国人登録人口が3,093人となっており、外国人労働者の新たな在留資格の創設に伴い、生活習慣の違いによる戸惑いや日本語が話せないなどの悩みを抱える外国人が増加するなど、その家族を含めた外国人に対する支援が課題となっています。

社会のあらゆる面でグローバル化が進み、価値観や生き方が多様化する中で、異なる文化を受容し、誰もが住みよい多文化共生のまちづくりが推進されています。

行政が市民等に期待する役割

(個人) 市民

- 地域が主体となって地域課題の解決に取り組む地域協働の趣旨を踏まえた、様々な活動を通じてのまちづくりへの参画
- 異なる文化や生活習慣に対する理解の深化

地域・団体

- 各種団体が共同で事業を実施するなど、地域住民の負担軽減が図られた地域コミュニティの維持
- 多文化共生の取組の趣旨を踏まえた、外国人住民と地域住民が安心して暮らせるコミュニティづくり

事業者

- 地域の一員として、地域が主体的に行う活動への積極的な参画
- 外国人労働者に対する日本の文化や生活習慣についての教育

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





関連する
SDGs目標



＜課題＞を踏まえ、＜ビジョン＞を実現するための 施策の展開

地域の特徴を活かしたコミュニティづくり

- 地域の意見を丁寧に聴きながら、団体との連携を一層進めるとともに、地域活動の場であるコミュニティ施設の更なる利活用の促進、他自治体の活動事例の情報提供を行い、地域コミュニティ活動を支援します。
- 新たな地域活動の担い手づくりのため、人材の確保に向けたバックアップを行うとともに、各種団体の重複事業の整理等、活動を担う人々の負担の軽減に取り組みます。

互いの文化を認め合い、世界につながるまちづくり

海外姉妹・友好都市との交流事業を通じて、国際感覚の醸成や外国人に対する理解を深めるとともに、ICTの活用による外国人の相談業務などにより、外国人住民と地域住民が共に快適に暮らすことができる多文化共生社会を推進します。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
地域協働協議会が行う活動・事業への延べ参加者数	24,546人	25,200人	26,000人
コミュニティ奨励補助金の申請率	91.5%	96.0%	100%

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





3. 暮らしの質を高める施策

⑩ 市民ニーズを捉えた行政サービスの充実

未来（おおむね10年後）の姿

現状の延長線上にある未来<課題>	あるべき・目指すべき未来<ビジョン>
<p>・ 公共施設の分散により、各種手続に市民が“場所の移動”をしなければならないことが課題となっています。</p> <p>① 各種手続等に係る申請・届出の重複、複雑さが解消されておらず、来庁者の負担が課題となっています。</p> <p>・ 繁忙期等、時期により市民が多数来庁し、“待ち時間”が長くなっていることなどが課題となっています。</p>	<p>・ 市内駅周辺への市民サービスのターミナル化が進むとともに、市民ニーズに応じた行政手続のワンストップ化が機能することで、市民の手続等に係る“時間と距離の短縮”が実現しています。</p> <p>・ 業務間における横断的な情報連携が図られ、各種手続等の簡略化が実現しています。</p> <p>・ ICT化が進むとともに、来庁者数に応じた対応窓口の設置により、“待ち時間”が解消されています。</p>
<p>② 各種業務等のオンライン化が進んでおらず、市民が窓口に来庁することが基本であるため、多様な相談や手続への迅速かつ円滑な対応が課題となっています。</p>	<p>ICTの活用や手続のオンライン化などが進み、個人番号カードを利活用することで、市民が窓口に来庁しなくても完了する行政手続が増加しており、市民の利便性の向上及び手続等の迅速化が図られています。</p>
<p>③ 京阪本線連続立体交差事業などの理由により、市民が便利に利用できるシティ・ステーションの安定した施設運営に懸念があります。</p> <p>・ 市の斎場は、昭和61年の竣工後、相当年数が経過し、老朽化による火葬炉設備の維持が難しく、また、会葬者にとって利用しにくい構造が課題となっています。</p>	<p>・ 市民サービスのターミナル化や施設の最適化が図られ、行政サービス拠点としての機能充実やバリアフリー化が図られています。</p> <p>・ 斎場の火葬炉の全面更新により、安定的な施設稼働と会葬者が利用しやすく、心穏やかに過ごせる環境が整備されています。</p>

行政が市民等に期待する役割

(個人) 市民	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの積極的な取得 市税等の納付における口座振替やクレジット、キャッシュレス決済等の利用
地域 ・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの普及促進への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 従業員への個人番号カード取得に対する啓発、配慮 市税等の電子申告・電子納付の利用促進

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



関連する
SDGs目標



<課題>を踏まえ、<ビジョン>を実現するための 施策の展開

市民に寄り添う窓口対応

- ・ 市内駅周辺に行政機能を集約する“市民サービスのターミナル化”を推進し、利用者の“時間と距離の短縮”を図ります。
- ・ 市民に分かりやすく、スピーディな対応ができるよう、様々な行政手続きが1か所で対応できる総合窓口の充実を図るなど、窓口の“ワンストップ化”を推進します。
- ・ 予約サービスや証明書自動交付機などのICTを活用した行政手続きの簡略化を進めるとともに、季節ごとに増減する来庁者数に応じた“可変型窓口”を充実するなど、市民を“お待たせしない”ための取組を推進します。

行政手続きのオンライン化の推進

市民が来庁することなく行政手続きが完了できるよう、市税の電子申告や電子納付などのICT化を推進するとともに、個人番号カードの普及・啓発や行政サービスにおける市独自の活用等による多機能化を推進し、市民の利便性の向上を図ります。

市民が利用しやすい施設環境の整備

- ・ 各シティ・ステーションの円滑な運営と取扱業務の拡充を行うなど、更なるワンストップ化を図ります。
- ・ 斎場施設の円滑かつ持続的な施設運営と誰もが利用しやすい施設となるよう、更新工事を計画的に実施します。

施策指標

指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
来庁によらない手続き等の割合(※)	52.9%	57.4%	61.7%
個人番号カードの交付率	17.8%	100%	100%

※ 窓口業務（住民基本台帳、市税、国民健康保険等）の処理件数のうち、郵送など来庁によらない処理件数の割合

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





3. 暮らしの質を高める施策

⑱ 市民ニーズの把握・情報発信力の強化

未来（おおむね10年後）の姿

現状の延長線上にある未来<課題>

あるべき・目指すべき未来<ビジョン>

<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化の進行等により、新たな課題への対応が市に求められる中、市民ニーズの把握が十分に進まず、既存施策が恒常的に繰り返されることで、市民満足度の低下が懸念されています。 ・ 社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、住民に身近な存在である市役所への要望や期待が高まり、迅速かつ適切に市民の声を市政に取り入れる仕組みの構築が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 的確に市民ニーズを把握するため、時代の変化に応じ、最新の技術等を用いた多角的な調査手法等が不断に検討、実施され、市民ニーズを反映した施策・事業が展開されることにより、市民満足度の向上が図られています。 ・ 地域の課題や市民の声、意見等を適切に把握し市政に反映することで、市民に寄り添うまちづくりが推進されています。
<p>②</p> <p>ポジティブな情報が効果的に情報発信されていないため、事件・事故等のネガティブな情報が先行し、市のイメージが損なわれた状態の固定化が懸念されています。</p>	<p>課題解決や社会潮流を意識した先進的な施策等の情報が戦略的に発信され、幅広いメディア等で取り上げられるなど、市内外における市のイメージが向上しています。</p>
<p>③</p> <p>各種の情報が、紙媒体からデジタル媒体へ加速度的に移行し、情報格差が一層拡大する中、市政情報等を必要とする市民への情報提供が課題となるおそれがあります。</p>	<p>内容や表現方法等を工夫した行政情報が多様な媒体を複層的に組み合わせて発信されており、あらゆる世代が必要な情報を入手できる環境の整備により、情報が市民に共有され、活用されています。</p>

行政が市民等に期待する役割

<p>(個人) 市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ タウンミーティング、各種ニーズ調査等への積極的な協力、参加 ・ 市から発信される情報の適切な活用、積極的な市政への参加 ・ 様々な場面や機会を通じた市の魅力等の情報発信
<p>地域 ・ 団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ タウンミーティング、各種ニーズ調査等への積極的な協力、参加 ・ 市から発信される情報の適切な活用、積極的な市政への参加 ・ 様々な場面や機会を通じた市の魅力等の情報発信
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種ニーズ調査等との連携、協力 ・ 市から発信される情報の適切な活用、積極的な市政への参加 ・ 様々な場面や機会を通じた市の魅力等の情報発信

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





関連する
SDGs目標



＜課題＞を踏まえ、＜ビジョン＞を実現するための 施策の展開

市民に寄り添うニーズ把握、利活用

- 最新の技術を用いた多角的な調査手法や実施時期等を検討し、市民ニーズを迅速かつ的確に把握するとともに、情報の多角的な分析等を通じ、対外的訴求力の高い施策立案につなげます。
- 市民からの陳情・要望、意見を適切に把握する仕組みを構築し、庁内横断的に情報共有を図ることで市民に寄り添った施策・事業の展開へとつなげます。

戦略的なプロモーション

ターゲット層や目的を明確化した情報発信を行うとともに、社会性やタイミング、ビジュアルを意識したメディア戦略を積極的に進めることで、市内外における市イメージの好循環を図ります。

媒体の特性を活かした情報発信

即時性や拡散性、双方向性など、媒体ごとに異なる特性を踏まえ、対象者に応じた媒体の活用、創意工夫のある質の高い情報発信により、市民に情報を効果的に届けます。

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン

施策指標			
指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
市公式アプリ「もっと寝屋川」のインストール数の累計	24,869件	53,000件	77,000件
市公式SNSのフォロワー数(※)	3,568人	10,780人	15,000人

※ 市公式SNS：フェイスブック、ツイッター、インスタグラム





3. 暮らしの質を高める施策

⑬ 未来へつなぐ行財政運営

未来（おおむね10年後）の姿

	現状の延長線上にある未来<課題>	あるべき・目指すべき未来<ビジョン>
①	人口減少と少子高齢化の進行により、市税収入の根幹である個人市民税を支える生産年齢人口が減少（令和元年：対前年1,586人減）する一方で、医療や介護等の社会保障関連経費が増加し、市財政を圧迫することから、市民サービスの維持が困難となることが懸念されています。	市民ニーズを的確に把握し、ニーズの本質を捉えた満足度の高い事業の実施により、まちの活力や魅力が向上し、子育て世代を中心に本市に住みたい、住み続けたいという心理的価値が醸成されることで、生産年齢人口の減少に歯止めがかかり、市税収入が確保されるとともに、財政基盤の強化が図られています。
②	社会経済情勢に適合した「能力・実績を基本とした人事制度」及び「役職や勤務成績に応じた給与制度」とすることが困難となることが懸念されています。	職員の働き方改革と人事・給与制度改革が進み、職員の柔軟な働き方の推進、多様な能力・スキル等をもつ人材の確保と育成、成果を挙げた職員に対する適正な処遇等の取組を進めています。
③	人口減少に伴い市の経営資源が制約される中、行政サービスを維持するため、事務の省力化や効率的な事務処理体制の整備が課題となっています。	行政サービス・事務を効果的・効率的に提供するためのAIやRPAを始めとしたICTを積極的に活用することで、職員の働き方改革の推進に資するとともに、市民サービスの更なる向上が図られています。
④	他の自治体と横並びの施策が実施されることで、激しさを増す自治体間競争の中、本市の独自性や魅力の低下が懸念されています。また、近隣市や民間事業者等との連携を進めているものの、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、市民ニーズの多様化・複雑化等の様々な行政課題が顕在化し、広域レベルでの対応の一層の推進が課題となっています。	独自性・独創性のある施策を積極的に展開しており、従来の枠組みにとらわれない新たな価値を創出することで、市の魅力が一層向上しています。また、近隣市と圏域単位における行政サービスの提供や民間事業者のノウハウ・資本の活用など多方面での連携が進み、市民の利便性及び市民サービスの向上が図られています。

行政が市民等に期待する役割

(個人) 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政やまちづくりへの関心 ・ 市税等の納付意識の高揚と納期内納付
地域 ・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の様々な意見について、地域内・行政との情報共有 ・ 財政状況を始めたとした市政状況への関心並びに情報共有
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題の解決に向けた活動への参画、協力

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





関連する
SDGs目標



＜課題＞を踏まえ、＜ビジョン＞を実現するための 施策の展開

次代につなぐ財政運営

京阪沿線、JR学研都市線沿線の2つの鉄道軸のそれぞれの地域の強みを活かしたまちづくりを実施し、市民の定住を促進するとともに、子育て世代を中心とした新住民を誘引することで、市税収入の安定確保を図ります。また、限られた予算をより有効に配分するとともに、徴収率（収納率）の更なる向上、基金積立や市債発行抑制等による後年度負担軽減に資する財政運営を推進することにより、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立、強化を図ります。

寝屋川市の働き方改革の推進

職員の働き方改革として、職員の柔軟な働き方を始め、望まない残業を無くす取組を推進するとともに、人事・給与制度の改革を進め、職員が能力を発揮し高い士気をもって、少数精鋭で効率的に職務を行う体制の構築を目指します。

“スマート・ねやがわ”の実現

AI、RPAなどのICTを活用した新技術について、費用対効果を踏まえる中で積極的に導入を検討し、業務の省力化・効率化を図ることで職員の働き方改革と生産性の向上を両立し、行政サービスの向上につなげます。

実効性・効率性を追求した行政運営

市政運営に求められる「先を見る力」「寄り添う力」「発信する力」「稼ぐ力」の4つの力を発揮し、寝屋川水準の政策立案を推進します。また、近隣市や民間事業者等との連携を図るとともに、柔軟で機動的な執行体制を整備することで、市民ニーズを的確に捉えた効果的・効率的な行政運営を推進します。

施策指標			
指標名	実績値(R1)	中間目標値(R5)	目標値(R9)
経常収支比率	91.3%	93.3% (※)	96.4% (※)
現年度分の市税徴収率	98.85%	99.20%	99.40%

※ 少子高齢化の進行等による社会保障関連経費の増加により、比率の上昇が見込まれますが、引き続き、大阪府内都市平均以下の確保を目標とします。

関連する
個別計画

- ・ 財政規律ガイドライン
- ・ 財政収支計画
- ・ デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画
- ・ 働き方改革推進プラン
- ・ 第7期定員適正化計画

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



財政収支計画



財政収支計画

本市の財政状況は、少子高齢化の進行等に伴い、扶助費などの社会保障関連経費が増加するとともに、平成31年4月の中核市移行により、市保健所を設置するなど、行政運営の権能や裁量の拡充により財政規模が拡大したものです。

このような中において、行財政改革を不断に進め、後年度負担軽減に向けた市債の発行抑制による公債費の縮減を図ったことなどにより、令和元年度決算においても引き続き黒字となり、実質収支、単年度収支のいずれも16年連続の黒字を確保し、また令和元年度決算における財政構造の弾力性を示す経常収支比率は府内都市平均を下回り、91.3%と前年度から2.1ポイント改善したところです。

しかしながら、経常収支比率の改善は、中核市移行に伴う地方交付税の増加に拠るところが大きく、本市財政が地方交付税に依存する傾向には変わらず、自主財源比率についても依然として低い状況にあることから、財政基盤の脆弱性は、今なお本市が抱える課題です。

今後、人口減少・少子高齢化の進行による社会保障関連経費の増加や、老朽化が進む公共施設等の更新等に財政需要が増大するとともに、「新型コロナウイルス感染症」の収束時期が未だ不透明な中、更なる感染症対策に係る経費や「コロナ禍」による市税収入への影響が懸念されます。

このような状況を踏まえると、今後、本市はかつてない厳しい財政運営を強いられることが必至であり、これまで以上に計画的な財政運営を進めていかなければなりません。

このため、第六次総合計画に基づき「選ばれるまちづくり」を実現するための施策・事業を着実に推進していくためには、成果・効果の高い事業に重点的に予算を配分するなど、「選択と集中」を加速させることが重要であり、財政規律を維持しながら持続可能な財政運営の確立を目指し、前期実施計画と合わせ、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする財政収支計画を策定します。

(令和6年度から令和9年度までの財政収支計画については、後期実施計画と合わせて策定します。)

① 目的

現在及び将来における課題等を把握するとともに、第六次総合計画の着実な推進に向け、計画的かつ健全な財政運営に努めることで、持続可能な財政の確立を目指します。

② 期間及び会計単位

ア 計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

イ 会計単位は、普通会計とします。

③ 目標

ア 実質収支の黒字を確保し、実質収支比率を2%以上に維持します。

イ 経常収支比率は、府内都市平均以下の水準を維持します。

ウ 実質公債費比率は府内都市平均を下回り、かつマイナス値を維持します。

エ 将来負担比率は府内都市平均を下回り、かつマイナス値を維持します。

オ 後年度負担の軽減を図るため、地方債の発行を必要最小限に抑制します。

カ 実質単年度収支の黒字を確保します。

キ 財政調整基金残高対標準財政規模20%以上を維持します。

④ 策定の基本的な考え方

第六次総合計画前期実施計画との整合を図るとともに、現行の行財政制度を基本とし、社会経済情勢の動向などを勘案し策定します。

⑤ 歳入の内容（推計方法等）

ア 市税

過去の増減率等を基本に、税制改正及び新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案しました。

イ 地方交付税

地方財政計画の伸び率等を勘案しました。

ウ 国庫支出金

性質別経費充当財源に区分し、過去の増減率等を基本に特殊要因を加味しました。

エ 地方債

後年度負担の軽減を図ることを基本として、地方債の発行を必要最小限に抑制し、普通建設事業債については各年度の投資的経費と連動し、設定しました。

臨時財政対策債については、計画期間中の発行を見込み、地方財政計画の伸び率等を勘案しました。

オ その他

府支出金については、性質別経費充当財源に区分し、過去の増減率等を基本に特殊要因を加味しました。

繰入金については、新型コロナウイルス感染症対応に向けた財政調整基金の活用、安全・安心なまちづくり対策基金、並びにくらし・笑顔創生基金の活用等を見込みました。

使用料、手数料、負担金等については、過去の増減率等を基本としました。

⑥ 歳出の内容（推計方法等）

ア 人件費

第7期定員適正化計画を基本としました。

イ 扶助費

過去の増減率等を基本としました。

ウ 公債費

既発行債に係る元利償還金に加え、各年度の新規発行債の利率を2%で設定しました。

エ 繰出金

過去の増減率等を基本に、現行の繰出基準により設定しました。

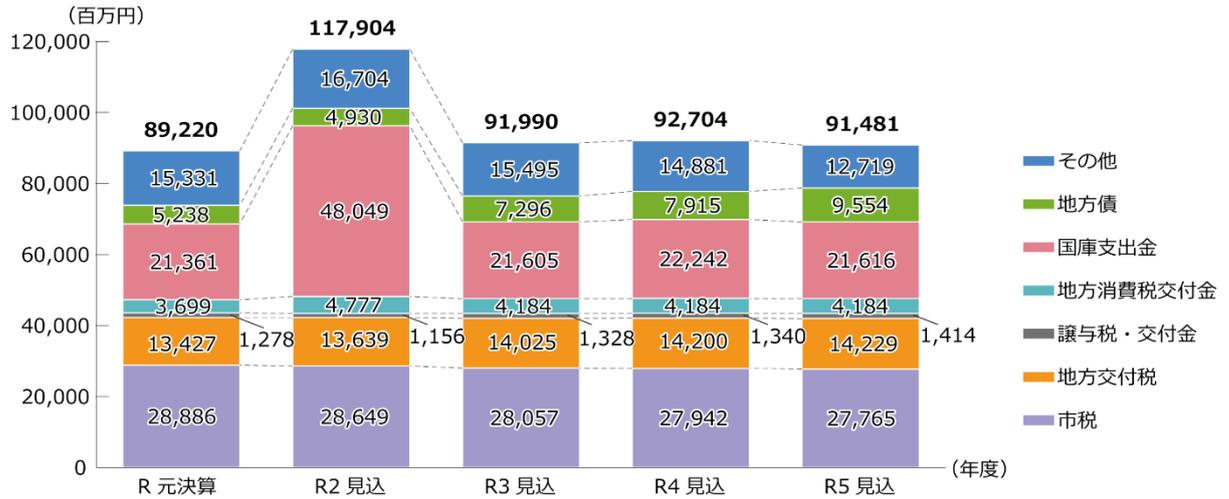
オ 投資的経費

第六次総合計画前期実施計画との整合を図るとともに、新規事業や継続事業などの進捗等を踏まえ設定しました。

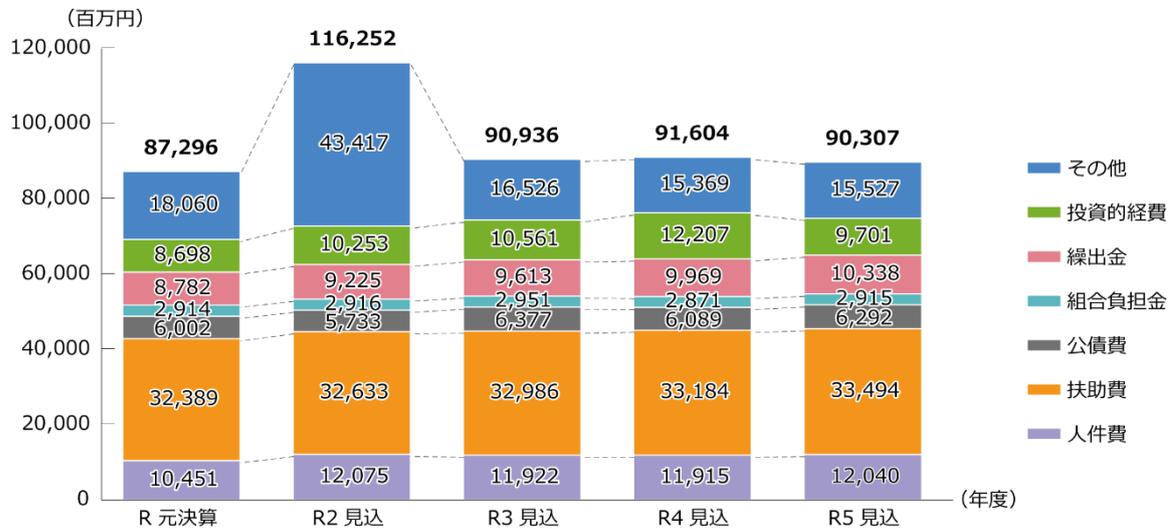
カ その他（物件費、補助費等）

過去の増減率等を基本としました。

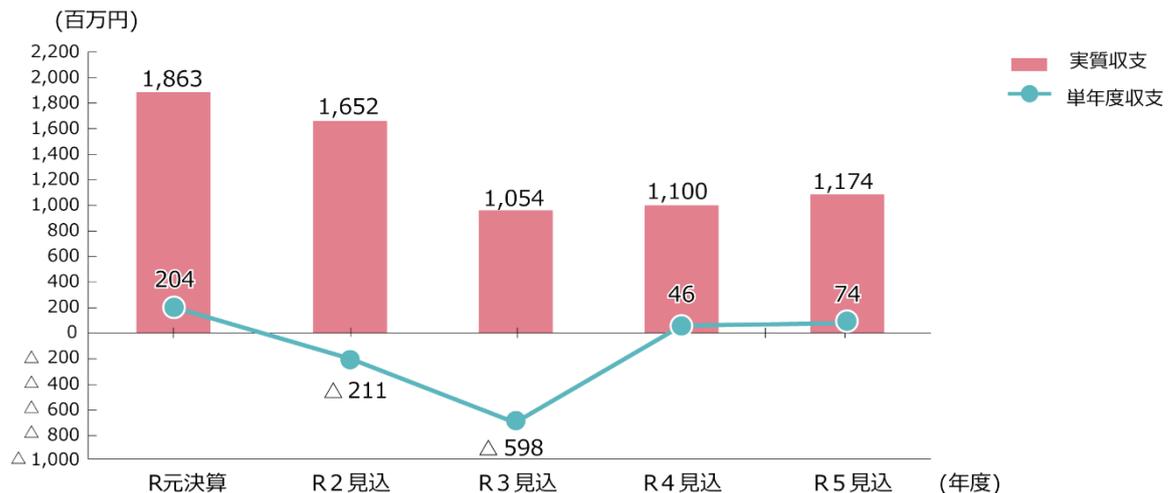
■ 歳入の推移



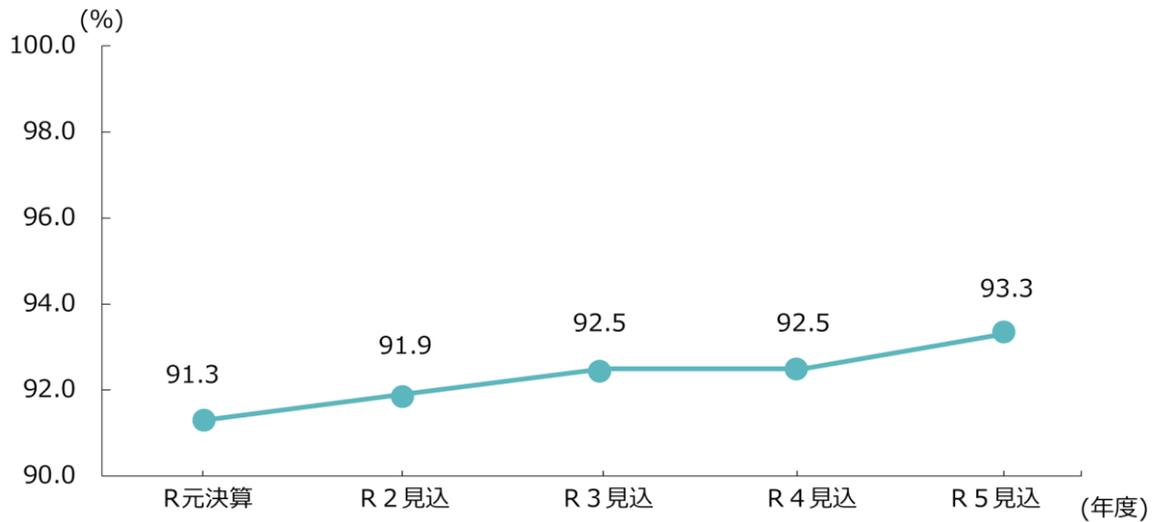
■ 歳出の推移



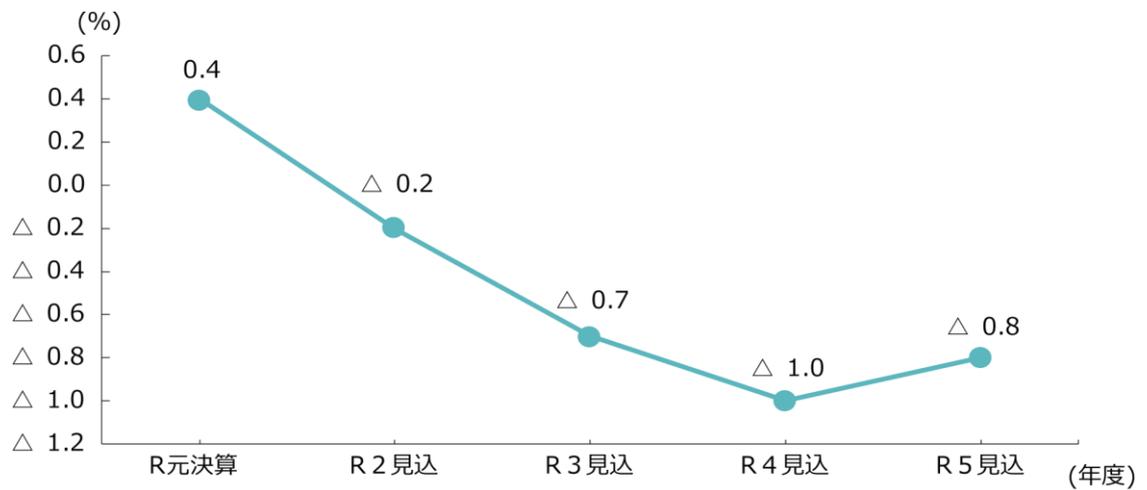
■ 実質収支と単年度収支の推移



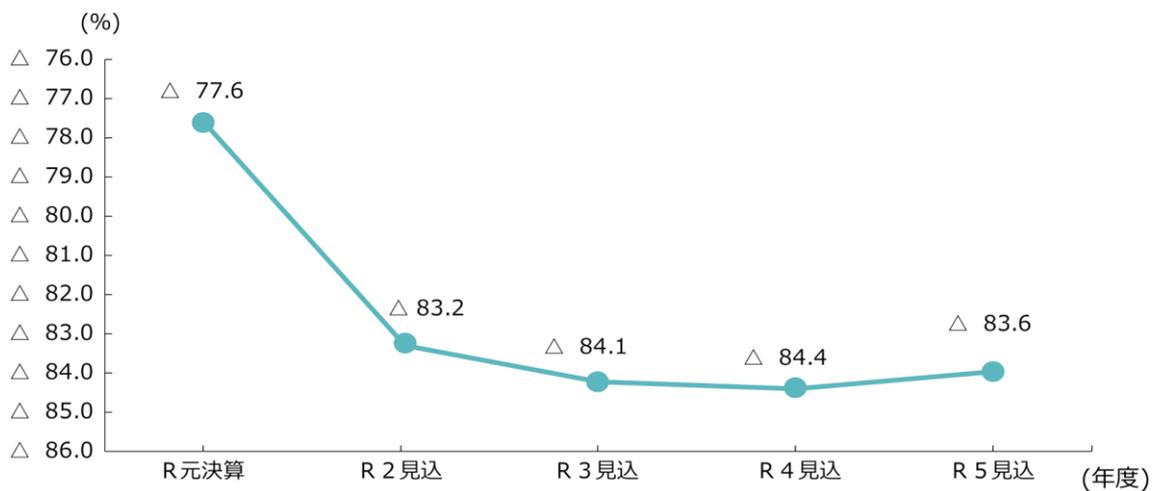
■ 経常収支比率の状況



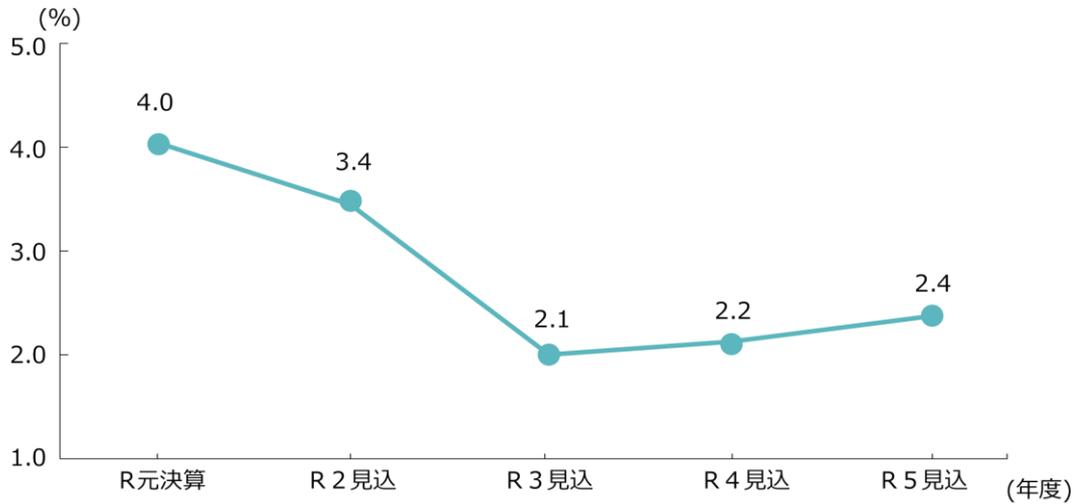
■ 実質公債費比率の状況



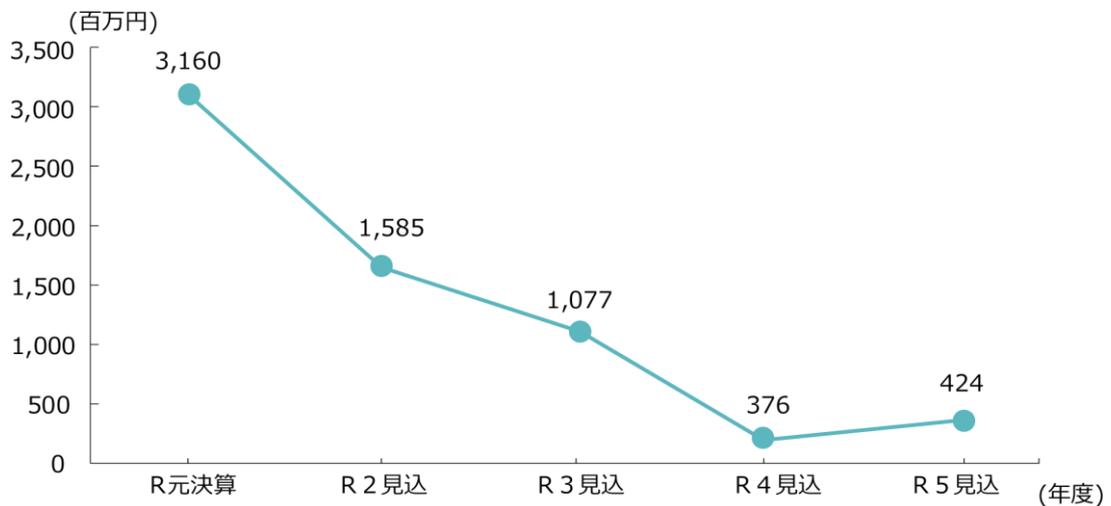
■ 将来負担比率の状況



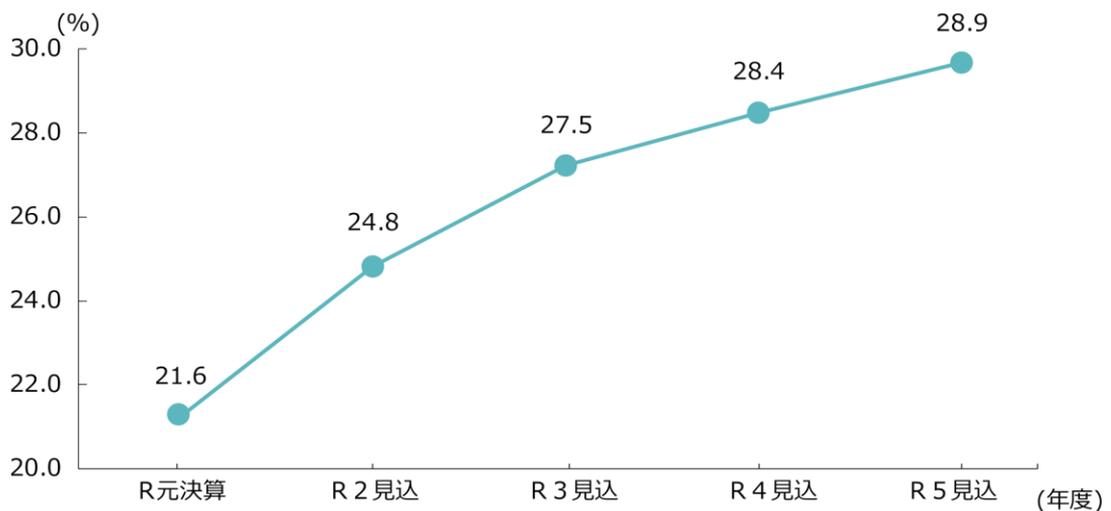
■ 実質収支比率の状況



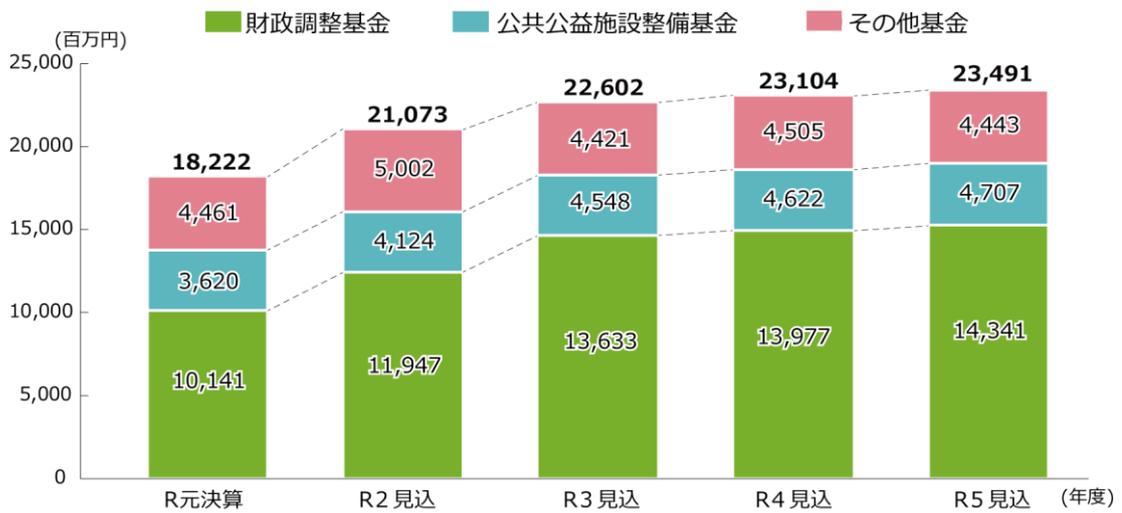
■ 実質単年度収支の状況



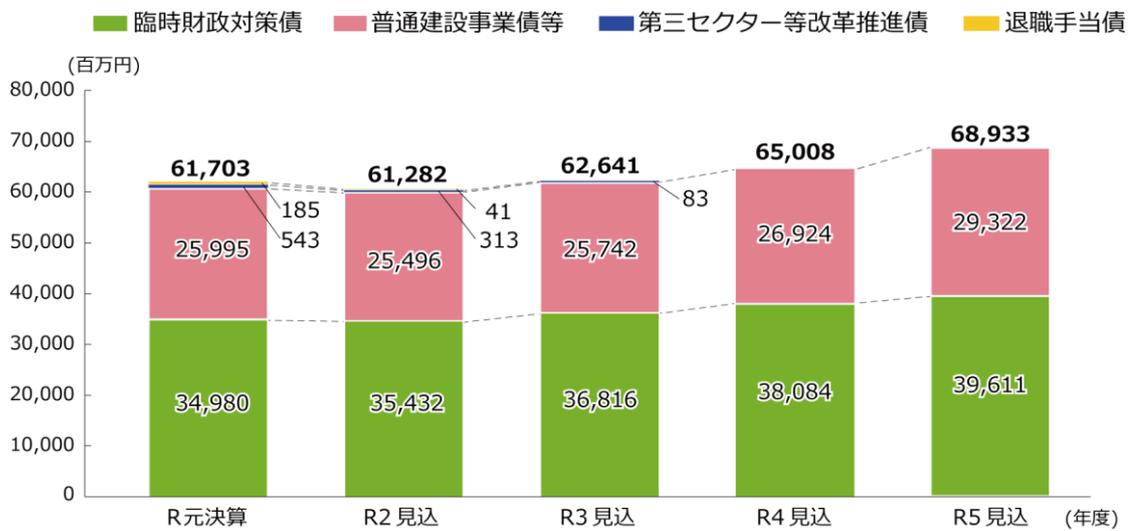
■ 財政調整基金残高対標準財政規模の状況



■ 基金残高の状況



■ 地方債残高の状況

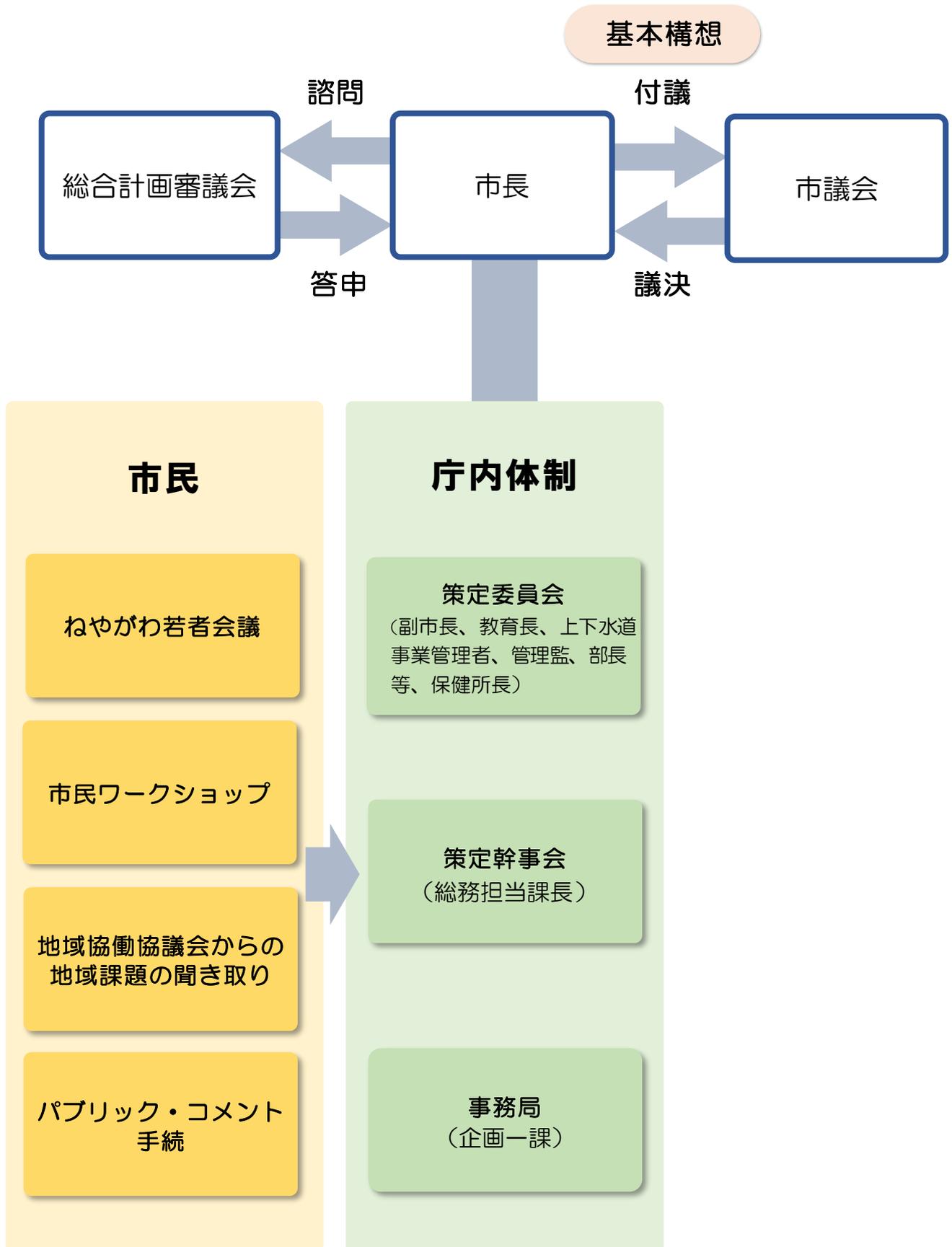


資料

1	策定体制図.....	102
2	寝屋川市総合計画に関する規程.....	103
3	策定経過.....	105
4	市民参画	
	概要.....	106
	地域協働協議会役員会などでの地域課題の聞き取り　開催経過.....	107
5	総合計画審議会	
	開催経過.....	108
	諮問書及び答申書.....	109
	委員名簿.....	113
	寝屋川市総合計画審議会規則.....	114
6	寝屋川市みんなのまち基本条例.....	115
7	用語解説.....	118
8	SDGsの17のゴール.....	128



1 策定体制図



2 寝屋川市総合計画に関する規程

昭和63年6月24日
訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、寝屋川市総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 寝屋川市の将来の健全な発展を図るために策定する市政の総合的かつ長期的な計画であつて、基本構想、戦略プラン及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 寝屋川市の将来の目標及び基本的施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 戦略プラン 基本構想に基づいて実施していく各部門にわたる施策を総合的かつ体系的に明らかにするものをいう。
- (4) 実施計画 戦略プランに基づいて実施していく具体的な事務事業を明らかにするものをいう。
- (5) 部局 寝屋川市事務分掌条例(平成12年寝屋川市条例第1号)第1条に規定する内部組織、寝屋川市議会事務局設置条例(昭和58年寝屋川市条例第17号)に規定する寝屋川市議会事務局、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則(昭和50年寝屋川市教委規則第7号)第2条第1項に規定する部及び寝屋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例(昭和41年寝屋川市条例第39号)第5条第2項に規定する上下水道局をいう。

(策定委員会の設置)

第3条 総合計画(実施計画を除く。次条、第8条第1項及び第11条において同じ。)の試案を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合計画の試案策定についての企画、指導及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合計画の試案策定に関し必要な事務

(委員)

第5条 委員会の委員は、副市長、教育長、上下水道事業管理者、管理監及び部長等(その者の職務が寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)別表第3 8級の項に定める職務である者(市長以外の執行機関の補助職員、上下水道局の職員及び議会事務局の職員を含む。)及び保健所長をいう。)をもつて充てる。

2 委員の任期は、前項の職員である期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、総合計画に関する事務を分担する副市長とし、副委員長は、当該副市長に事故があるときに当該副市長が分担する事務を処理することとなつている副市長とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要があると認めたとときに招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(策定幹事会)

第8条 委員会に、総合計画の素案の策定を行わせるため、総合計画策定幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会の構成員は、総合計画の総合調整及び進行管理に関する事務を担当する室又は課における室長又は課長(以下「総合計画担当課長」という。)及び部局

の庶務を担当する課等の所属長又は当該所属長が指名する課長になるものとする。

- 3 構成員に事故があるとき、又は構成員が欠けたときは、あらかじめ当該構成員が指名する職員(当該課等に所属する職員に限る。)が代わつて構成員となる。
- 4 幹事会に座長を置き、総合計画担当課長になるものとする。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する職員が代わつて座長となるものとする。
- 6 幹事会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。
- 7 座長は、幹事会において策定した総合計画の素案を委員長に報告しなければならない。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会が特に必要があると認めるときは、別にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、前条第2項の幹事会の構成員がその所属する部局に属する職員のうちから指名する研究員をもつて組織する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、研究員の互選により定める。
- 4 座長は、必要に応じてワーキンググループを招集することができる。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会、幹事会及びワーキンググループは、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し、資料を提出させ、又は出席を求めて、説明又は報告をさせることができる。

(総合計画の決定)

第11条 基本構想及び戦略プランについては、寝屋川市総合計画審議会に諮問して、決定するものとする。

(戦略プランの変更)

第12条 戦略プランは、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別の理由があるときは、その内容を変更することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

(実施計画の策定)

第13条 実施計画は、4年を超えない期間を単位として策定し、1年を経過する

ごとに、必要に応じて見直しをするものとする。

(参考資料の送付)

第14条 総合計画の総合調整及び進行管理に関する事務を担当する室又は課(以下「総合計画担当課」という。)は、総合計画に関する事務の参考となる資料等を作成又は入手したときは、速やかに関係部局に送付するものとする。

- 2 各部局は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成又は入手したときは、速やかに総合計画担当課に送付するものとする。

(庶務)

第15条 委員会、幹事会及びワーキンググループの庶務は、総合計画担当課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和63年6月24日から施行する。

(寝屋川市総合計画に関する規程の廃止)

- 2 寝屋川市総合計画に関する規程(昭和44年寝屋川市訓令第1号)は、廃止する。

(平成3年訓令第7号～平成30年訓令第6号の改正附則 省略)

附 則(平成31年訓令第7号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の寝屋川市総合計画に関する規程の規定は、令和3年4月1日を始期とする第六次寝屋川市総合計画以後の総合計画の策定について適用し、この訓令の施行の日前に策定した第五次寝屋川市総合計画の基本計画の変更及び実行シートの策定については、なお従前の例による。

附 則(令和元年訓令第3号)

この訓令は、令和元年6月18日から施行する。

3 策定経過

		庁内	議会・市民参画	
平成30年度	4月			
	5月	策定幹事会 第1回		
	6月			
	7月			
	8月		第1回	・ねやがわ若者会議の開催
	9月			・市民ワークショップの開催
	10月			
	11月			地域協働協議会からの 地域課題等の把握
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
4月				
令和元年度	4月	策定委員会 第20回		
	5月			
	6月		・第六次寝屋川市総合計画 策定方針の改正	
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月		・第五次寝屋川市総合計画 後期基本計画中間総括 報告書の公表	
	1月			第1回 (諮問)
	2月			
	3月			
4月				
5月				
6月	第16回	総合計画 審議会		
令和2年度	7月		中間答申	
	8月			
	9月		・パブリック・コメント手続の実施	
	10月		第11回	
	11月		最終答申	
	12月		・市議会第六次総合計画特別委員会 で基本構想を可決 ・12月市議会定例会で基本構想を議決	
	1月			
	2月			
	3月	・第六次寝屋川市総合計画の決定		

4 市民参画

概要

<p>ねやがわ若者会議</p>	<p>若い世代の視点で、普段感じている市に対する思い、考えなどについて自由に発言していただき、頂いた意見等を踏まえ、今後、市において実施すべき施策を検討し、総合計画策定の参考とすることを目的として、ねやがわ若者会議を開催しました。</p> <p>○開催日：平成30年8月9日（木） ○対象：中学生以上30歳未満の市民 ○参加者数：43人</p>
<p>市民ワークショップ</p>	<p>市の将来を見据えて、市民一人ひとりが取り組みたいことや、協力すればできそうなことが多いことを感じてもらい、その上で、市民が行政に求める役割や、市民が感じる市の課題、実現の手段（市民協働）を明らかにし、総合計画策定の参考とすることを目的に、講演会及びワークショップから成る市民ワークショップを実施しました。</p> <p>○開催日：平成30年9月15日（土） ○対象：市民 ○参加者数：41人</p>
<p>地域協働協議会からの 地域課題の聞き取り</p>	<p>地域が抱える課題やニーズなどを把握し、総合計画策定の参考とするため、市内の全ての地域協働協議会から地域課題について聞かせていただきました。</p> <p>【アンケートの実施】 ○実施時期：平成30年11月から12月まで ○対象：地域協働協議会で活動されている方 ○回答件数：140件</p> <p>【地域協働協議会役員会などでの地域課題の聞き取り】 ○実施時期：平成31年1月から3月まで ○参加者数：全24地域協働協議会、339人</p>
<p>パブリック・コメント 手続</p>	<p>公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の市政への参画を促進するため、「第六次寝屋川市総合計画（素案）」に対する意見募集を行いました。</p> <p>市民から頂いた意見を計画に反映するとともに、意見のあらましと市の考え方を公表しました。</p> <p>○意見募集期間：令和2年9月1日（火）から9月30日（水）まで ○意見提出数：10人、91件</p>
<p>総合計画審議会</p>	<p>「第六次寝屋川市総合計画（試案）」を多方面にわたって検討するため、学識経験者、市議会議員、公募市民等、関係行政機関の職員で構成する総合計画審議会において審議いただきました。</p> <p>○開催時期：令和2年1月から10月まで ○開催回数：11回 ○最終答申日：令和2年11月5日（木）</p>

地域協働協議会役員会などでの地域課題の聞き取り 開催経過

校区	日時	開催場所
点野	平成31年 1月 8日(火) 18時30分～	点野小学校
堀溝	1月15日(火) 19時30分～	南コミュニティセンター分館
桜	1月16日(水) 19時～	池の里市民交流センター
南	1月17日(木) 19時10分～	萱島東三丁目集会所
成美	1月18日(金) 19時30分～	成美小学校
西	1月20日(日) 10時～	池の里市民交流センター
啓明	1月21日(月) 19時30分～	啓明小学校
梅が丘	1月26日(土) 19時～	府営打上住宅集会所
中央	1月28日(月) 10時10分～	寝屋川市役所本庁2階 出先機関控室
神田	1月29日(火) 19時30分～	神田小学校
楠根	1月30日(水) 19時30分～	楠根小学校
池田	2月 4日(月) 19時～	池田東町公民館
第五	2月 7日(木) 19時～	東北コミュニティセンター
木屋	2月12日(火) 19時～	木屋小学校
国松緑丘	2月16日(土) 19時～	国松緑丘小学校
木田	2月17日(日) 13時30分～	木田小学校
三井	2月20日(水) 19時～	三井小学校
石津	2月20日(水) 19時～	石津中町公民館
田井	2月24日(日) 19時～	田井小学校
和光	2月25日(月) 18時55分～	和光小学校
北	2月27日(水) 19時30分～	西北コミュニティセンター
東	3月 2日(土) 10時～	東コミュニティセンター
明和	3月14日(木) 19時～	明和小学校
宇谷	3月23日(土) 19時～	宇谷小学校

5 総合計画審議会

開催経過

回数	開催日	審議内容
第1回	令和2年 1月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱 総合計画(試案)の諮問 基本構想(試案)の概要説明
第2回	2月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 「計画策定に当たって」の審議
第3回	3月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 「基本構想」の審議 <ul style="list-style-type: none"> 第1章 将来像 第2章 寝屋川市の未来の姿(グランドデザイン) 第3章 計画推進の基本姿勢 第4章 まちづくりの方向性
第4回	6月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 「基本構想」の審議 <ul style="list-style-type: none"> 第5章 将来人口及び都市構造とまちづくりの考え方 第6章 総合計画を軸とした行財政運営の推進 戦略プラン(試案)の概要説明
第5回	7月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 戦略プランの審議 <ul style="list-style-type: none"> 施策1～施策6(訴求力のある施策(ファクターⅠ・Ⅱ))
第6回	7月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 戦略プランの審議 <ul style="list-style-type: none"> 施策7～施策9(訴求力のある施策(ファクターⅢ)) 施策10～施策13(生活を支える施策)
第7回	7月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 戦略プランの審議 <ul style="list-style-type: none"> 施策14～施策19(くらしの質を高める施策)
第8回	8月4日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 中間答申の審議
第9回	8月14日(金)	
8月20日(木) 市長への中間答申		
第10回	10月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 最終答申の審議
第11回	10月27日(火)	
11月5日(木) 市長への最終答申		

諮問書及び答申書

諮 問 書

経一第391号
令和2年1月30日

寝屋川市総合計画審議会
会長 中川 幾郎 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔

第六次寝屋川市総合計画について（諮問）

第六次寝屋川市総合計画（試案）について、貴審議会の意見を求めます。

中 間 答 申 書

令和2年8月20日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市総合計画審議会
会 長 中川 幾郎

第六次寝屋川市総合計画について（中間答申）

令和2年1月30日付け経一第391号で諮問のありました第六次寝屋川市総合計画（試案）について、本審議会で計画内容、表現などを慎重に審議しました結果、試案の一部を修正等して、別添のとおり中間答申いたします。

令和2年11月5日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市総合計画審議会
会長 中川 幾郎

第六次寝屋川市総合計画について（最終答申）

令和2年1月30日付け経一第391号で諮問のありました第六次寝屋川市総合計画（試案）について、本審議会において慎重に審議しました結果、別冊答申書のとおり結論を得ましたので、下記の意見を付して最終答申いたします。

今後、これらの意見を十分に尊重いただき、「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川」の実現に向け、積極的に取り組まれることを期待します。

記

1 総括的事項

(1) 第六次総合計画の着実な推進

本格的な人口減少社会を迎え、今後、少子高齢化が更に進行することは明らかであり、これに伴う影響は、福祉や医療を始め、経済、教育、都市インフラなど、様々な分野に及ぶこととなる。

こうした時代の変化に柔軟かつ適切に対応し、将来にわたりまちの活力を維持、向上させ続けるため、子どもからシルバー世代まで誰もが安心して地域で暮らせるまちづくりを進めることはもちろんのこと、市内外から寝屋川市に住みたい、住み続けたいと感じてもらえるまちの実現に向け、本計画に基づく施策・事業の計画的かつ着実な推進を図られたい。

(2) 市民協働の深化と更なる連携強化

今後、行財政のダウンサイジングが避けられない状況の中、多様化・複雑化する地域課題に行政（市）のみで対応することは困難である。持続的により良い地域社会を築いていくためには、行政、議会はもとより、市民、地域団体、事業者の知恵と力を結集し、一体となって課題解決に対応する必要があり、市民協働の深化と更なる連携強化が望まれる。これらを踏まえ、市民が市政に参画できる機会の充実を図るとともに、若い世代の地域活動への参加を促進し、地域の新たな担い手の育成、確保へとつなげるよう努められたい。

(3) 社会情勢の変化への柔軟な対応

情報技術や科学、医療の進展など、社会情勢は目まぐるしく変化している。こうした状況に対応するため、本計画では理想の未来の姿から発想する「フューチャー・ブル」型の考え方にに基づき、施策・事業の在り方を検討することとしているが、時代の変化や市民ニーズの動向などを的確に把握する中で、想定し得ない新たな課題が生じた場合には、柔軟かつ弾力的な施策展開を検討されたい。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、人々の生活様式や価値観は大きく変化している。こうした変化は、今後の各分野の施策展開にも影響を及ぼすことが予測されることから、「ウィズコロナ」や「ポストコロナ」の各段階における状況変化を的確に捉え、迅速かつ適切に対応されたい。

2 個別事項

(1) 訴求力のある施策

① 子どもに最善を尽くす（子育て・教育）

- 将来、子どもたちが社会で力強く生き抜く力を育む教育環境の整備に努めるとともに、創意工夫を凝らした教育内容の充実を図るなど、教育の質を更に高めるよう取り組まれたい。
- 地域と家庭、学校園が連携・協働し、地域社会全体で子どもたちの健やかな成長を支え、育てる環境づくりを推進されたい。
- 市独自の子どものいじめに関する取組を着実に実施するとともに、いじめ防止の基本となるコミュニケーション力や他人を思いやる心など、子どもたちの豊かな心を育む教育を推進されたい。

② 誰もが住みたくなるまちをつくる（社会基盤・産業）

- 商業、医療、福祉等の市民生活を支えるサービスの提供や地域の活力を維持し続けるため、都市構造を踏まえ、地域ごとの強みを活かしたまちづくりを推進し、魅力的で利便性の高いまちの形成に取り組まれたい。
- 市内経済の活性化を図るため、既存事業者への支援に加えて、道路整備などのまちづくりと一体となった企業誘致を図るなど、産業振興を重要な政策課題と位置付け、推進されたい。

③ 命を全力で守り、豊かなくらしを実現する（安全・安心）

- 南海トラフ巨大地震を始めとする自然災害などの被害を最小限に抑えるべく、防災・減災対策を推進するとともに、発災時には、行政による救助・支援などの公助の取組に加えて、地域住民による初期活動など自助、共助の取組がより重要となることから、地域における自発的な防災活動を推進するため、地区防災計画の策定支援に積極的に取り組まれたい。
- 福祉避難所について、その周知と運営体制の整備に万全を期されたい。
- 更なる防犯力の向上を図るため、道路や公園などの都市整備に併せて、犯罪が起きにくい環境を形成する防犯環境設計の考えを取り入れたまちづくりを積極的に推進されたい。

(2) 生活を支える施策（福祉・人権・環境）

- 地域福祉を取り巻く環境は複雑かつ広範にわたり、行政による支援だけで対応することが困難となってきた。このため、ボランティアやNPO法人、事業者など多様な主体が社会貢献及び自らの生きがいとして、シルバー世代等を支える仕組みが必要であり、これらの主体が地域福祉に関わることができる環境づくりの積極的な支援に取り組まれない。
- 年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合う社会を実現するため、人権教育及び人権啓発の推進を図られたい。
- 持続可能な地域社会を構築するため、廃棄物の減量化や資源化に取り組むなど、環境負荷を低減する都市づくりを推進されたい。

(3) 暮らしの質を高める施策（文化・地域づくり・行政）

- 市民が生涯にわたって教養や趣味、文化活動などを学ぶことができ、自身の生活の向上や生きがいへとつなげていくために、子どもからシルバー世代までの様々なライフスタイルやニーズに応じた生涯学習の充実を図られたい。
- 地域では、高齢化の進行に伴い、住民同士の支え合いの必要性が増す一方で、地域活動の担い手不足や組織力の低下が大きな課題となっている。このため、市民の主体的な参加を促す施策の推進及び市民の協働意識の醸成を図るなど、地域コミュニティを維持し続けるための取組や支援を積極的に推進されたい。
- 多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けていくために、職員の資質・能力の向上と経営感覚を持った人材の育成に努めるとともに、市民の視点に立った効率的かつ効果的な行財政運営を推進されたい。

3 おわりに

将来にわたって行政サービス水準を維持、向上し、また、地域の活力を創出するために、本市への移住・定住を促進し、まちの持続可能性を高めていくことは、重要な課題であり視点であると考え。

第六次総合計画で示す将来像を実現するため、限られた財源の中で施策の選択と集中を加速し、独自性・独創性の高い政策立案を進めることはもちろんのこと、福祉や教育、産業、環境など各分野の行政サービスをバランスよく実施し、総合的な都市力を高めていくことで、誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくりを推進されたい。

委員名簿

◎：会長 ○：副会長

委員氏名	備考	
1号委員 (学識経験者)	田村 匡	大阪成蹊大学経営学部教授
	◎ 中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授
	原田 大樹	京都大学大学院法学研究科教授
	○ 平田 陽子	大阪市立大学客員教授
2号委員 (市議会議員)	井川 晃一	寝屋川市議会議員
	金子 英生	寝屋川市議会議員
	岡 由美	寝屋川市議会議員 (令和2年6月18日まで)
	池添 義春	寝屋川市議会議員 (令和2年6月19日から)
	中川 健	寝屋川市議会議員
3号委員 (一般市民等)	木村 容千	北大阪商工会議所 (令和2年6月30日まで)
	谷本 雅洋	北大阪商工会議所 (令和2年7月1日から)
	梅澤 浩二	西日本旅客鉄道株式会社
	藤田 智子	京阪ホールディングス株式会社 (令和2年6月30日まで)
	吉原 起人	京阪ホールディングス株式会社 (令和2年7月1日から)
	小西 雅晴	枚方信用金庫
	下川 隆夫	寝屋川市社会福祉協議会
	濱 大輔	寝屋川市立校舎PTA協議会
	佐藤 忍	西北コミセンエリア
	中川 芳行	南コミセンエリア
	辻岡 喜久雄	東北コミセンエリア
	郡 美博	西コミセンエリア
	柳瀬 昇士	東コミセンエリア
	平田 一裕	西南コミセンエリア
	内田 憲幸	公募市民
田中英子	公募市民	
久田 起代子	公募市民	
4号委員 (関係行政機関の職員)	鴨林 由秀	枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署長 (令和2年3月31日まで)
	伊藤 高博	枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署長 (令和2年4月1日から)

(敬称略、順不同)

寝屋川市総合計画審議会規則

平成2年4月2日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 一般市民等
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了する時までとする。

2 市長は、特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に、部会長1人を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画に関する事務を所掌する室又は課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(寝屋川市総合計画審議会規則の廃止)

2 寝屋川市総合計画審議会規則（昭和44年寝屋川市規則第19号）は、廃止する。

(平成19年規則第30号～平成31年規則第73号の改正附則 省略)

6 寝屋川市みんなのまち基本条例

平成19年12月25日
条例第24号

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、

環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、

人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 協働（第4条—第11条）
- 第3章 市民（第12条）
- 第4章 議会（第13条—第15条）
- 第5章 行政（第16条—第24条）
- 第6章 条例の実効性の確保等（第25条—第27条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

（基本理念）

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、

それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

第2章 協働

(市民相互の協働)

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

(市民と行政の協働)

第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

(安全・安心の向上)

第6条 市民は、自然災害、犯罪等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害、犯罪等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力、防犯力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。

(透明性の確保等)

第7条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保しなければならない。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答しなければならない。

3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明しなければならない。

(情報公開)

第8条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進しなければならない。

(個人情報保護)

第9条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(市民活動の尊重等)

第10条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

(市民参画の推進)

第11条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

第3章 市民

(市民の役割及び責務)

第12条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

第4章 議会

(議会の役割)

第13条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

(議会の責務)

第14条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

(市議会議員の役割及び責務)

第15条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

第5章 行政

(市長の役割及び責務)

第16条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

(行政の役割及び責務)

第17条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行す

第6章 条例の実効性の確保等

るものとする。

2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。

3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

(職員の役割及び責務)

第18条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得よう努めるものとする。

2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。

3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

(市政運営)

第19条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たらなければならない。

2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。

(財政運営)

第20条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組まなければならない。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第21条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表しなければならない。

(行政手続)

第22条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(法令遵守)

第23条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たらなければならない。

(国、他の自治体等との連携)

第24条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

(この条例の位置付け)

第25条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定める規範であって、市民、議会及び行政は、この条例に規定する事項を誠実に遵守しなければならない。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(住民投票制度)

第26条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要が生じたときは、住民投票制度を設けることができる。

(条例の検証)

第27条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨にのっとりて検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成24年条例第39号～平成30年条例第4号の改正附則 省略)

7 用語解説

あ行

用語	解説
I o T	Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と訳される。あらゆるモノに通信機能が組み込まれ、インターネットで相互に情報伝達することにより、自動制御、遠隔計測などができるようになること。
I C T	Information Communication Technology の略で、情報や通信に関連する技術の一般の総称。
青色防犯 パトロール	警察から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた団体等が行っているパトロール。
赤ちゃんの駅	外出中におむつ替え、授乳等ができる施設として、公共施設や店舗等に設置しているもの。
悪質商法	販売方法や手口などに、消費者の財産上の利益を侵害するような違法行為や不当行為がみられる商法の総称。
新たな日常	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、変化を取り入れ、多様性を活かすことにより、リスクに強い強靱性を高めながら、我が国が持つ独自の強み、特性、ソフトパワーを活かし構築する社会。
R P A	Robotic Process Automation の略で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。
あんしん給水栓	地震等でも比較的破損しにくいとされる大口径の大阪広域水道企業団の送水管を利用して、震災時・断水時に飲料水などの緊急用水を確保するための給水栓。
イノベーション	画期的な技術や新しい仕組みを創造し、変革を起こすことで経済や社会に価値を生み出すこと。
医療的ケア	人工呼吸器使用に伴うたんの吸引や経管栄養など、生きていく上で必要な病院以外の場所での医療的援助のこと。
雨水貯留施設	雨水が一時に下水道管、河川や水路に流出することを防ぐために設置された雨水を貯める施設。

用語	解説
AI	Artificial Intelligence の略で、「人工知能」と訳される。人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術、又は人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのこと。
疫学調査	感染症の感染源の特定及びまん延防止等のために実施する調査。
SNS	人と人とのコミュニケーションなどを円滑に進める手段等をインターネット上で提供する仕組み。主なものとして、Facebook、LINE などがある。
延焼遮断帯	都市計画道路などの広幅員の道路と沿道の耐火建築物などにより構成される帯状の不燃化空間のこと。
大阪広域水道企業団	平成 22 年度に大阪市を除く府下 42 市町村が共同で設立した一部事務組合（特別地方公共団体）。大阪府営水道を引き継ぎ、水道用水供給事業、工業用水道事業等を経営している。
音声読書機	本や雑誌等の活字文章を認識し読み上げをする機器。
オンラインサービス	ネットワークを通じて提供される各種サービスの総称。行政情報の提供やオンラインデータベースの参照、申請・届出等行政手続のオンライン化などのこと。

か行

用語	解説
拡大読書器	文字や画像を拡大表示する機器。
家庭教育サポートチーム事業	子育てやしつけに悩みや不安を抱く家庭を総合的に支援するため、学校に「家庭教育サポートチーム」を派遣し、教職員や地域、関係機関と連携しながら支援体制を作り、家庭訪問や相談活動を行い、児童の登校支援などに取り組む事業。
可変型窓口	繁忙期、季節ごとに増減する来庁者数に応じて、対応窓口数を変える取組。
基幹管路	導水管、送水管及び配水本管の総称。
基金	条例に基づいて、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するためのもの。
キャッシュレス	クレジットカード、電子マネー、デビットカード、スマートフォンやインターネットを使った支払など、現金ではなく、主に、デジタル化されたデータでお金のやり取りを行うこと。

用語	解説
行財政の ダウンサイジング	行財政において組織規模や事業規模を縮小すること。
景気動向指数 研究会	内閣府経済社会総合研究所長の研究会として、幅広い観点から景気転換点の設定や景気動向指数のパフォーマンス等について議論するため、平成11年7月から開催されている。
経常経費	毎年度継続して支出される経費。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費など、毎年度継続して支出される経費に対して、市税、地方交付税などの一般財源がどのくらい使われているかを表す指標。この比率が低いほど、自由に使える財源が多いことを意味する。
健康寿命	体と心が健康な状態で生活できる期間の平均。
後期高齢者	75歳以上の人のこと。
校区福祉委員会	「福祉のまちづくり」を進めることを目的に、自治会、民生委員児童委員協議会、子ども会、PTA、ボランティアなどで構成され、小学校区ごとに結成されている住民主体の福祉活動組織。
公債費	市債の元金の返済及び利子の支払などに要する経費。
高度経済成長期	世界の中で相対的に高いと見られる成長率で経済が拡大する時期のこと。日本では、昭和30年代以降から第一次石油危機までが高度経済成長期であるといわれ、その間の年平均実質GDP成長率は9%に達した。
国立社会保障・ 人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。
子育てサロン	集会所など、地域の身近な場所で、就学前の子どもと保護者が気軽に集い、仲間づくりと情報交換を行う場で、校区福祉委員会を中心に地域のボランティアが運営している。
子育て支援 センター	地域の子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点。市ではこどもセンターや保育所で実施している。

さ行

用語	解説
3段階アプローチ によるいじめ対策	いじめの予防・見守りを継続する「教育的アプローチ」、いじめの初期段階から被害者、加害者等に関与し早期解決を図る「行政的アプローチ」、警察への告訴、民事での訴訟を支援する「法的アプローチ」によるいじめ対策。

用語	解説
CSR活動	企業の社会貢献活動のこと。
資源集団回収活動	自治会やPTA等地域の住民で組織される団体が各家庭の協力により、新聞、雑誌、古着等の資源化物を回収するリサイクル活動。
(資源)循環型社会	天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る社会のこと。
市公式アプリ 「もっと寝屋川」	市が運営する携帯端末用アプリケーションのこと。一つのアプリで様々な分野の情報を取得できる統合型アプリで、市からの情報発信だけでなく、各種予約機能、アンケート機能、危険箇所の通報など双方向性を兼ね備えている。
市債	市の借金のこと。道路、住宅の建設など多額の経費を要する事業でその効果が後年度に及ぶものや、災害復旧など緊急に実施する必要のある事業の財源に充てるため、国や金融機関などから長期にわたって借り入れるもの。
自助	自分でできることは自分で行うこと。家族同士での助け合いを含む。
施設一体型 小中一貫校	小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に整備され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校。
実質収支額	歳入と歳出の差引額から、翌年度に繰り越す財源を除いた決算額のこと。普通会計の実質収支額がプラスであるかマイナスであるかは、財政の健全性を判断する重要な基準となる。
児童発達支援 センター	主に未就学の障害のある子どもへの発達支援と子どもの発達の基盤となる家族への支援を行う。また、地域における中核的な支援機関として、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行う施設。
市民サービスの ターミナル化	公共交通機関の結節点である駅周辺に「市民サービスの提供」のための施設を集約すること。
重要給水施設管路	災害医療協力病院、広域避難所、水道施設などの重要給水施設に供給している管路のこと。
生涯学習	文化、スポーツ、ボランティアの活動など、人々が生涯に行うあらゆる学習のこと。
小口径管路	口径の小さい管路のこと。配水管においては、口径 50 ミリメートルの管路のこと。
職住近接	職場と住居との距離が近いこと。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品のこと。

用語	解説
人口の年齢構成のリバランス	高齢化が急速に進行する中、安定した行財政運営を行い、充実した市民サービスを継続的に提供するために、子育て世代を本市に誘引することで、人口の年齢構成のバランスを補正し平準化を図ること。
親水施設	河川に沿って遊歩道を作ったり、川底に自然石を置いたり、滝や水遊びのできる場所などを設けて水辺に親しめるようにしたもの。
ステークホルダー	直接・間接的な利害関係を有する者のこと。
スマート・ねやがわ	情報化を推進することにより、情報通信技術を最大限に活用した行政サービスの展開を目指す市独自のビジョン。
「青少年の居場所」事業	市内在住・在学・在職の中学生から30歳までの青少年が気軽に立ち寄れる居場所、相談、交流スペースを運営する事業。
成長戦略型	市が未来に向けて成長していくために、目指す方向性を明確にし、どのような施策に経営資源をより注力していくのかを示した上で、必要な施策・取組を計画的に進めていくこと。
性的マイノリティ	性的少数者、性的少数派のこと。性的指向（好きになる人の性）、性自認（こころの性）、性別表現（社会的な性“らしさ”）などにおいて「典型」あるいは多数とは異なる性のありようを持つ人たちの総称。
税の涵養	「涵養」とは徐々に育むこと。市税の源泉となる諸要素に働きかけることで、安定した税収の維持・拡大を図ること。
性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」など、性別だけでそれぞれの役割を固定的に分ける考え方のこと。
全国学力・学習状況調査	児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善に役立てるために文部科学省が行っている調査。
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	児童・生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握・分析することにより、子どもの体力向上に係る施策の成果と課題を検証し、改善に役立てるために文部科学省が行っている調査。
Society5.0	我が国が目指すべき未来社会の姿として国が提唱するもの。これまでの狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」。人工知能（AI）の活用や、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などの課題の克服を目指す。

た行

用語	解説
体感治安	統計に表されたものではなく、人々が日常生活の中で感じる治安の状況。
待機児童	保育の必要性の認定がされ、特定教育、保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していないもの。
第32次地方制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議する内閣府の附属機関。第32次地方制度調査会では「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（令和2年6月26日）が出された。
耐震性貯水槽	大規模な地震によって水道水の供給が停止したときに、貯水槽に水道水を貯え飲料水や消防水利を確保する施設。
ダイバーシティ	「雇用する人材の“多様性”を確保する」などの意味で用いられ、性別や人種に限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの様々な違いを受け入れ、広く人材を活用することで、価値を創出しようとする事。
タウンミーティング	市民の意見を市政運営の参考とするための広聴活動として、市長と市民が直接対話を行う取組。
多文化共生	国籍、民族などの異なる人々が、互いの文化や生活習慣の違いを尊重しながら、地域社会の構成員として、共に暮らしていくこと。
団塊の世代	第二次世界大戦直後の、昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までの第一次ベビーブームに生まれた世代のこと。
団塊ジュニア世代	団塊の世代の子ども世代に当たる、昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）までの第二次ベビーブームに生まれた世代のこと。
単年度収支額	年度ごとの収支で、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもの。
地域協働協議会	地域ニーズに応じたまちづくりを担うとともに、様々な地域課題の解決に向けた活動・事業に取り組む、小学校区を単位として設立された、地域団体や住民によるネットワーク型組織。
地域生活支援事業	障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する事業。

用語	解説
地域包括支援センター	地域に密着した総合的な情報提供や相談援助を行うとともに、コミュニティセンターエリア内の関係機関などとのネットワークを構築し、地域に根ざした高齢者保健福祉を推進する拠点。
地下河川	道路などの地下空間を有効利用して設置する大規模な雨水排水管。
地産地消	地元で生産されたものを地元で消費すること。
地籍調査	主に市町村が主体となり、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積等を正確に調査・測量するもの。
中核市	法で定められた要件（人口 20 万人以上）を満たし、国から指定を受け、事務権限を強化される都市制度。本市は平成 31 年 4 月に中核市に移行し、大阪府から事務権限が移譲され、保健所の設置・運営、産業廃棄物処理施設の設置許可、教職員の研修などを実施することになった。
超高齢社会	65 歳以上の人口の割合が全人口の 21% を超えている社会。
ディベート教育	一つの論題の下、肯定する立場と否定する立場の二組に分かれ、議論の相手に対する優位性を第三者に理解してもらうことを意図して、客観的な証拠資料に基づいて論理的に議論をする方法。
特殊詐欺	犯人が電話や郵便等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、還付金が受け取れる等と言って A T M を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪などのこと。
ドクターカー	医師等が同乗し、必要な医薬品や機器等を持ち込み、早期に治療を開始することにより救命率の向上を目指す救急搬送車両。
都市機能誘導区域	医療、福祉、商業などの都市機能を都市の中心拠点や地域拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。立地適正化計画で定める。
都市のスポンジ化	都市において、空き地、空き家等の低未利用地が散発的に発生すること。
土のうステーション	大雨等による浸水被害発生時に使用するための土のうの集積所。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者・恋人など親密な関係にある者、又は親密な関係にあった者から受ける身体的、精神的暴力などの様々な暴力のこと。

な行

用語	解説
南海トラフ巨大地震	西日本の太平洋側に長く伸びた海溝で、静岡県から四国を越えて宮崎県沖に達している南海トラフを震源とする地震。
二次医療圏	「医療圏」とは、都道府県が医療計画において設定する地域的単位のことで、「二次医療圏」とは、主として入院医療サービス、広域的な保健医療サービスが行われる地域単位。
2軸化構想	京阪沿線の「京阪軸」及びJR学研都市線沿線の「学研都市軸」の2軸が互いに成長し、寝屋川市全域が継続的に発展するためのまちづくりを進める構想。
寝屋川教育	自らの「考える力」を育成するとともに、「ねやがわスタンダード」による指導方法や学習習慣の定着を図り、「学力」、「体力」を確実に身に付けさせることにより、「生き抜く力」を育むことを目指した市独自の教育。
寝屋川市の働き方改革	職員の働き方の変革による生産性の向上とワーク・ライフ・バランスを実現するため、「寝屋川市働き方改革推進プラン」に基づき推進する、市独自の取組。
寝屋川水準	政策立案などにおいて、先進的で独創性が高く、社会の仕組みや課題の本質を捉えた市独自の発想や視点のこと。
寝屋川方式の学習法	「寝屋川教育」を推進するための、秋田方式を取り入れた、基本的な指導方法の統一や学習習慣の定着を行う市独自の学習法。
望まない残業	災害対応や緊急を要する業務などを除く、通常の勤務時間に対応すべき業務に係る残業のこと。（「寝屋川市働き方改革推進プラン」で位置付けるもの）

は行

用語	解説
ヒートアイランド	都市化により、都市部が周辺地域より高い温度になっている現象。
ファクター	ある現象・結果を生ずる要因、要素、原因のこと。
普通会計	地方公共団体の統計的な財政把握や地方公共団体間の財政比較等のため用いられる会計区分。本市では、「一般会計」、「公共用地先行取得事業特別会計」及び「母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計」で構成される。

用語	解説
フューチャー・プル (Future Pull)	未来のある時点に目標を設定し、そこから振り返って現在すべきことを考える思考方法。
フレイル	運動機能や認知機能等が低下し、慢性疾患の併存などにより心身の脆弱性が見られるが、適切な介入・支援により生活機能の維持向上が可能な状態。
プレゼント・プッシュ (Present Push)	過去のデータや実績などに基づき、現状で実現可能と考えられることを積み上げて、未来の目標に近づけようとする思考方法。
防災行政無線	市が「地域防災計画」に基づき、地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局のこと。

ま行

用語	解説
マイクロプラスチック	一般に5ミリメートル以下の微細なプラスチック類のことで、海洋に流出することによる海洋生態系への影響が懸念されるもの。
まちのリノベーション	既存の不動産を再生させ、新しい機能や価値を付与することで、まちの魅力の向上、地域の活性化につなげる取組。
窓口改革	市民を待たせず、もっと便利に、簡単に相談・手続等ができる窓口の設置等に向けた取組のこと。
密集住宅地区	老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路・公園などの公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止、避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地。
民生委員児童委員協議会	法律により定められている、民生委員・児童委員の活動に必要な知識・技術の習得、調査研究活動を行う組織体。
メインアイコン	象徴となるもの。

ら行

用語	解説
レセプト	診療報酬明細書。医療機関が公的医療保険者に対して医療費を請求するために、行った処置や使用した薬剤等を記載した明細書のこと。

用語	解説
連続立体交差事業	都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。

わ行

用語	解説
ワーク・ライフ・バランス	人々が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
ワンストップ化	複数の行政手続きが1か所で可能となること。

8 SDGsの17のゴール



目標1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標10 [不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



目標14 [海洋資源]

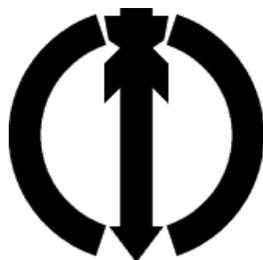
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

市章



(昭和 26 年 5 月 3 日制定)

↑ はネと矢、すなわち寝屋を示し、
Ⓢ は川を表しており、市名文字を図
案化して収めたもので、寝屋川市が
矢のように早く円滑に発展する意味
を象徴したものです。

市のマスコット・キャラクター



はちかづきちゃん ねや丸くん

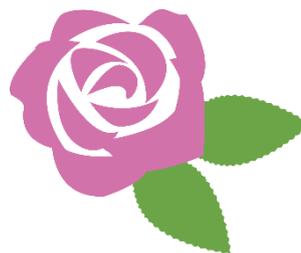
市の有名な民話「鉢かづき姫」に登
場する初瀬姫と山陰三位中将の四男
(宰相) をモチーフに、市の木「桜」・
市の花「ばら」をデザインしたマス
コット・キャラクターです。

市の木及び市の花

(昭和 43 年 4 月選定)



市の木「桜」



市の花「ばら」

市の木「桜」及び市の花「ばら」は、美化運動推進本部で、
市民アンケートによって選ばれました。

第六次寝屋川市総合計画

令和 3 年 3 月

■発行・編集

寝屋川市 経営企画部 企画一課

〒572-8555 寝屋川市本町 1 番 1 号

TEL : 072-824-1181 (代表)

<https://www.city.neyagawa.osaka.jp>



 寝屋川市
NEYAGAWA CITY